

令和2年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和2(2020)年7月
東京未来大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	15
基準 3. 教育課程	39
基準 4. 教員・職員	61
基準 5. 経営・管理と財務	68
基準 6. 内部質保証	76
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	82
基準 A. 地域貢献	82
V. 特記事項	87
VI. 法令等の遵守状況一覧	88
VII. エビデンス集一覧	101
エビデンス集（データ編）一覧	101
エビデンス集（資料編）一覧	102

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大学の基本理念

東京未来大学（以下、「本学」という。）の母体である学校法人三幸学園（以下、「学園」という。）は、昭和 60(1985)年に設立された。前身は本学園創立者の鳥居秀光によって昭和 49(1974)年千葉県市川市に創立された。創立当時から「技能と心の調和」を学園の教育理念として、「人を活かし、日本をそして世界を明るく元気にする」ことを目指し（ビジョン）、現在、全国 12 都市に 63 の専門学校、1 つの大学（本学）、1 つの短期大学、2 つの通信制高等学校、東京・千葉を中心に 19 の認証保育所と 20 の認可保育所、4 つの認可外保育所等を展開し、11 万人以上の卒業生を送り出している（令和 2(2020)年 5 月現在）。

本学は学園が足立区の大学誘致政策を受け、平成 19(2007)年に、1 学部 1 学科 1 通信教育課程で開学し、平成 24(2012)年にモチベーション行動科学部モチベーション行動科学科（翌年に通信教育課程を開設）を開設し、現在に至っている。本学は、学園が定める教育理念である「技能と心の調和」を受け継いで大学の教育理念として定め、専門的な知識や技能を学ぶと共に、人間性豊かな心を併せ持つ人材を育成する。

2. 使命・目的

本学は、学園の教育理念に基づき、「教育・研究・社会貢献機能を通じて、人を活かし、世の中の困難を希望に変える」ことをミッション（使命）とし、「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を育成する」ことを教育の目的とする。また、学園全体のビジョン（未来像）に沿って、「教育・研究・社会貢献機能を通じて人の未来を、日本をそして世界を明るく元気にする」というビジョンを実現する。

この使命、目的の実現にあたり、こども心理学部においては、「日本の未来を担う子どもの豊かな成長を、家庭、学校、地域社会、及び、それらを取りまく文化との相互関係という視点から捉え、単に知識や技能を修得するにとどまらず、人間性を高める教育を併せて展開することにより、真に社会に役立つ人材を養成する」ことを学部の教育目的と定める。モチベーション行動科学部においては、『社会で必要とされる「組織成員として組織の健康な発展に貢献するモチベーション」、「他者を理解し、円滑な対人関係を志向するモチベーション」、「広い関心と学びを促すモチベーション」を学び理解することにより、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化することのできる人材を養成する』ことを学部の教育目的と定める。その実現は学園、及び本学が掲げるビジョンの実現につながるものである。

3. 大学の個性・特色等

本学の使命・目的は普遍性の高いものであるが、社会情勢に対応しつつ使命・目的をどのように実現していくか常に考えることが必要であり、本学の個性・特色の中でその具現化を目指している。

(1) 人材育成教育

本学は、教育理念を基軸とした教育の目的及びミッション、ビジョン実現のため、ディ

プロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを明確に定め、その中でカリキュラム・ポリシーに基づき、高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などを融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成している。具体例を挙げれば、すでに平成 24(2012)年度には、実習などを除き全ての授業でアクティブ・ラーニング指導法が導入された。また、講義における能動的な学習態度の強化に加え、プロジェクト型学習、実習やインターンシップ、ボランティアなどの学外授業における人材育成も強化している。

本学の人材育成教育の特色を俯瞰すれば、大きく 2 つのサイクルととらえることができる。すなわち専門教育や一般教育機会提供としての「教学」サイクルと、キャリア教育や行事などを通じた「プロジェクト」サイクルである。前者では、教務委員会並びに教務委員会の活動を側面から支援するエンロールメント・マネジメント局キャンパスアドバイザー(以下「CA」という。)の活動を通じてディプロマ・ポリシーの実現を、後者では学生生活委員会が主体となって、サイクルに含まれる各種活動(学友会活動、地域連携活動など)とディプロマ・ポリシーの結びつきを検証している。このように、大きく 2 つの場を提供することで、多方面からの学びの機会を増やし、学生の成長を促している。

三ポリシーについては、こうした教育の中で、教育目的との整合性をより明確にすることを目的として、不断の検証を行っている。

(2) クラス制の導入

本学は、2 学部を合わせても 1 学年定員 340 名の小規模大学であり、授業の規模も概して小さい。この少人数教育による教育効果を最大化するためにクラス制とすることで、学生一人ひとりに目の行き届いたきめ細かな指導を可能にしている。主に学修面をサポートする専任教員によるクラス担任、履修支援を含む学生生活全般を広くサポートする CA を各クラスに 1 名ずつ配置し、在学中はもちろんのこと、入学前から卒業後まで学生のあらゆる面をフォローする体制を整えるなど、小規模大学だからこそ可能となるきめ細かな指導体制を開学以来継続している。

(3) 学生支援

入学者選抜では「特待生入試」を実施し、成績、面接評価をもとに学費減免を行っている。入学後は 1 年次からインターンシップに参加することができる。春学期と秋学期に開催されるプレゼンテーション大会では、協力企業から出された課題について 1 年生のクラスでその解決策やアイデアを練り、クラスから選抜されたチームが発表を行うが、この経験を通じて学生は企業や仕事を身近に感じることができるようになり、就職活動に役立っている。また、平成 26(2014)年に学内に開設された「キャリアカフェ」には、専門スタッフが常駐し、就職に向けた支援や各種資格取得に関する支援を受けることができる体制が整っている。クラス担当 CA も、常時大学生活の悩みや履修に関する相談に応じている。1 年次からのインターンシップ、CA による支援は、本学の学生支援の特色である。

(4) 研究支援

教員の研究支援体制は、一人あたり 45 万円の個人研究費がすべての専任教員に対して支給される。この他に平成 27(2015)年より、学内研究費申請制度が設けられ、専任教員は 100 万円を上限に、個人研究または共同研究予算を申請することができる。50 万円以上を申請する場合には科学研究費(科研費)助成を申請することと研究成果公表の義務を負う。こ

の学内研究費申請制度は、本学における競争的資金制度として、教員の研究活性化を促す特色の一つである。

(5) 通信教育課程の学び

本学では、社会人として働きながら学修や資格取得を目ざす志望者、子育て中の親や保育者など時間に制約があり通学での学修が困難な志望者に対し、可能な限りの学修機会を提供することを目的として、「いつでもどこでも」学べる通信教育課程も設置している。メディア授業、テキスト授業、スクーリングによる対面授業等を通じて、多くの人たちに学修の場を提供することで、ミッション、ビジョンの実現を目ざしている。近年は受講者の要望もありメディア授業への移行が進んでいる。

また、通信教育課程では、平成 21(2009)年に教員免許 10 年更新講習も開設し、多様な科目を揃えて本学教員による講習授業を行っている。令和元(2019)年現在、受講者数は 10 万 8 千人を超えている。本学の教育が社会に貢献していることを示すものといえる。

(6) 地域連携の強化

本学は、平成 16(2004)年 10 月の足立区基本構想審議会による「文化教育立区＝高等教育・研究機関の誘致」に沿って設置された。足立区の大学誘致の重要施策として位置づけられているのが、産学公連携であり、とりわけ本学への期待が大きいのがこの連携である。地域の学習機会の拠点として地域住民からの期待も大きく、「幅広い職業人の育成」及び、「地域の生涯学習機会提供の拠点」としての機能に大きな比重を置いている。令和元(2019)年現在、16 名の本学教員が足立区の各種政策に関わる専門委員、学識経験者として活動している。その他にも、足立区を中心として各種の地域振興イベントに協力している。平成 29(2017)年には「地域連携センター」が設置され、こうした地域連携活動の窓口としての役割を担っている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

学校法人三幸学園及び本学の沿革は以下のとおりである。

昭和 60(1985)年 3 月	学校法人三幸学園設立
平成 19(2007)年 4 月	東京未来大学 こども心理学部を開学 こども心理学科こども心理専攻、こども保育専攻、通信教育課程
平成 23(2011)年 4 月	こども保育・教育専攻へ名称変更、入学定員増員
平成 24(2012)年 4 月	東京未来大学モチベーション行動科学部設置 モチベーション行動科学科
平成 24(2012)年 9 月	モチベーション研究所 設置
平成 25(2013)年 4 月	東京未来大学モチベーション行動科学部 モチベーション行動科学科通信教育課程 設置
平成 31(2019)年 4 月	こども心理専攻を心理専攻へ名称変更

2. 本学の現況

- ・ 大学名 東京未来大学
- ・ 所在地 堀切キャンパス 東京都足立区千住曙町 34-12
六町グラウンド 東京都足立区南花畑 1-14-32
- ・ 学部構成

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在

学 部	学 科	専 攻 ・ 課 程
こども心理学部	こども心理学科 同	心理専攻 こども保育・教育専攻 通信教育課程
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科 同	通信教育課程

・ 学生数、教員数、職員数

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在

① 学生数

学 部	学 科	専 攻	入 学 定 員	収 容 定 員	在籍学生数				
					1 年	2 年	3 年	4 年	計
こども心 理学部	こども心 理学科	心理専攻	80	320	117	122	111	108	458
		こども保 育・教育 専攻	200	800	201	205	177	194	777
		小 計	280	1,120	318	327	288	302	1,235
モチベー ション行 動科学部	モチベー ション行 動科学科		60	240	76	77	61	75	289
合 計			340	1,360	394	404	349	452	1,524

※平成 31(2019)年 4 月 「こども心理専攻」 から 「心理専攻」 に名称変更

【通信教育課程】

学 部	学 科	課 程	入 学 定 員 (編入学)	収 容 定 員	在籍学生数				
					1 年	2 年	3 年	4 年	計
こども 心理学部	こども 心理学科	通信教 育課程	75 3 年次 300	900	79	113	365	401	958
モチベー ション行 動科学部	モチベー ション行 動科学科	通信教 育課程	20 3 年次 20	120	27	35	55	53	170
合 計			95 3 年次 320	1,020	106	148	280	454	1,128

② 教員数

令和2(2020)年5月1日現在

学 部	学 科	専 攻 課 程	専任						兼任
			教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
こども心理学部	こども心理学科	心理専攻	7	4	3	0	0	14	21
		こども保育・教育専攻	8	15	10	0	0	33	43
	同	通信教育課程	6	3	1	0	0	10	49
	小 計		21	22	14	0	0	57	113
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科		9	5	3	0	0	17	22
	同	通信教育課程	0	2	0	0	0	2	13
	小 計		9	7	3	0	0	19	35
合 計			30	29	17	0	0	76	148

※専任教員には、特任教員を含む。

③ 職員数

学 部	学 科	課 程	専 任	兼 任
こども心理学部	こども心理学科		44	0
	同	通信教育課程	14	0
	小 計			58
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科		6	0
	同	通信教育課程	1	0
	小 計			7
合 計			65	0

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、学校法人三幸学園（以下「学園」という。）のミッションである「人を活かし、困難を希望に変える」に基づき、「教育・研究・社会貢献機能を通じて、人を活かし世の中の困難を希望に変える」をミッションとしている【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】。そこには、「教育・研究・社会貢献機能を通じて」行動を起こすことにより、「人を活かし世の中の困難を希望に変える」という目的があり、社会をよりよく発展させるための本学に与えられた義務にも通じるものである。そして、「技能と心の調和」を本学における教育の根本、すなわち大学の教育理念に掲げ、高度な専門的な知識や技能を学ぶとともに人間性豊かな心を併せ持つ人を育成するため、これを東京未来大学学則(以下「学則」という。)第 1 条に明確に定め【資料 1-1-3】、高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献できる人材を育成することを教育の目的としている。そもそも本学は平成 16(2004)年 10 月に策定された足立区の基本構想審議会による「文化教育立区＝高等教育・研究機関の誘致」に沿って設置されており、その第三の基本的方向である「文化と教育を高め、心の豊かさと誇りを持てる未来を目指す」という使命を与えられており、それも同時に満たすべく、使命・目的及び教育目的を設定している【資料 1-1-4】。

こうした教育理念並びに教育の目的を、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの具体的内容とともに、学生募集要項、学生便覧・履修の手引き、教員ハンドブック、本学公式ウェブサイトに掲載し【資料 1-1-5】、学内外への周知に努めている。これらを通じて、大学という学術・文化そして社会貢献を担う教育研究機関としての目的を具体的に示している。

なお、本学は、教科履修とともに、未来祭(学園祭)、三幸フェスティバル(体育祭)、キャンパスクルー（オープンキャンパス時学生スタッフ)等の「プロジェクト」と呼ばれる活動を、学生と教職員が組織的に共有している。プロジェクト活動を通じ、企画力、組織力、知識、技能の総合化、実践力を高めることを「技能と心の調和」の具体化の重要な一部としている。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大

学の個性・特色」及び「基準 1-1-①」で述べたとおり、「簡潔な文章」で明確に記載してある。教育理念並びに教育目的の具現化については、カリキュラムや三つのポリシーの不断の検証を通じてその実現を目ざし、簡潔な文章に表し、学生募集要項、学生便覧・履修の手引き、教員ハンドブック、本学公式ウェブサイトに掲載し、学内外への周知に努めている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学では、大学の母体である学園の定める教育理念である「技能と心の調和」を大学の教育理念とし、高度な専門的知識や技能を学ぶと共に、人間性や意欲を高める教育を合わせて展開することにより、真に社会に役立つ人間を育成することをその使命・目的としており、学則第1条において明確に示している。

教育理念の示す人材の育成を実現するため、こども心理学部では次の教育目的を掲げる。すなわち、「日本の未来を担う子どもの豊かな成長を、家庭、学校、地域社会及び、それらを取りまく文化との相互関係という視点から捉え、単に知識や技能を修得するにとどまらず、人間性を高める教育を併せて展開することにより、真に社会に役立つ人材を養成する」ことである【資料 1-1-6】。そして、学部開設以来、「科学者-実践家モデルの教育」を教育の基本に据え、大学での学びと現場での実践の両面を重んじ、机上で学んだことを実践に移し、また実践から学んだことを机上の学習に生かすという学習と実践の循環を重視し、常に知識・技能を実践に結びつけることができる教育に取り組んでいる。さらに学部の教育目的は、こども保育・教育専攻と心理専攻において、それぞれが目ざす人材育成の観点からの教育目的としてより明確化され、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーにおいて、その具体化を図っている。

同じく、モチベーション行動科学部においては、次の教育目的を掲げる。すなわち、『社会で必要とされる、「組織成員として組織の健康な発展に貢献するモチベーション」、「他者を理解し、円滑な対人関係を志向するモチベーション」、「広い関心と学びを促すモチベーション」を学び理解することにより、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化することのできる人材を養成する』ことである。その具現化をディプロマ・ポリシーにおいて明示し、カリキュラム・ポリシーにおいて、教育内容、教育方法、評価方法を明確に示している【資料 1-1-7】。

指導体制においては、両学部ともに、少人数教育体制を維持することで、学生一人ひとりに目の行き届いたきめ細かな指導を可能にしている【資料 1-1-8】。さらに、主に教育面をサポートする専任教員によるクラス担任と、学修支援を含む学生生活全般を広くサポートするキャンパスアドバイザー(以下「CA」という。)を各クラスに1名配置し、学生生活のあらゆる面をフォローする体制を整えるなど、小規模大学だからこそ可能となるきめ細かな指導体制を構築しており、開学以来本学の大きな特色となっている【資料 1-1-9】。

また、「1-1-① 意味・内容の具体性と明確性」及び「3. 大学の個性・特色等」でも記した通り、本学の使命・目的の背景には、高等教育機関としての足立区からの大きな期待がある。すなわち本学は、平成 16(2004)年 10 月の足立区基本構想審議会による「文化教育立区＝高等教育・研究機関の誘致」に沿って設置された【資料 1-1-4】。地域の学習機会の拠点として地域住民からの期待も大きく、本学教育目的にある社会貢献機能を反映するもの

である。平成 29(2017)年には「地域連携センター」が設置され、地域連携活動が強化されている【資料 1-1-10】。

さらに本学では、特に社会人に対するリカレント教育や子育て中の親や保育者など時間に制約がある学修志望者に対し、可能な限りの機会を提供することを目的として、通学制の教育に加え、通信教育課程も設置し、多くの人たちに学修の場を提供している【資料 1-1-11】。

これらの養成する人材像、教育研究の目的については、学則に掲げるのみならず、学生募集要項、学生便覧・履修の手引き、教員ハンドブック、本学公式ウェブサイトにも掲載し、情報公開に努めている。

1-1-④ 変化への対応

すでに記した通り、本学は、学園のミッションである「人を活かし、困難を希望に変える」に基づき、「教育・研究・社会貢献機能を通じて、人を活かし世の中の困難を希望に変える」を大学のミッションとし、「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を育成する」ことを教育の目的と明示している。この使命と教育目的は、本学設立時から教育の基盤をなすものであり、本学が誇りとするものとして現在に至るまで受け継がれている。

その意味では、基盤として確固たるものであるが、決して絶対不変のものではなく、社会情勢などに対応した見直しもまた継続的に行われるべきものととらえている。現段階では使命、教育目的ともに根幹での修正や変更は不要と判断しているが、それらを大学としてどのように体現していくか、あるいは今後の見直しの必要性については、大学戦略会議を通じて、また、学長指示の下に、自己点検・評価・改善委員会、各種委員会や教授会を通じて、継続して点検を行っている。一例として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、社会情勢の変化の中でも本学の教育目的を明確に体現するものとなっているか、不断の確認・検討と必要に応じた修正がなされ、その結果は学生募集要項、学生便覧・履修の手引き、教員ハンドブック、本学公式ウェブサイト、などを通じて学内外に周知している。

このように、社会情勢を照合しながら、大学として使命・目的及び教育目的とその具体化について不断の点検を継続している。

使命・目的及び教育目的は、掲載する媒体が異なってもほぼ同一の表現となっており、趣旨は一貫している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-1-12】

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

すでに述べた通り、本学は平成 19(2007)年の開学以来、母体である学園が掲げる教育理念に基づき、明確なミッションとビジョンの下に教育を行ってきた。今後は本学がもつ教育の特色を支える制度や活動、たとえば教科履修とプロジェクトの両サイクルによる教育、クラス担任並びに CA 制度、地元足立区を中心とする地域連携活動、社会人が学びやすい通信教育課程カリキュラムなどの定期的な見直しを継続し、各種媒体を通じて大学としての特色、社会への貢献価値を広く外部に知らしめていく。その際、掲載する媒体間で齟齬が

生じないように、関係部局・委員会が協同し内容について定期的な確認作業を継続していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学のミッション・ビジョン及び教育目的は、学園理事会で制定されている概念、本学設置趣旨を踏まえながら、大学としての適切な運営を旨として決定されている。同理事会には学長も理事として参画している。大学としての継続的な点検や改善には、大学戦略会議、自己点検・評価・改善委員会、教育改善向上(以下「FD」という。)委員会、教務委員会等各種委員会・センター及び教授会が参画し活動している。これら組織には、教員の他にもエンロールメント・マネジメント(以下「EM」という。)局より局長をはじめとする役職職員、一般職員が分担して参加しており、教職員一体となって大学全体の活動としてこれを行っている。活動の結果は、毎年春と秋に非常勤教職員を含め全教職員が参加して行われる全学教職員連絡会議(以下「全体会議」という。)の中で共有されている。

なお、学内規程の変更については、大学戦略会議での審議を経て学長が各学部教授会に内容の確認を付託し、全学教授会で審議の後に学長が決定、その後学園理事会に報告されることになっている。学則については学内手続きを経た後に学園理事会に諮られ、承認を受けることになっている【資料 1-2-1】。

1-2-② 学内外への周知

学内外への周知対象は、教職員、本学学生、卒業生、受験生、保護者、産業界および社会一般である。教職員、在学生については、学則に掲げるのみならず、本学公式ウェブサイト、学生便覧・履修の手引きにも明示している。新入生については、上記に加えて、入学前に実施する新入生オリエンテーション、2日間(平成30(2018)年度までは3日間)の新入生に対するスタートアップセミナー、入学式での学長式辞、さらに関連するガイダンスなどを通じて、使命・目的及び教育目的について解説し、周知を図っている。新入生の保護者については、上記に加えて、入学式後の保護者説明会においても周知を図っている。

受験生、保護者については、大学案内、オープンキャンパス配布資料、学生募集要項、本学公式ウェブサイトなどを通じて周知を図っている。卒業生、産業界並びに社会一般に対しては、本学公式ウェブサイト、オープンキャンパス来訪者への配布資料、企業向け資料等を通じて周知に努めている【資料 1-2-2】～【資料 1-2-5】【資料 1-1-2】【資料 1-1-5】。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は平成 19(2007)年開学のまだ若い大学である。本学がこれから 10 年後、20 年後にも社会の中で引き続きその価値を認められ、社会に求められる大学であり続けるためには、使命・目的を明確に意識し教育に取り組んでいくことが必要であるという認識の共有を、学長をはじめ大学運営にあたる役職者がさまざまな機会、例えば年に 2 回(3 月と 9 月)行われる全体会議を通じて教職員に発信している【資料 1-2-6】。その認識の下、時代の変化趨勢に対応する教育目的を中長期的な計画や三つのポリシーに反映させるべく、大学戦略会議、学部教授会、全学教授会で検証し、審議・決定している。学長は自己点検・評価・改善委員会を通じて全学の委員会・センター、教授会に指示し、これらの活動が円滑に進むよう図っている。

本学は、「技能と心の調和」という教育理念に基づき、「教育・研究・社会貢献機能を通じて、人を活かし世の中の困難を希望に変える」ことをミッションとしている。学術・文化そして社会貢献を担う教育研究機関である本学では、「教育・研究・社会貢献機能を通じて人の未来を、日本をそして世界を明るく元気にする」というビジョンを掲げ、「高度な専門的知識・技能・人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を育成する」ことを教育の目的に置いている。

これらを、各会議体、委員会等組織が責任主体となる中長期計画に反映させ、基本的な理念や教育の使命の継続的な検討、教育課程やカリキュラムの不断の検証を行っている【資料 1-2-7】。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに次のように反映させている。

ディプロマ・ポリシーは、本学の使命・目的及び教育目的を反映し、社会に送り出す人材の質保証を意図して、「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献しうる人材に学位を授与する」としている。このディプロマ・ポリシーを実現すべく、こども心理学部では、学位授与に値する要件を明示し、さらにこども保育・教育専攻、心理専攻のそれぞれにおいて、養成する人材像を具体的に明示している。モチベーション行動科学部においても、3 つの養成する人材像を明示した上で、身につけるべき技能と知識、卒業後に希望する領域に対応する専門領域の修得を通じて身につけるべき技能と知識を具体的に明示している。

このディプロマ・ポリシーをもとに、本学の使命・目的及び教育目的を反映したカリキュラムを具現化していくため、カリキュラム・ポリシーは「高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などを融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成する」としている。このポリシーに基づき、こども心理学部では 5 つの要件を掲げカリキュラム編成の目的を明示している。さらにそれぞれの専攻における教育目的を達成するため、こども保育・教育専攻では 4 つの要件を、心理専攻でも 4 つの要件を示し、カリキュラムが意図するところを明確化して、人材の育成を実現している。モチベーション行動科学部では、教育課程において、3 つの人材像に対応した心理・コミュニケーション、経営、教育の 3 つの科目群を配置している。3 科目群を重複して学ぶことが可能であり、その上でそれぞれ

の進むべき方向性に対応した科目群を修得することで、育成すべき人材の養成を実現している。

本学の使命・目的及び教育目的は、このようにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに明示されているが、その使命、教育目的に適う学生を選抜するため、アドミッション・ポリシーは「本学の理念に共感し、各学部・学科の専門的知識や技術を修得するための意欲が高く、素直な心を持ち、様々な個性、経験、技能を有する学生を受け入れる」としている。

これに基づき、こども心理学部では、「大学及びこども心理学部の教育目標を理解して学びを深め、積極的に人と関わり円滑な対人関係を構築することのできる人間力を持つ学生の入学を期待する。そのためには、常に学修への高い意欲を保持し、こども心理学部の教育及び将来の社会の要請に応える力を身につける積極性が求められる。ついては、様々な活動やボランティア経験及び様々な個性・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針を、各専攻で示し、それに基づく学生の選抜を行う。」ことを学部のアドミッション・ポリシーとしている。さらにこども保育・教育専攻では、受け入れに適う5つの能力・資質を、心理専攻では同じく4つを明示している。

モチベーション行動科学部では、「大学及びモチベーション行動科学部の教育目標を理解し、その目標実現のために、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化させる可能性を持つ学生の入学を期待する。そして、様々な経験を通して得られる人間力を高めていくことのできる学生、豊かな個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針をここに示し、それに基づく学生の選抜を行う。」ことを学部アドミッション・ポリシーとして、このポリシーを基に求められる5つの人物像を掲げている。

以上の通り、本学の使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに明確に反映されている【資料1-2-8】。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の母体である学校法人三幸学園（以下、学園という）は、昭和60(1985)年に設立された。「技能と心の調和」を学園の教育理念として、「人を活かし、日本をそして世界を明るく元気にする」ことを目指し（ビジョン）、現在、全国12都市に63の専門学校、1つの大学（本学）、1つの短期大学、2つの通信制高等学校、東京・千葉を中心に19の認証保育所と20の認可保育所、4つの認可外保育所等を展開し、11万人以上の卒業生を送り出し（令和2(2020)年5月現在）、我が国の教育に大きく貢献している【資料1-2-9】。

本学は学園が足立区の大学誘致政策を受け、平成19(2007)年に開学した。上述の通り、学園はすでに11万人以上の卒業生を社会に送り出し、さまざまな職業において有為な人材として社会を支えている。今日の社会では、学園が教育理念として培ってきた「技能と心の調和」が求められており、専門的な知識や技能とともに人間性豊かな心を併せ持つ教育が求められている。学園ではこれまでのさまざまな教育の蓄積を活かし、社会的要請に応えることのできる高等教育機関として、足立区の大学誘致政策を受け、本学を設立するに至った【資料1-1-4】。

設立にあたっては、学園の教育理念を体現でき、且つ学園が持つ教育成果の蓄積を活か

すことができる領域として、日本の未来を担う子どもの豊かな成長を支援することができる、保育士、幼稚園教諭、並びに子どもの心の発達を理解し子どもの心に寄り添うことのできる人材の育成を目的とする学部を構想した。これがこども心理学部の成り立ちである【資料 1-2-10】。したがって、こども心理学部は教育目的として「日本の未来を担う子どもの豊かな成長を、家庭、学校、地域社会、及び、それらを取りまく文化との相互関係という視点から捉え、単に知識や技能を修得するにとどまらず、人間性を高める教育を併せて展開することにより、真に社会に役立つ人材を養成する」ことを掲げている。

また、学ぶ意欲をもちながらも時間的な制約や種々の事情で通学が叶わない、主に社会人を対象として同学部に通信教育課程を併せて開設した。

こども心理学部はこども心理学科 1 学科からなるが、保育・教育、子どもの心の発達という領域で、それぞれの人材育成を専門的に実践するため、学科の中にこども保育・教育専攻、こども心理専攻の 2 専攻を置いた。こども保育・教育専攻名称は、開設当初はこども保育専攻であったが、平成 23(2011)年に現在のこども保育・教育専攻に改称した。こども保育・教育専攻では、多くの卒業生が保育園、幼稚園、小学校に就職し活躍しており、本学の教育理念を体現して社会に貢献している。こども心理専攻卒業生の多くは企業・組織に就職し、本学で学んだ知識を活かし同様に社会に貢献している。近年卒業生の中には、大学院に進学しさらに専門的な学びを追求する者も増えてきている【資料 1-2-11】。

このように、こども心理学部は設立にあたって大学が掲げた使命・目的並びに教育目的を確たる基盤として、社会に役立つ人材を育成する教育研究組織として、十分に整合し機能している。なお、こども心理専攻は、子どもに注目するものの広く心理学の専門的知識を身につける教育を実践してきていることから、平成 31(2019)年より名称を「心理専攻」に改称した。

続いて、平成 24(2012)年には 2 つめの学部であるモチベーション行動科学部が設置され、翌平成 25(2013)年には同通信教育課程が設置された【資料 1-2-12】。近年、情報通信技術の進展はめざましく、それに伴い地球的な規模で急速なグローバル化が進んできた。我が国においても社会の隅々にまでその影響は広がり、企業・組織、地域コミュニティのありかた、さらには人と人とのコミュニケーションも大きく変貌してきている。少子高齢社会も確実に進行の度合いを増しており、どの世代も将来を明確に思い描くことが難しくなっている。そうした中で、意欲や創造性をいかに引き出し高く保つか、社会生活を通じていかに成長を実感することができるかが、大きな問題として浮上している。人々がそれぞれの成果の達成に向けて主体的に活動し、心理的安寧 (well-being) と充実感をもった生活を送ることができるようになるための工夫が、いよいよ求められる時代となっている。その仕組み作りを進める上で、人の活力、意欲、心理的な活動エネルギーを意味するモチベーションについての科学的な理解とその実践的な応用は、大きな手がかりを与えてくれる。現代社会の問題をこのようにとらえる中で、モチベーション行動科学部設立が構想された。

モチベーション行動科学部の教育目的は、社会で必要とされる「組織成員として組織の健康な発展に貢献するモチベーション」、「他者を理解し円滑な対人関係を志向するモチベーション」、「広い関心と学びを促すモチベーション」を学び理解することにより、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化することのできる人材を養成することに置かれている。このように、大学が掲げた使命・目的並び

に教育目的の実現を目ざし、社会に役立つ人材を育成する教育研究組織として、同学部は十分に整合し機能している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 1-2-13】

(3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学は平成 19(2007)年開設の若い大学ではあるが、大学の教育理念を受け入れた多くの受験生が集まり、現在は両学部ともに定員を満たすことができている。アドミッション・ポリシーに基づき受け入れた学生を、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づき教育し社会に送り出すことが、大学としての大きな役割であり、社会の負託に応える使命とそれを具現化する三つのポリシーとの整合性を、常に確認していく作業が必要である。自己点検・評価・改善委員会並びに両学部教授会を中心に、毎年度の定期的な点検と結果の共有を図り、ポリシーの整合性維持に努める。また、学長ガバナンス体制を強化し、学内各種委員会・センターの連携をこれまで以上に密にしていくことで、大学の使命・目的に整合した教育組織体制並びに研究組織体制の整備も進めていく。

【基準 1 の自己評価】

すでに述べたように、本学は、学園のミッションである「人を活かし、困難を希望に変える」に基づき、大学としての教育理念並びに教育の目的を明確に定めており、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、その内容を反映したものとなっている。そしてそれらを、学生募集要項、学生便覧・履修の手引き、教員ハンドブック、本学公式ウェブサイトに掲載し、学内外への周知に努めている。学内教育研究組織は、学長ガバナンスの下、教授会、各種委員会・センター及び EM 局の連携により、本学の使命・目的および教育目的の実現に向けて円滑に運営されてきている。

また、これもすでに言及したことであるが、教科履修とともに、未来祭、三幸フェスティバル、キャンパスクルー等の「プロジェクト」と呼ばれる活動を、学生と教職員が組織的に共有している。プロジェクト活動を通じ、企画力、組織力、知識、技能の総合化、実践力を高める教育を実践することで、本学の教育理念である「技能と心の調和」を実現している。

このように、【基準 1】については満たしているものと自己評価している。今後の課題としては、教学における学長ガバナンスのさらなる浸透が挙げられる。現行では、学長をトップとして両学部長による学部運営がなされているが、学長が広く大学運営を進めていく上では、副学長（現在は空席）あるいは統括部門長といった役割を担う者を置くことも、学長ガバナンスには有効な方策である。組織体制の充実を図るなかでの検討課題である。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の教育理念である「技能と心の調和」に基づき、アドミッション・ポリシーは学部・学科の教育目的に即して表 2-1-1 に示すように、明確に定められている。また、アドミッション・ポリシーは、学生募集要項および本学公式ウェブサイトを通して公表されている【資料 2-1-1】。

【表 2-1-1 大学および各学部・専攻のアドミッション・ポリシー】

<p>こども心理学部（全体）</p> <p>大学及びこども心理学部の教育目標を理解して学びを深め、積極的に人と関わり円滑な対人関係を構築することのできる人間力を持つ学生の入学を期待する。そのためには、常に学修への高い意欲を保持し、こども心理学部の教育及び将来の社会の要請に応える力を身につける積極性が求められる。ついては、様々な活動やボランティア経験及び様々な個性・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針を、以下に示し、それに基づく学生の選抜を行う。</p>
<p>こども心理学科こども保育・教育専攻</p> <p>以下の能力・資質を有する人を受け入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学の学びの基礎となる学力を有する。 ○様々な事柄に興味・関心を持ち、自身の経験や知識と関連付けて学ぶことができる。 ○自分の考えを適切に表現し、他者理解を持って人間関係を構築することができる。 ○心身ともに健康であり、積極的に行動できる。 ○未来に希望を持ち、子どもや保育・教育に関心を持っている。
<p>こども心理学科心理専攻</p> <p>以下の能力・資質を持っている人を受け入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもを中心としたあらゆる年代の心理と行動をはじめとし、幅広い内容について興味・関心を有し、人の心の仕組みや働きについて論理的に理解することに積極的である。 ○多様な人々と積極的に関わり、互いに理解し尊重し合ったうえで適切な対人関係を構築すること及びその対人関係の構築について心理面からの理解と充実した表現方法による円滑なコミュニケーションを行うことに意欲的である。 ○教育・保育・福祉機関をはじめとする学外の様々なボランティア活動を通して、人を取り巻く社会について理解するとともに、社会貢献などでの関わりに積極的である。 ○上記を実現するにふさわしい学力・知力、そして豊かな発想力を備えている。

こども心理学科通信教育課程

大学及びこども心理学部の教育目標を理解して学びを深め、積極的に人と関わり円滑な対人関係を構築することのできる人間力を持つ学生の入学を期待する。そのためには、常に学修への高い意欲を保持し、こども心理学部の教育及び将来の社会の要請に応える力を身につける積極性が求められる。ついては、大学内外における様々な活動やボランティア経験及び様々な個性・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針をここに示し、それに基づく学生の受け入れを行う。

- 様々な事柄に興味・関心を持ち、自身の経験や知識と関連付けて学ぶことができる。
- 自分の考えを適切に表現し、他者理解をもって人間関係を構築することができる。
- 子どもを中心としたあらゆる年代の心理と行動をはじめとし、幅広い内容について興味・関心を有し、心理学的観点からもその背景やプロセスについて論理的に理解することに積極的である。
- 多様な人々と積極的に関わり、互いに理解し尊重し合ったうえで適切な対人関係を構築すること及びその対人関係の構築について心理面からの理解と充実した表現方法による円滑なコミュニケーションを行うことに意欲的である。

モチベーション行動科学部

大学及びモチベーション行動科学部の教育目標を理解し、その目標実現のために、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化させる可能性を持つ学生の入学を期待する。そして、様々な経験を通して得られる人間力を高めていくことのできる学生、豊かな個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針をここに示し、それに基づく学生の選抜を行う。

- 高等学校での教育課程を幅広く修得している。
- モチベーション行動科学部で学ぶことに強い意欲をもっている。
- 豊かな発想力をもち、主体的に考え行動することができる。
- 人とよく関わることのできる対人関係能力・技能をもっている。
- 困難や課題を乗り越えた経験をもっている。

モチベーション行動科学部通信教育課程

大学及びモチベーション行動科学部の教育目標を学び・理解することにより、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化させる可能性を持つ学生の入学を期待する。そして、様々な経験を通して得られる人間力を高めていくことのできる学生、豊かな個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針をここに示し、それに基づく学生の受け入れを行う。

- モチベーション行動科学部で学ぶことに強い意欲をもっている。
- 豊かな発想力で主体的に考え行動することができる。
- 企業人や公務員、各種法人職員等として活躍しながら、モチベーションについて学ぶことにより、組織貢献を希望している。
- 社会の一線を退き、家庭や地域コミュニティの中で生きつつ、その対人関係及びコミュニケーションの円滑化や活力の向上を求めて、学びに興味をもっている。

1. こども心理学部

平成 19(2007)年 4 月の本学の開学以来、こども心理学部では、同学部によりふさわしいアドミッション・ポリシーを策定するため、文言の検討と統一、文章の修正などを施し、同学部が擁する二つの専攻、こども心理専攻(平成 31(2019)年 4 月から心理専攻に変更)とこども保育・教育専攻の特徴をふまえて検討を行ってきた。平成 30(2018)年度には、アドミッション・ポリシーを含む三ポリシーについて、学生及び教員を対象にアンケート調査を行い、文言のわかりやすさや実態と合致しているかどうか等について検証した【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】。本学が求める学生像は、アドミッション・ポリシーを通して適切に表現され公開されている。

2. モチベーション行動科学部

平成 24(2012)年 4 月に新たにモチベーション行動科学部が設置された。この設置に合わせて、モチベーション行動科学部のアドミッション・ポリシーについて検討が行われると同時に、今日まで適宜見直しが行われてきた【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】。

3. 通信教育課程

平成 19(2007)年 4 月に開設されたこども心理学部こども心理学科通信教育課程及び平成 25(2013)年 4 月に新設されたモチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通信教育課程は、その教育の特徴を反映するようなアドミッション・ポリシーを策定し、明示・周知している。

こうした本学のアドミッション・ポリシーは、学生募集要項と本学公式ウェブサイト中で公開している。なお、本学の学生募集要項はオープンキャンパスでの配布をはじめ、本学公式ウェブサイト(携帯を含む)、電話やファックス等による請求、各種 Web 媒体・各種進学情報誌を通して容易に入手することが可能である【資料 2-1-4】。

また、本学では、本学主催のオープンキャンパスや入試説明会、企業主催の大学説明相談会、高大連携講座、高等学校の要請による出前授業、高等学校の訪問(進路指導担当者への説明や進学ガイダンスへの参加)、高等学校の生徒(1・2 年生を含む)のキャンパス見学などの機会を活用し、大学案内や学生募集要項を使用しながら、アドミッション・ポリシーについて説明し、その周知を図っている。以上、本学においては、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表・周知されている【資料 2-1-5】。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学は、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を、公正かつ妥当な方法により適切な体制のもとで運用している。本学は、アドミッション・ポリシーを学生募集要項に記載し、その周知・徹底を図っている。本学の掲げる教育理念である「技能と心の調和」、すなわち専門的な知識や技術を学ぶと共に人間性豊かな心を併せ持つ人を養成するためには、本学のアドミッション・ポリシーである「理念に共感し、各学部・学科の専門的知識や技術を修得するための意欲が高く、素直な心を持ち、様々な個性、経験、技能を有する」に沿った入学者の選抜が必要である。受験生の選抜方法について、学修への高い意欲と、円滑な対人関係を構築することのできる人間力に重点を置いていることは、表現に微細な差こそあれ両学部のアドミッション・ポリシーに記す通りである。本学の入学者選抜は、

「東京未来大学入学者選考規程」【資料 2-1-6】に基づいて設置された学部入試委員会 がこれを行う。全学入試委員会の所掌する現行の入学試験の種別は、以下の通りである【資料 2-1-7】。

1. 入学試験について

①A0（作文＋面接）入試

本学教員との面接、作文、書類審査により、合否判定が行われる。本学の教育理念、カリキュラムなどについて理解していること、学修意欲が高く、目的意識や対人能力など個性の豊かさ、学校内外における様々な活動や経験等を総合的に判断する。

②推薦入試（公募制度、指定校制度）

調査書・推薦書等による書類審査に加え、本学教員との面接を通じて、様々な個性・経験・技能の有無を総合的に判断して合否判定が行われる。

③一般入試

国語、英語、数学のいずれか1科目について高等学校段階における学習の達成度により合否判定が行われる。

④大学入試センター試験利用入試

大学入試センター試験を利用して、「国語、英語、数学」のうち、いずれか1科目について学習の達成度により合否判定が行われる。

⑤帰国生入試

書類審査に加え、本学教員との面接、小論文を通じて、海外での生活経験を通して得られた本学における学修への高い意欲と、文化を越えて人とよく関わることのできる国際的な対人関係能力・言語能力を総合的に判断し、合否判定が行われる。

⑥社会人入試

書類審査に加え、本学教員との面接と小論文を通じて、社会人経験を通して得られた本学における学修への高い意欲と、人とよく関わることのできる対人関係能力を総合的に判断し、合否判定が行われる。

⑦留学生入試

書類審査に加え、本学教員との面接と小論文を通じて、本学における学修への高い意欲と、日本文化を理解し、文化を越えて人とよく関わることのできる国際的な対人関係能力・言語能力を総合的に判断し、合否判定が行われる。

⑧編入学入試（2、3年次）モチベーション行動科学部のみ

書類審査に加え、本学教員との面接と小論文を通じて、他大学での学修経験を通して得られた本学における学修への高い意欲と、大学や専攻領域などを越えて人とよく関わることのできる対人関係能力を総合的に判断し、合否判定が行われる。

さらに、各入試種別の趣旨に照らし合わせ、特に優秀で、他の学生を牽引できる資質をもつ者を特待生とする制度を導入している。A0入試、推薦入試においては面接試験により、一般入試においては筆記試験のほかに、別途面接試験を設け、学修への意欲、円滑な対人関係を構築することのできる人間力、個性、経験、技能を総合的に判断し、特待生としての合否判定と学費免除額の決定が行われる。

本学は、このように入学者の選抜方法を多様化することにより、受験生の入試種別の選択肢を広げつつ、多様な学生、つまり様々な個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れることに努めている。本学の入学者選抜の実施方針、入試詳細、学生募集要項に関する事項などは、全学入試委員会において協議された後、学長が決定する【資料 2-1-8】。

入学試験問題は、全学入試委員会から問題作成を委嘱された本学教員によって作成する【資料 2-1-9】。全学入試委員会管理・運営のもとで採点が行われ、採点は、公平性を担保するため、受験者情報を伏せて行われている。出題者を含めてダブルチェックを行い、採点ミスが発生を防いでいる。また、合否判定は、各学部入試委員会が、調査書、学力試験、面接、小論文の採点結果をもとに審議し合格者案を作成する。合格者案は全学入試委員長（学長）承認を得て各学部教授会に回付される。各学部教授会は、当該合格者案を審議し合格者の決定を行う。ただし A0 入試については、試験から合格発表までの日数が短く教授会審議が間に合わないため、学部教授会は学部入試委員会に合格者の決定を委ねている。各学部入試委員長は、学長を委員長とする全学入試委員会に合格者案を報告し、全学入試委員長（学長）の承認を経て、これを各学部教授会に報告している【資料 2-1-10】。

2. 学部、通信教育課程の入学試験

①こども心理学部

こども心理学部のこども心理専攻(平成 31(2019)年 4 月から心理専攻に変更)とこども保育・教育専攻は、上記の入学試験の種別の中から、A0 入試、推薦入試(公募制度、指定校制度)、一般入試、大学入試センター試験利用入試、帰国生入試、社会人入試、留学生入試、特待生入試を実施している。

②モチベーション行動科学部

モチベーション行動科学部は、上記の入学試験の種別の中から、A0 入試、推薦入試(公募制度、指定校制度)、一般入試、大学入試センター試験利用入試、帰国生入試、社会人入試、留学生入試、特待生入試、編入学入試を実施している。

③通信教育課程

通信教育課程は、出願者から提出された本学所定の出願書類について、「東京未来大学通信学務委員会規程」【資料 2-1-11】に基づいて設置された通信学務委員会が合格者案を作成し、全学教授会の審議を経て学長が承認し、合格者の決定に至る【資料 2-1-12】。

以上のような入学者の選抜方法を採用することによって、本学は、個性豊かな、将来有用な学生によって構成された、活力のあるキャンパスを形成することが可能になっている。また、本学では、入試方法、体制、運用適切性の検証については、学長を委員長とする全学入試委員会を責任主体として検討が行われており、【資料 2-1-8】本学では、アドミッション・ポリシーに従って、適切な入学者の選抜方法が採用され、確実に運用されていると判断できる。

なお、令和 2(2020)年度に実施する令和 3(2021)年度向け入試より、本学の入学者選抜方法はそれぞれ「選抜」と呼称し、下記のとおり変更する予定であるが、実施体制、及び入試問題の作成体制については、現行からの変更はない【資料 2-1-13】。

3. 令和3(2021)年度向け選抜

①総合型選抜

小論文と書類審査により、合否判定が行われる。出願書類の活動履歴書を元に、主体的に活動しているかを面接で問い、本学の教育理念、カリキュラムなどについて理解していること、学修意欲が高く、目的意識や対人能力など個性の豊かさ、学校内外における様々な活動や経験等を総合的に判断する。また、小論文試験では、従来の作文試験とは異なり、より思考力と知識を問う問題へと作題形式の変更を行う。

②学校推薦型選抜

本学教員との面接、小論文、調査書・推薦書等による書類審査に加え、様々な個性・経験・技能の有無を総合的に判断して合否判定が行われる。高等学校（特別支援学校の高等部を含む）または中等教育学校で履修する教科学習の領域において、人格・識見に優れ、本学から社会へ発信できる有能な人材を広く求める。従来の推薦では行っていなかった小論文の筆記試験が加わり、より思考力と知識を求められる入試形式となる。

③一般選抜(筆記試験)

新入試制度に伴い、小論文は必須、国語、英語、数学のいずれか1科目について高等学校段階における学習の達成度により合否判定が行われる。旧入試制度ではなかった、志望理由書の提出を出願要件とし、一般選抜(筆記試験)でも「主体性・思考力・表現力」が求められる入試形式となる。

④一般選抜(大学入学共通テスト利用型)

大学入学共通テストの国語(古文・漢文を除く)、英語(リーディング)、数学(数Ⅰ、数Ⅰ・ⅡA)のいずれか高得点な1科目について高等学校段階における学習の達成度により合否判定が行われる。旧入試制度ではなかった、志望理由書の提出を、出願要件とし、一般選抜(大学入学共通テスト)でも「主体性・思考力・表現力」が求められる入試形式となる。

⑤帰国生選抜

従来の入試制度と変更はなく、本学教員との面接、小論文、書類審査により合否判定が行われる。海外での生活経験を通じて得られた本学における高い学修への意欲と、文化を越えて人とよく関わることのできる国際的な対人関係能力・言語能力を総合的に判断している。

⑥社会人選抜

従来の入試制度と変更はなく、本学教員との面接、小論文、書類審査により合否判定が行われる。社会人経験を通じて得られた本学における学修への高い意欲と、人と関わることのできる対人関係能力を総合的に判断している。

⑦留学生選抜

従来の入試制度と変更はなく、本学教員との面接、小論文、書類審査により合否判定が行われる。本学における高い学修への意欲と、日本文化を理解し、文化を越えて人とよく関わることのできる国際的な対人関係能力・言語能力を総合的に判断している。

⑧編入学選抜(2、3年次)モチベーション行動科学部のみ

従来の入試制度と変更はなく、本学教員との面接、小論文、書類審査により合否判定が行われる。他大学での学修経験を通して得られた本学における高い学修への意欲と、大学

や専攻領域などを越えて人とよく関わることのできる対人関係能力を総合的に判断する。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学部別入学定員・入学者・入学定員充足率と、過去5年間の平均入学定員充足率は、表2-1-3に示すとおりである。本学公式ウェブサイトにおいては、各学部・専攻の志願者数、合格者数、入学者数を公表している。こども心理学部の入学者数は、毎年度定員を充足している。

過去5年間の平均入学定員充足率は、こども心理学部が114.3%、モチベーション行動科学部においては、学部新設当初は入学定員を下回っていたが、平成28(2016)年に入学定員数を60名に変更し、単年度で100.0%となった【資料2-1-14】。モチベーション行動科学部の定員変更後の過去5年間の平均入学定員充足率は120.0%となっている。

【表2-1-3 過去5年間の学部別入学定員充足率と過去5年間の平均入学定員充足率】

(単位：人数、%)

学部・学科	専攻		H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	5年平均
こども心理学部 こども心理学科	心理専攻 ※	入学定員	80	80	80	80	80	—
		入学者	103	122	124	122	117	—
		入学定員充足率	128.8	152.5	155.0	152.5	146.3	147.0
	こども保育・教育 専攻	入学定員	200	200	200	200	200	—
		入学者	203	204	200	205	201	—
		入学定員充足率	101.5	102.0	100.0	102.5	100.5	101.3
	合計	入学定員	280	280	280	280	280	—
		入学者	306	326	324	327	318	—
		入学定員充足率	109.3	116.4	115.7	116.8	113.6	114.4
	通信教育 課程	入学定員	375	375	375	375	375	—
		入学者	388	390	421	356	348	—
		入学定員充足率	103.5	104.0	112.3	94.9	92.8	101.5

※平成31年4月「こども心理専攻」から「心理専攻」に名称変更

※通信教育課程は編入者を含む

学部	学科		H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	5年平均
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科	入学定員	60	60	60	60	60	—
		入学者	60	76	73	75	76	—
		入学定員充足率	100.0	126.7	121.7	125.0	126.7	120.0
	通信教育課程	入学定員	40	40	40	40	40	—
		入学者	55	42	38	57	64	—
		入学定員充足率	137.5	105.0	95.0	142.5	160.0	128.0

※入学者は各年の5月1日現在

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

本学のアドミッション・ポリシーは、教育理念に基づき、各学部・学科の教育目的に即して明確に定められている。これまで適宜アドミッション・ポリシーの点検・改善、文言の修正・統一等をおこなってきたが、今後も様々な観点から定期的にアドミッション・ポリシーの点検と改善を進め、その具体化と明確化の工夫を推進する。

本学は、今後もアドミッション・ポリシーに沿った入試制度と入試内容の見直しを進めると同時に、入学者の受け入れ体制の更なる整備を行う。本学の入試問題は、全ての入試において、専任教員が作成している。現在、様々な試験の種別ごとに、その実施方法と成績評価の両面から繰り返し見直しを進めながら、試験種別間の格差が受験生の中に生じないように、試験実施の公平性と試験結果に対する信頼性を維持するため、入学後の学生データをもとに検証を行うことが可能なよう、体制を整えている。現在、インスティテューショナルリサーチセンター（以下「IRセンター」という。）を中心に学生情報の集約を行なっているが、入試種別や受験時期、得点などの各種入試情報のほか、入学後の成績や学籍異動状況、学内活動状況といった関連データとの突き合わせや分析を行い、公平性、妥当性、信頼性の高い入学者選抜の実施に向け検討・改善を進めていく。現在、新入試実施に向け入試内容の精査を行なっているところだが、新入試制度実施後は、さらに入学者選抜試験の改善に必要なデータを追加・収集し、データ分析による緻密な検証を行なっていく予定である。また、受け入れ体制の整備を行う中で、特待生入試制度や本学独自の奨学金制度を充実させてきた。平成30(2018)年度からは、留学生入試においても特待生制度を導入し、優秀な外国人留学生の受け入れを目指してきた。今後、さらに留学生入試および留学生特待入試制度を検証・改善をしていく。

加えて、全学入試委員会が中心になり、入学前教育プログラムの再検討も行われている。これまで A0 入試および推薦入試合格者に対してのみ行っていた入学前教育プログラムを

平成 30（2018）年度より、一般入試における入学予定者も含めた全員に行っている。今後さらに、新入試制度導入に伴い、それぞれの入試時期にあわせた入学前教育を検討し、入学後の円滑な学びへとつなげていく。

本学では、入学定員充足率を適切に管理し、定員充足を達成している。現在、新校舎の建設も進んでおり、収容定員に対して、よりゆとりある教育環境の整備を行っていく。あわせて、教育の質を向上させるための継続的な検討を重ね、両学部の特色を明確に打ち出した教育・研究体制を外部に周知することで、引き続き入学定員の適正化に努める。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、教員と職員、エンロールメント・マネジメント(以下「EM」という。)局の各部署、委員会、センターが連携・協働して、学生の入学前から在学中、そして卒業後に至るまでの学修支援を総合的に行っている。AO 入試、推薦入試の合格者を対象として、入学までの学修意欲の継続と向上を図るため入学前教育プログラムを実施している【資料 2-2-1】。大学での集合研修を 12 月と 2 月の 2 回実施し、リメディアル教育の一環として、『ラインズドリル高等学校 5 教科学び直し』を導入している【資料 2-2-2】。

また、各学部によって、大学の学修において必要な、基礎学力の定着に取り組んでいる。こども心理学部では、1 年次生に対し、『基礎国語力育成プログラム』を実施することにより、文章読解や、文章作成に必要な基礎学力の把握とさらなる向上を目指している。モチベーション行動科学部では、1 年次必修科目「基礎演習 I」において、大学での学びの基礎となる「資料を探す力」、「資料を読み解く力」、「資料を評価する力」、「論理的に物事を考える力」、「論理的な文章を書く力」を身に付けることを目指している。授業内の演習やグループワークを通じてそうした態度・思考力を身につけ、また、複数回の小論文試験を行い、個々の学生の基礎学力の把握と学習理解の定着を図っている【資料 2-2-3】。

また両学部共に、入学前の学生に対し、スタートアップセミナーにて事前に履修指導や入学後の学修の進め方、大学生活を過ごす中での将来の目標設定についての考え方を指導している。入学後も成績不良・単位未修得者に対して、教員と職員（キャンパスアドバイザー）が個別に面談を行っている。その他学生生活、人間関係など学生が抱える様々な悩みや不安、希望、要望に対しても、個別の面談、さらに必要であれば、各機関が連携し、対応にあたっている。常に、学生の自立心と主体性を引き出していくような指導を心がけて行っている。

なお、通学課程においては以下に紹介する取り組みが評価され、株式会社リクルートマーケティングパートナーズ（リクルート進学総研）が実施している「進学ブランド力調査 2019」において、「学生の面倒見が良い」の項目で 6 位（関東エリア/女子）にランクイン

した。このことから本学の取り組みは、一定の社会的評価を獲得できている【資料 2-2-4】。

1. 通学課程 3 方向(キャンパスアドバイザー・クラス担任・専門科目担当教員)からのサポート体制

本学では、学部・専攻別に各学年それぞれクラスを編成している。そして、一クラス(30～40人程度)にキャンパスアドバイザー(職員)(以下「CA」という。)及びクラス担任(教員)を各1人配置し、学生一人ひとりをサポートする体制を整備している【資料 2-2-5】。CAは主に学生生活や就職・進学面を、クラス担任は主に学修面を中心に支援を行っている。さらには、専門科目担当教員が専門的な教育・研究内容の支援にあたっている。CA・クラス担任・専門科目教員が密に連携を取りながら、学生の悩みや相談にきめ細かく対応し、入学から就職までを支援している【資料 2-2-6】。

また、学期初めには、学部・専攻別に各学年それぞれオリエンテーションを実施し、履修説明や資格・実習等に関する説明を行っている。新入生に対しては、入学時に2日間にわたる「スタートアップセミナー」をCA及び全教員、学生アシスタントの協力のもと実施している。このセミナーでは、学生生活や学修全般に関する説明を行うほか、将来の目標を明確にし、学生生活4年間の有意義な過ごし方等について、新入生自らが考える機会としている【資料 2-2-7】。

なお、障がいのある学生についても、CAが相談窓口となり、保健室や学生相談室とも連携を取りながら支援を行っている。配慮が必要な学生に対しては、学内教職員に周知の上、授業におけるパソコンの使用や定期試験における別室受験等の対応を行う等、学生個々の状況に合わせた支援方法を取っている。その他、入学試験時の別室受験や時間延長、障がいのある学生向けの求人紹介や就職支援等も合わせて実施している【資料 2-2-8】。

2. 通信教育課程

①2 セメスター・8 ターム制の採用

通信教育課程の学生の多くは、時間に制約のある社会人や子育て中の親であることから、短期間に少数の科目を集中して学修できるよう、2セメスター・8ターム制としている。これは、1年を春学期と秋学期の2セメスターに分け、さらに1セメスターを4ターム(約1ヶ月)に区切って、学修を進めていく制度である。1タームに履修できるのは最大2科目までとし、短期集中型の学びを可能にしている。また、サイクルが短いため、学生のライフスタイルに合わせて学修計画を立てやすく、履修計画の調整もしやすいという利点がある【資料 2-2-9】。

②科目担当教員とCAの協働サポート体制

通学課程と同様、通信教育課程においてもCAを配置しており、入学から卒業あるいは目標達成に至るまでの学修及び学生生活を支援している。1人の学生に必ず1人のCAが付き、履修相談や学修の進め方等についてアドバイスを行うとともに、一人ひとりの履修状況や目指す資格等を把握し、孤独になりがちな通信教育課程の学生を精神面においても支えていく体制としている。科目担当教員とCAの協働により、学修の進捗状況が芳しくない学生に対しても、時機を逸することなく適切な指導を行っている【資料 2-2-10】。

また、学修を始めるにあたっては、新入生を対象としたオリエンテーションを設け、履

修モデル等を提示して学修全般にわたる説明を行っている。教育職員免許状の取得希望者に対しては別に担当者を配置し、個別に随時教職に関する履修相談を受け付けている【資料 2-2-11】。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

CAが相談窓口となり、保健室や学生相談室と連携を取りながら、障がいのある学生への支援を行っている。入学時にメンタルヘルスチェックを行い、対象者には学生相談室へ案内をし、相談しやすい環境を整えている。また、障がいのある学生より特別な配慮の申し出があった場合、申し出内容に応じてそれを所管する学生生活委員会で検討をしている【資料 2-2-12】。

例えば、授業時の配慮について申し出があった場合、まずはCAが当該学生や保護者より聞き取りを行った後、教務委員会において配慮事項について審議する。そして、学内教職員に周知の上、授業中の電子機器使用や定期試験における別室受験等、学生個々の状況に合わせた支援方法を取っている。

1. TA(Teaching Assistant)及びSA(Student Assistant)制度の活用

本学は大学院を設置していないため、他大学大学院生をTAとして採用している。主に演習・実習・実技科目の教育補助業務に従事することにより、教員とともに学生の学修支援にあたっている。また、本学学生が学生支援や教育の補助業務に従事することにより、学生相互の成長を図ることを目的として、SA制度を設けている。100名を超える受講者がいる科目では、担当教員から、関係部署の書類審査により選考した本学学部生を採用し、教育補助業務に従事させている【資料 2-2-13】。

2. 中途退学等の防止に向けた対応

本学ではCAとクラス担任が中心となって学生生活全般の支援にあたっており、中途退学・休学・留年等の防止に向けた対応にあたっている。中途退学等の実態及び原因は【資料 2-2-14】で示した通りであるが、平均3%台で推移している【資料 2-2-15】。退学の主な理由は、経済的な事情、進路変更、学修意欲の喪失等である。CAが学生一人ひとりと定期的な面談を実施することでそれらの悩みや不安を把握し、必要に応じてクラス担任や保護者、関係部署と連携を取りながら支援・指導している。また、CAは授業の出席状況を科目担当者に適宜確認し、出欠不良者に対して改善指導を行っている。また、成績不良者に対しては面談を実施する等、学生一人ひとりの状況に対してきめ細かく対応することによって、総合的に中途退学等の防止に取り組んでいる【資料 2-2-16】。

3. オフィスアワー制度

①通学課程

本学では、授業時間のみならず授業内容等に関して科目担当教員から直接指導が受けられるよう、オフィスアワー制度を全学的に設けている。授業期間において、科目担当教員が平日のオフィスアワーをそれぞれ設定し、シラバスに明記あるいは授業開始時に明示することで学生に周知している。また、本学では学生が研究室を訪問しやすいよう、その扉

をガラス張りとすることでオープンな環境をつくっている【資料 2-2-17】。

②通信教育課程

仕事をもつ学生が授業についての質問や相談ができるよう、科目担当教員は毎週のオフィスアワーを学生に周知しており、対面、電話、あるいはメール等で質問を受け付けている。また、本学の学習システムである Communication&Learning System(以下「CoLS」という。)の掲示板機能を用いて、学生と教員の質疑応答や学生同士の学習内容に関する意見交換等も活発に行われている。なお、兼任教員も、メール及び「CoLS」上で同様の支援を行っている【資料 2-2-17】。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

上述のとおり、教職員協働によるきめ細かな学修支援体制が本学の特色・強みであり、特にCAの配置は他大学にはない魅力の一つとなっている。その一方で、学生生活全般を支援していることから、CAの支援内容の種類や量が多く、業務負担が増えている。これまでもCAの増員、学生相談室(スクールカウンセリング)の開室時間の拡張、クラス担任やゼミ教員との連携強化、各種研修機会の拡充等により対応してきたが、今後も継続してCAの業務負担軽減と学修支援体制強化に努めていく。

また、教育の質の向上、学修支援体制の強化、教員の負担軽減を目的として、TAとSAの増員、支援内容の科目間格差を是正するための一定のガイドラインや業務マニュアルの策定を検討していく。現行の学修支援体制について効果検証を行うため、現在、各センターや委員会が協働してアンケートの実施とデータ収集を進めている。IRセンターによる分析結果は、全学にフィードバックし、学修支援体制の整備・改善に活用する計画である【資料2-2-18】。

さらに、学生相互の学修支援体制の構築に向けては、現行の「ピアサポーター制度」のあり方や学友会組織との連携強化について、学友会自治委員会と協力して検討していくことを予定している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1. キャリア教育のための支援体制

本学では、「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を養成する」という教育目的に基づき、独自の「キャリア科目」を設置するとともに就職サポートを実施している。1年次で就学力、2年次で就業の基礎力を身に付けさせ、3・4年次で主体的に進路を選択する就活力に開花させ、自ら行動し社会に貢献できる人材を輩出することを目標にキャリア教育を行っている【資料2-3-1】。更に、3年次からは、ゼミ担当教員が中心となり、クラス担当CAと連携しながら、

キャリア支援を進めている【資料2-3-2】。

1年次は必修科目「カレッジ&キャリアスキルズ」は、大学基礎講座（履修指導から、ノートの取り方、レポートの書き方など）、学士力、「成功の法則」等、大学生活や研究スキルに主眼を置いたカリキュラムを実施している。

2年次の必修科目「キャリアデザイン」は、自ら行動し社会に貢献できる人材の育成を目指し、職業観の醸成と論理的思考力、情報発信力を養うカリキュラムを実施している。学生が自主的に職業を調べて発表する職業探検、論理的思考力を養う小論文作成、社会人基礎力、チームビルディングなど、ワーク中心の実践的カリキュラムを組んでいる。これらは、3・4年次のキャリアガイダンスに引き継がれ、就活力を高めるカリキュラムに移行する。

なおキャリア教育科目では上記を軸にして、必修科目「プレゼンテーションⅠ・Ⅱ」（1年次）、「国語表現」（1年次）の他、社会人の現場体験を聞きグループワークを通じて就業意識を醸成する「キャリアモデル・ケーススタディ」「キャリア形成論」「事例で学ぶビジネス」等の選択科目の拡充も図っている【資料2-3-3】。

3・4年次のキャリアガイダンスは、一般企業希望者、福祉・保育職希望者別に学生の就職活動準備時期に合わせ、月2～3回程度実施している。一般企業希望者向けには、内定者・卒業生座談会、自己分析、業界研究、インターンシップ、ビジネスマナー、履歴書/ES(エントリーシート)対策、面接対策講座、グループディスカッション対策講座、学内企業説明会などがある。本学学生の資質、志望先に合わせたカリキュラムを独自に組み、体系的に実施している。平成30(2018)年度からは、価値観ワークを取り入れ、自身の価値を発見し、そこから興味・志向を広げて、業界や企業を見つけていくことを勧めている。福祉・保育職希望者向けには、内定者・卒業生座談会、自己分析、履歴書対策等に加え、福祉・保育職系教員と連携し、2月に福祉・保育職セミナーを開催している。福祉・保育職分野の選考を想定し、模擬面接や手遊び・読み聞かせ、ピアノ指導等の実技試験対策を行い、基準点に達しなかった学生には繰り返し追試験も実施し、レベルの底上げを図っている。その他、筆記試験対策、小論文対策、公務員試験対策講座など学生のニーズに合わせたカリキュラムを用意している【資料2-3-4】。

企業インターンシップは、就業体験の貴重な機会であり、学生の専攻や志向に合わせて1年次より随時斡旋している。インターンシップ参加学生には、日報及びインターンシップ成果報告書により、日々の学びを記録させて体験の定着を図っている。3年次には、インターンシップ・マッチングセミナーを学内に開催し、10社の企業を招聘して学生のインターンシップへの参加を促進した。令和元(2019)年度には、大手金融会社や証券会社、足立区内の企業でのインターンシップを実施している。保育職希望の学生には、保育所や学童保育施設でのボランティアも斡旋している。1年次から、三幸学園が運営する認証・認可保育所への1日保育体験や、日本労働者協同組合ワーカーズコープ連合会が運営する学童施設への施設体験、足立区内の小中学校への小中学校現場体験など、早期から就業体験をすることで、就業観の育成を図っている【資料2-3-5】。

資格取得についても、子ども関連、保育関連の就業力強化のため推進を図っている。心理学検定、チャイルドボディセラピスト、キッドピクス、色彩検定等、学生のニーズに合わせた資格講座を用意している【資料2-3-6】。

2. 就職・進学に対する相談・助言体制

本学の就職・進学サポートは「キャリアセンター」（企業・公務員・進学希望者向け）と「保育・教職センター」（福祉・保育・教職希望者向け）が担っている。CA 及びキャリアセンター特任教授が学生一人ひとりにきめ細かく対応し、面接練習など適切な指導を行っている。通信教育課程の学生に対しても、担当 CA を配置しているが、社会人学生が中心であるため、オフィスアワーにおいて教員が電話やメールなどによって対応できるようにしている【資料 2-3-7】。

①キャリアセンター

キャリアセンターでは、CA 及びキャリアセンター特任教授で週 1 回「就職係会議」を行っている。学生の就職活動状況の課題と対応策を協議し、キャリアガイダンス、学生個別の就職相談、求人情報の提供等にタイムリーに反映している。一方、大学院などへの進学希望者に対しては、ゼミ担当教員と CA が中心となって、学生が希望する進路先への進学指導を行っている【資料 2-3-8】。

また、学内にキャリアカフェを設置し、キャリアに対して早期から興味を持ってもらい、気軽にキャリアに関する情報を取得できるようにし、キャリアの相談においてもキャリアカフェを利用してできるように相談環境にも配慮している。キャリアカフェを利用したイベントも定期的実施しており、実際に企業で活躍している社会人や、本学卒業生をゲストとして招聘し、就業観醸成の一助とするとともに、低学年からキャリアカフェを利用してもらおうきっかけ作りとしている【資料 2-3-9】。

キャリアセンターが 3・4 年次生に提供する主要なサポート内容は以下のとおりである。

- ・キャリアガイダンスの企画から実施：価値観ワーク、自己分析、業界研究、インターンシップ、ビジネスマナー、履歴書/ES 対策、面接対策講座、学内企業説明会など。
- ・個別相談：進路相談全般、履歴書/ES の添削指導、模擬面接など。
- ・求人情報の提供：学内ポータルサイトである「みらいナビ」で随時掲載するとともに閲覧可能な求人ファイルをキャリアセンター内に設置。
- ・学内企業個別説明会。
- ・その他：就職活動関連書籍の閲覧、就職活動用 PC の使用。

個別相談では、学生の自主的な予約面談のみならず、半期に一度、クラスごとに担当の CA が面談を実施し、就職活動に消極的な学生、自主的に相談に来られない学生を漏れなくフォローするよう努めている。「就職係会議」等により学生個々の就職活動状況を共有するとともに、必要に応じて CA、クラス担任教員、ゼミ担当教員より卒論等学業の進捗状況を確認し、メンタル面のサポートを含め、各学生に適した指導・助言を心がけている。求人情報の提供としては、学部ごとの特質を踏まえ、学内ポータルサイト「キャリア UC」やキャリアカフェ内の閲覧ファイルにて、求人情報データベースを構築し、全学生に開放して情報提供している。また、学生との個別面談結果に応じて、個々の学生の志向に応じた求人を発掘し、紹介するよう努めている【資料 2-3-10】。

なお、令和元(2019)年度のキャリアカフェ利用件数は 3,999 件、求人情報件数は 8,828 件である【資料 2-3-11】。

進路決定者に関しては、「進路決定報告書」及び「就職活動レポート」の提出を義務付け、

学生個々の状況を把握し、成果確認を行っている。なお、「就職活動レポート」はキャリアセンター内にファイリングし、学生が閲覧できるようにしている。

なお、通信教育課程では、学生の大半は現職を持つ社会人であるため、就職支援のニーズは低いものの、転職や就職あるいは大学院志望者にはゼミ担当教員やCAが随時サポートしている。

②保育・教職センター

保育・教職センターでは、CA、実習事務職員及び各学部の教員、センターの特任教員で、毎月1回の「保育・教職センター管理運営委員会」を実施している。学生の就職活動状況の共有や課題を挙げ、今後の支援について協議している【資料2-3-12】。

保育・教職センター内では、求人票や参考書、先輩の就職活動報告書、絵本や紙芝居などを設置しており、学生が自由に閲覧することができる。ピアノ個別指導も行っており、希望する学生は保育・教職センターで申し込みを行い、ピアノレッスンルーム（A棟4階）で担当教員の指導を受けている【資料2-3-13】。

キャリアガイダンスを定期的実施しており、その際の学生状況を共有することで、一人ひとりに合わせた支援を検討している。キャリアガイダンスでは、小学校希望者と福祉・保育職希望者でそれぞれ実施している。福祉・保育職を希望する学生については、①私立希望者②公立希望者③施設希望者で内容を変更しており、希望進路先に合わせた講話をすることで就職活動への意欲を高めるような工夫をしている。また、毎年就職模擬試験を実施しており、令和元(2019)年度卒業生に対しては、3年生の1月に施設希望者向け、3月に公立希望者向け、4年生の8月に私立希望者向けに行った。就職活動が本格化する前に模擬試験を実施することで、学生個人の課題を見つけ、本番に向けてより具体的な準備を行う機会としている。

公立保育士・幼稚園教諭を目指す学生向けには、外部委託（有料）による公務員対策講座を3年生の12月より開催し、筆記試験対策を実施している【資料2-3-4】。

なお、中学校・高等学校教員希望者（モチベーション行動科学部）については、例年該当者が少ないことから、上述した内容と同様の支援を学部教員とセンターの特任教員が個別に対応している。

卒業後の就職サポートについては、キャリアカウンセリング（就職・転職相談）、求人情報の提供、履歴書・職務経歴書作成に関する相談、大学施設の利用、など大学在学時と変わらないサービスを提供している【資料2-3-14】。なお、保育系の就職先を中心に教員、CA、キャリアセンター職員が分担し、卒業年の夏にお礼訪問を実施している。これにより、就職後の学生の状況を把握するとともに、受け入れ先との関係の強化に努めている。

開学以来、本学ならではのキャリア教育、就職支援体制の構築に努めてきた。開学1期生以降、就職内定率は90%以上を維持しており、令和元(2019)年度の就職率（卒業生内定率）は、97.0%であった。このうち上場企業就職者は13名（就職者262名の4.9%）と少数ではあるものの、就職先の業種は年々幅広くなっている【資料2-3-15】【資料2-3-16】。

なお、通信教育課程では、学生の大半は現職を持つ社会人であるため、就職支援のニーズは低いものの、転職や就職あるいは大学院志望者にはゼミ担当教員やCAが随時サポートしている。

その他、障がいのある学生向けの求人紹介や就職支援等もキャリアセンターで合わせて実施している【資料 2-3-17】。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

就職内定率、という点においては、開学1期生以来高い数字を成果としてあげていることもあり、学内でも評価している点である。本学卒業生が就職先に定着し、仕事の成果を挙げ、自身も経験やスキルを蓄積できるようになることが、今後はさらに求められるが、定着率という点でいえば、まだ課題は多い。就職先とのミスマッチは少なからず起こるものであるが、ミスマッチが起きたなかでいかに力を発揮するか、いかに順応していくかが、社会で経験・スキルを蓄積していくためには必要である。そのため、卒業生をサポートする体制作りを促進していくとともに、3年次から実施しているキャリアガイダンスを通して、上記の点も含めた動機付けを継続して実施していく。

また、就職活動を目前にして、希望の就職先や業界・職種が見つからない学生も一定数いるのが現状である。そのため、低学年から価値観ワークを導入し、自身の価値観を明確にしたうえで、将来の選択肢の幅を広げていくことが必要であるとする。

今後は、キャリア科目との授業連携も含め、4学年を通じたキャリア教育・就職支援体制の拡充と体系化をさらに進める予定である。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定のための支援として、教職員による学生支援体制に加え、学生生活委員会や在学生で組織された学友会とともに、学生相談室や保健室等が設置されている。学生はクラス担任教員及びクラス担当CAとの個別相談などを日常的に活用でき、常に複数の教職員から多面的な支援を受けられるようになっている【資料2-4-1】。

1. 教職員による学生支援

学部・専攻・学年ごとに学生30～40人程度を1クラスとして編成し、クラス担任及びクラス担当CAを配置することによって、入学から卒業まで、修学指導を含めた学生生活全般において学生に対応し、必要に応じて適切な指導・助言を行っている。具体的には、入学直後から、クラス担任である教員は学修の支援をおこない、クラス担当CAは履修支援を含む学修と学生生活全般を広範にサポートし、両者で役割の分担と連携を図っている。また、学生に関する情報の共有化と支援の多様性を目指して、こども心理学部では専攻・学年ごとに「担任・CA会」を組織するとともに、その代表者会議を毎月開いて学生のあらゆる面に対して細やかかつ総合的な支援ができるようにしている。モチベーション行動科学部では、クラス規模が小さいため、頻度などは決まっていないが、適宜担任・CA間での打ち合

わせを行っている。

教職員による学生支援は、オリエンテーションやガイダンスの機会に、学生生活の改善や向上にかかわる啓発や、未来祭・三幸フェスティバル等の年間を通した行事の際にも行われている。

2. 学生生活委員会等の役割

学生生活委員会は、専任教員8名及びCA2名で構成されているが、特に学友会活動・課外活動への支援、学内生活環境の改善や学生の意識向上、障がい等がある学生への支援、ハラスメント防止、保健室、学生相談室との連携、学生生活調査の記録・統計作成などを行っている【資料2-4-2】。

学生生活委員会は、以上のことをうまく機能させるために、CAとともに、学友会との連携を重視している。なかでも学友会の「クラブ委員会」や「学生委員会」は、学生支援と密接な関連があり、学生の日々の活動をサポートし、そのことにより学内全体の環境整備を図っている。

また、学生の表彰にも力を入れており、その一つに学生生活委員会の運営による「未来プロデュース」が挙げられる。「未来プロデュース」は、学生生活委員会が募集するもので、本学の教材や玩具の開発、地域貢献等の企画を学生や教職員が応募し、優秀な者あるいはグループを選考に基づき表彰しているものである。このほか、「未来賞」、「学長賞」、「こども心理アドバイザー賞」、「奨励賞」などがある。

3. 学生の課外活動への支援

本学では、学生生活支援をより効果的にするために学友会を組織している。学友会は、正課教育のみでは得がたい知識、経験、技術、体力の養成・修得を課外活動によって補足し、豊かな人間性を育み、優れた人格を形成し、自主・自律の精神を培うことを目指し、本学学生全員を正会員、本学教職員を特別会員として組織し、学長が会長を務める。

学友会内に、正会員を構成員とする「自治委員会」を置き、学生の自治組織として運営され、合議機関である「学友会代議員会」の下に、「クラブ委員会」（部活動、同好会）、「広報委員会」、「エコ美化委員会」、「ピアサポーター」、「地域連携推進委員会」、「謝恩会実行委員会」及び「大学祭実行委員会」（未来祭、三幸フェスティバル）を設置している【資料2-4-3】。特に、ピアサポーターは学生による学生支援の組織であり、新学期ごとの履修相談会などを行っている【資料2-4-4】。

また、学生生活委員会及びCAが「自治委員会」と連携し学友会活動の活性化を支援するとともに、金銭的及び物的な支援を適宜実施している【資料2-4-3】。

主な支援実績は以下の通りである。

①クラブ活動支援

経常活動費として「部」や「同好会」に対し5,000円×会員数（「部」は上限80,000円、「同好会」は上限40,000円まで）を配賦する他、特別活動費の申請を認めており、令和元(2019)年度配賦実績は3部1同好会に対し総額64万円となっている。また、大学保有設備の利用を可能な限り認めるとともに、設備の利便性確保を支援している。

②大学祭実行委員会への支援

大学祭実行委員会では、「学園祭」「三幸フェスティバル」など学内外イベントの企画運営を行っており、学生の自主的な活動を尊重しつつ、CAが同委員会に参画して運営面における指導、相談にあたっている。同委員会に対する支援実績は、令和元(2019)年度474万円となっている。

4. 奨学金など学生に対する経済的な支援

学生の経済的な支援策としては、以下に取り組んでいる【資料2-4-5】。

①特待生学費免除制度

A0入試(A・B日程)、推薦入試、一般入試(A日程)における成績優秀者で特待生受験意思のある者に対し面接試験を経て学費免除の可否を決定する。免除内容は、50万円30万円10万円の3種類で、出席・成績・面接の内容により以降4年間の継続が判定される。

②日本学生支援機構が行う奨学生の推薦

希望する者に対し、推薦を行うことがあるが、令和元(2019)年度在学中の約3分の1が奨学生である。

③その他の奨学生

各地方自治体等による制度などの情報提供に努めている。

④アルバイト情報提供

本学の学生として適切で就業体験に役立つ優良なアルバイト情報を学生向けに学内掲示し、情報提供を実施している。

5. 健康相談、心的支援、生活相談について

学生に対する健康相談、心的支援等に関しては、CAが第一義的な相談窓口として対応にあたっている。専門的な対応として、健康面においては保健室を設置し、看護師等医療従事者が配置されている。週5日で開室しており、学生の健康相談や保健対応にあたっている【資料2-4-6】。また、心的支援においては学生相談室を設置し、カウンセラーを配置しており【資料2-4-7】、週5日、予約制でカウンセリングを実施している。なお、本学に隣接する病院と校医の契約を締結しており、有事には学生が受診できるようになっている。全学生を対象とした健康診断は、4月上旬に行われ、その結果は各々の学生に通知される【資料2-4-8】。

入学時には、全学生に学生カードの提出を求めており、既往歴等を確認し、記載内容については、保健室とも情報共有している。また、新入生向けオリエンテーションの際には、メンタルヘルスチェックを実施し、心理臨床の観点から、得点の高い学生については学生相談室の利用を薦めている【資料2-4-9】。これら個人情報の保護には十分な注意を払っている。

さらに、障がいがある学生の支援に関しては、授業内でのサポートをはじめ、定期試験における対応については、当該学生の所属学部より全学に対して、支援に関する依頼文が提出されている。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

学生の成長支援という観点においては、CAによる定期的な面談を通して、PDCAのサイクル

ルを回す中で、学修と実践の環境を重視し、学生の成長に寄与していると評価できる。1年次からの面談を履歴として残しているため、キャリア支援においても過去の活動歴を確認することができるとともに、本人の成長実感を確認することにも役立っている。こうした支援に携わるCAに求められる能力は幅広く、コミュニケーション能力をはじめ、コーチングスキルや、課題発見力、業務遂行能力、主体性といったコンピテンシーを兼ね備えている必要があるため、今後はCAの研修制度も拡充していく必要がある。

学生生活委員会を中心に、学内マナーの向上にも力を入れている。学内だけでなく、近隣等も含めた学内外での学生マナー向上について、学生への働きかけを強めるとともに、大学全体として、学内でのマナー向上における策を具体的に検討していくことが求められている。

学友会組織については、自治委員会主導で実施される取り組みを拡充していき、学生主体でマナーに対しての働きかけや、学生視点での授業やプロジェクト活動(行事)の改善提案を今後は増やしていくことを進めていく。

そのために、自治委員会とCAとのコミュニケーションの場を積極的に設けていくことが必要であるため、学生組織との連携を強化していくことが求められる。

最後に、経済的支援については、大学独自の奨学金制度が存在せず、今後の検討課題となっている。学生の経済的支援の仕組みについては、現在の社会情勢を勘案し、経済的に困難な学生の援助を対象とした奨学金の新設等、より充実させていくことを検討していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

(2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は東京都足立区に位置し、東武スカイツリーライン(東武伊勢崎線)堀切駅から徒歩約2分の距離にある。平成16(2004)年10月の足立区基本構想審議会による「文化教育立区＝高等教育・研究機関の誘致」の採択を受け、旧足立区立第二中学校の校地・校舎・体育館を利用して設置された【資料2-5-1】。足立区や足立区民(地域住民)の強い要望により、旧足立区立第二中学校当時の外観が損なわれないように配慮している。本学のメインキャンパスである堀切キャンパスの校舎は、旧足立区立第二中学校の校舎を利用した講義棟A及び体育館、大学設置にあたり新設した本館、時計塔及びみらいホール、平成23(2011)年9月に増設した講義棟Bによって構成されている。校舎には、大小講義室、心理学実験室、調理・保育実習室、図画工作室、音楽室、ピアノレッスンルームなど、実験や実技を行うための教室を配置している。さらに、同じ足立区内に六町グラウンドを設置し、平成25(2013)年6月より運動用地として、部・同好会・サークル活動、地域への施設貸出等で利用してい

る【資料2-5-2】。令和元(2019)年12月には同地に新体育館が竣工した。

大学施設等の維持及び運営は、EM局が行い、清掃業務、警備業務、エレベータ設備・電気関係設備等の保守点検業務は、それぞれ専門の業者と委託契約を結んでいる【資料2-5-3】。また、情報関係設備については、EM局が窓口となり、学園システム推進室(法人部署)と連絡をとりながら、維持・管理を行っている。現状は建物設備等についての安全性に懸念は見られない。前述のとおり、旧足立区立第二中学校の校舎を講義棟Aとして利用しているが、耐震診断の上、十分な耐震補強工事を実施しており、キャンパス全体として耐震性に問題はない。アスベストについても専門業者の点検結果に問題はないことを確認している【資料2-5-4】。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

上述のとおり、堀切キャンパス校舎には、大小講義室、調理・保育実習室、多目的実習室、心理学実験室、情報処理室、LL室、図画工作室、理科室、音楽室、ピアノレッスンルーム等の実習施設を配置し、全館無線LANネットワーク環境が整備され、授業や学習課題等で有効に活用されている【資料2-5-5】。また、図書館は専任司書1名が常時在籍、平日9時～20時を開館時間とし、心理学・保育学・教育学・経済学を中心に蔵書約5万冊、DVD等約8百点を有し、閲覧席115、視聴覚ブース3席を備えている。令和元(2019)年度の延べ利用者数は約2万2千名、延べ貸出件数は約6千件(貸出PCを含む)であり、有効に活用されている。さらに、地域住民への貢献のため、図書館を地域にも開放している【資料2-5-6】。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーについては開学時より推進しており、キャンパス内のスロープ整備、トイレ改修、エレベータ設置などを対応済みである。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

原則として、講義科目については200名、演習・実技科目については40名を超えることのないようにしている。やむを得ず基準を超える場合は、クラスを分けたり、履修抽選を行い、履修する学生数を適切に管理するよう努力している。また、100名を超える講義科目等については、必要に応じてTAやSAを配置して教育補助業務にあてている【資料2-5-7】。

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

学生数の増加に伴い、堀切キャンパスの教室稼働率の上昇や共有スペースの混雑が発生しているため、教育研究環境の整備充実に向けて校舎増築を計画し、現在進行している。校舎増築計画内容は、六町グラウンドに体育館棟を新築(令和元(2019)年12月竣工)した後、堀切キャンパスの体育館の解体および講義棟新築(令和2(2020)年2月着工・令和3(2021)年9月竣工)を予定している。

また、堀切キャンパス内校舎のうち、講義棟A及び本館は使用を開始して13年が経過し、各所に老朽化が見られている。随時、修繕工事や定期点検を実施して施設設備の保全に努

めているが、引き続き保全に努めるとともに、大規模修繕計画・実施を検討していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

1. CA との面談

本学では、クラス担任教員やゼミ担当教員と CA が主体となって日常的に学生の意見をくみ上げ、これに即時対応する環境を整えている。半期に一度、全員に対し、対面式の個人面談を行い、学修面や進路面とともに学生生活全般での相談に応じている【資料 2-6-1】。また、通信教育課程においては、社会人が主たる学生になっているため、時間を設定しての面談は困難をとまなう。そのため、学生が必要と感じたときに、その都度、担当の CA を中心に電話やメールにおいてきめ細かく学生の相談に応じている【資料 2-6-2】。

2. 教員によるオフィスアワーの設定

通学課程、通信教育課程ともに、授業担当教員がシラバスにオフィスアワーを記載し、学修に関する質問や相談に応じることによって授業に対する要望や意見を汲みあげる機会を設けている【資料 2-2-17】。

3. 授業評価アンケート

授業内容等に関する意見については、教育改善向上委員会が学生による授業評価アンケートを年 2 回全科目（一部、ゼミ・卒業論文や学外実習系の科目は除く）に対し実施し、授業に対する意見を聴取している。その結果については担当教員にフィードバックし、その後の授業改善に役立てている。また、通学課程では平成 30(2018)年度より c-learning を導入し、Web でアンケートを実施した。通信教育課程では、本学の学習システムである CoLS のアンケート機能を用いて行われている【資料 2-6-3】。

4. 学生生活に関する調査

学生生活実態調査では、満足度について調査を行っている。学修支援に関係する項目としては、学内の自習場所に関する項目がある。選択項目としては、「教室」「図書館」「学食・学生ホール」「その他」「学内にはない」を設けている。これによって、学内での学修支援のニーズの把握に努め、施設の充実を図っている【資料 2-6-4】。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

1. 健康面に関する相談

学生に対する健康相談に関しては、日頃、学生に接している CA が受付窓口として対応にあたっている。専門的な対応として、健康面においては保健室を設置し、看護師など医療従事者が配置されており、学生の健康相談や保健対応にあたっている【資料 2-6-5】【資料 2-4-6】。保健室の来室概要や来室記録をとることによって学生の身体状況を把握し、要望をとらえやすい状況になるよう努めている。

2. 心理面に関する相談

心理的支援においては学生相談室(心理臨床センター)を設置し、臨床心理士を配置している。原則、予約制でカウンセリングを実施している。また、新入生対象のメンタルヘルスチェックを実施し、自ら相談室に来室することが難しい学生が無理なく来室し、さまざまな要望・意見等を汲み取ることができるようになっている【資料 2-4-1】。学生相談室の来室概要や来室記録を詳しくとることによって学生の心理状況を把握し、要望をとらえやすい状況になるよう努めている。

3. 経済面に関する相談

経済面での相談に対応し、学生の状況を把握するため、先の学生生活実態調査においても項目を設けている。例えば、日々の生活の経済的基盤について「家族からの仕送り・小遣い」「奨学金」「アルバイト等による自身の収入」について実態調査を行うことによって全体としてどのような傾向なのかについて把握することができる。このほか、アルバイトの状況についても項目を設けている。経済的状況に関する(主観的な)余裕の程度も尋ねている。本調査により経済的状況に関する全体的傾向を把握することができ、学生の経済的支援を考える上で有用なものといえる【資料 2-6-4】。

また、「日本学生支援機構」が行う奨学生の推薦を行うにあたって、経済的支援を必要とする学生に対して、奨学金制度等の情報提供がなされている【資料 2-6-6】。また、アルバイトについても、学業を始めとする学生生活に支障のない範囲で、適宜情報提供を行っている。さらに、入試の段階で「特待生学費免除制度」も設けており、各学部で対応している【資料 2-4-5】。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

1. CA との面談

前述のように、本学ではクラス担任教員やゼミ担当教員と CA が主体となって日常的に学生の意見をくみ上げているので、そこで学修環境に関する要望が挙げられることもある。設備面については要望が実現するまでに時間を要することもあるが、緊急性の高いものを優先して取り組むなど精査しながら対応している【資料 2-6-1】。

2. 学友会幹部との大学役職者との意見交流会

学友会(学生の自治組織)と役職者との意見交流会を開催し、意見交換を行っている。令和元(2019)年度春学期には、予め学友会が実施したアンケート結果を基に、教室内のプロジェクターや空調設備に関する意見・要望が出され、改善に向けた取り組みがなされている。懇談会の実施については、その都度、全学生に周知されている【資料 2-6-7】。

3. 学生生活に関する調査

さきの学修支援の箇所でも述べたが、学生生活実態調査では学修環境について施設面の項目が設けられている。この結果に基づき、令和元(2019)年春学期には、昼食時の混雑の解消を目的として、食堂のイスとテーブルが一新され席数が増設された【資料 2-6-5】。

(3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

本学では、さまざまな学生支援体制にて、学生の要望や意見を汲み上げるシステムを構築している。その中で、個々の学生の要望や意見については、CAが窓口になり、きめ細かく対応するように努めていることが、本学の大きな特徴となっている。今後は、種々の機会に収集されている意見や要望を全学で共有し、意見内容を確実に学修環境の改善に繋げることのできる、責任主体を明確にした体制の整備が必要と認識している。

[基準 2 の自己評価]

「基準項目 2 を満たしている。」

本学では「技能と心の調和」を教育理念とし、学部・専攻及び通信教育課程の教育目的をそれぞれ明確に定めている。その教育目的を達成するために、アドミッション・ポリシーを策定の上、本学公式ウェブサイト・大学案内・学生募集要項などに明示し、広く周知している。このアドミッション・ポリシーに沿って、多様な入学者選抜方法を設け、多様な学生、つまりさまざまな個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れている。入学者選抜の実施方針や採点基準、採点方法などについては、入試委員会が中心となって協議し、学長が決定するとともに、不正や採点ミスを防ぐ措置を講じることにより、適切な入学者選抜体制が構築できている。また、適正な入学定員の管理・見直しを図るため、平成 28(2016)年度に、モチベーション行動科学部の入学定員を 100 人から 60 人に減じ、こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻を 160 人から 200 人に増やした結果、同年度以降、両学部ともに適切な入学者数を確保している。

本学では、教員と職員、各部署や委員会、センターが連携・協働して、学生の入学前から在学中、そして卒業後に至るまでの学修支援を総合的に行い、履修指導、学習の進め方、将来の目標設定、学生生活、人間関係、就職、進路など学生が抱えるさまざまな悩みや不安、希望、要望に対して、ひとつひとつ向き合っただバイスすることによって、学生の自立心と主体性を引き出していく。とりわけ CA の配置は本学の特色・強みであり、学生生活全般の窓口として、出欠不良者に対する改善指導、中途退学などの防止、保健室や学生相談室と連携した学生支援、障がいのある学生への配慮・支援など、学生一人ひとりに対してきめ細かく対応している。また、オフィスアワー制度の全学実施や TA・SA 配置など教育活動の支援についても漏れなく実施している。

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制についても、キャリア科目の設置、一般企業・福祉・保育職希望者別キャリアガイダンスの実施、1年次から開始するインターンシップ制度、ボランティア体験、各種資格講座の提供など、入学から卒業まで体系的かつ充実したキャリア支援制度を整備している。これらは、キャリアセンターや保育・教職センターが中心となって学生の就職活動状況や課題を共有・協議し、クラス毎に配置されたキャンパスアドバイザーによる学生面談や履歴書添削、模擬面接などを通して、個々の学生にきめ細かく就職・進学指導を行っている。

学生生活の安定のための支援として、教職員による学生支援体制（EM局キャンパスアドバイザー、クラス担任の配置）、学生生活委員会、学友会、学生相談室、保健室などの組織体制を整備し、複数の教職員から多面的な支援が受けられるよう整備している。各組織・教職員が連携して学生サービスを行うことで、クラブ活動や地域連携活動を中心とする課外活動や学生の心身に関する健康相談・生活相談など、幅広くかつ充実した支援を実施している。また、入学試験および学年進行時の特待生学費減免制度の実施や日本学生支援機構奨学金その他地方自治体などの奨学金制度の情報提供に努め、学生の経済的な支援についても適切に行っている。

校地・校舎をはじめとする学修環境については、関係法令に沿って適切に整備し、バリアフリーにも対応している。また、専門の業者と委託契約を締結し、各種定期点検および修繕工事を通して、施設設備の管理・維持に努めている。実習施設、図書館などの有効活用に加え、新入生全員に対するPC配布と全館無線LANネットワーク環境の整備により、教育研究環境の利便性を向上させている。授業を行う学生数についても、適正な授業環境を確保するための履修抽選やTA・SAの配置を活用しながら適切に管理している。

学生の意見や要望については、キャンパスアドバイザーとの面談、学友会自治委員会と大学教職員役職者との懇談会、学生生活に関する調査・アンケートなどを通じて収集に努めている。学修環境や心身に関する健康相談、経済的支援などの学生生活全般に関わる事項についても意見や要望の収集を行い、これを検討、実現する体制を整えている。

以上のことから、基準2「学生（学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応）」を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳格な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

1. 全学的なディプロマ・ポリシーの策定

本学は「技能と心の調和」という教育理念を達成するために、「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献しうる人材に学位を授与する」との全学的なディプロマ・ポリシーを策定している【資料 3-1-1】。

「高度な専門的知識と技能」とは、単に専門的知識を修得し、単なる技術を有するというのではなく、それらを自分の意思をもって実践的に使いこなす「技能（スキル）」を修得することであり、当然、それをコントロールしていく人間性や豊かな心を備えていることを意味し、そうしたことをもって社会に貢献しうることを謳っている。

また、学位授与にあたって必要とする具体的なスキルとして、本学独自の「身につけるべき学士力」を策定して提示している。この「身につけるべき学士力」は授業科目区分ごとに設定し、個々の授業においても意識した内容の授業を展開することによって4年間の履修の中で積み上げていくスキルである【資料 3-1-2】。

2. 学部ごとに策定したディプロマ・ポリシー

全学的なディプロマ・ポリシーを基礎とし、学部の教育内容に即して学部ごとのディプロマ・ポリシーを以下のとおり策定している。

[1] こども心理学部

① こども心理学科通学課程・通信教育課程

幅広い教養及び心理学、保育学及び教育学の専門的知識を修得し、社会に貢献しうる者に学位を授与する。学位の授与にあたっては、通信課程では所定の単位を修得した者に「学士（こども心理学）」を授与する。通学課程では最終学年において卒業研究・卒業論文を完成し提出しなければならない。卒業研究・卒業論文の審査に合格し、卒業研究・卒業論文を含めた所定の単位を修得した者に心理専攻では「学士（心理学）」、こども保育・教育専攻では、「学士（保育・教育学）」を授与する。

卒業までの学びの到達目標は、学部で定めた「学士力」（人間性や心の豊かさを培うスキル）に基づき以下の通り設定される。

ア. 専門的知識と技能を身につけること。

学士にふさわしい教養と、子どもを中心としたあらゆる年代の人の健康な発達や学び、臨床的課題やそれらへの介入法、領域や教科の内容や指導方法など、心理学、保育学及び

教育学の領域における専門的知識と技能を修得している。

イ. 研究する力を身につけること。

子どもや彼らをとりにくく人と環境との関わりを研究し、その研究知見を適切に社会で使い、貢献できる力を修得している。

ウ. 資格に合う力を身につけること。

得られた資格に係る専門的知識や技能を修得し、それらを適切に社会で使い、貢献できる力を修得している。

エ. 社会に貢献する力を身につけること。

子どもに関連する産業をはじめ、多様な職業において発揮しうる知識と技能及び人間性を備え、社会に貢献できる力を修得している。

さらに「こども心理学科」においては、「通学課程心理専攻」、「通学課程こども保育・教育専攻」及び「通信教育課程」の専門性に応じて授与する学位も異なり、それぞれの学位に対応したディプロマ・ポリシーを以下のとおり定めている。

②こども心理学科通学課程心理専攻

以下の要件を満たす人材を養成する。

ア. 自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している。

イ. 子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理学に関して、学士として十分な専門的知識・技能を修得している。

ウ. 教育・保育・福祉領域などにおける心理職としての専門的な知識を有し、実践的な力を発揮することができる技能を修得している。

エ. 実社会で活躍できるような、本学の共通及び専攻が指定した学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）を修得している。

③こども心理学科通学課程こども保育・教育専攻

以下の要件を満たす人材を養成する。

ア. 自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している。

イ. 子どもの心身の健全な発達についての高度な専門性を発揮できる職種である、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士、福祉職種に向けた職能を修得するように努めている。

ウ. 上記職種に限らず、家庭との関わり、環境や文化との関わりの中で育つ子どもに関する専門的知識・技能を利活用できる就業力を修得している。

エ. 実社会で活躍できるような、本学の共通及び専攻が指定した学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）を修得している。

④こども心理学科通信教育課程

以下の要件を満たす人材を養成する。

ア. 自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している。

イ. 子どもに関する心理を中心に、学士として十分なこども心理学の専門的知識・技能を修得している。

ウ. 家庭との関わり、環境や文化との関わりの中で育つ子どもの教育・保育・福祉側面とこども心理学に関係する専門的知識・技能を修得している。

エ. 実社会で活躍できるような、本学の共通及び通信教育課程が指定した学士力（人間性や

心の豊かさを培うスキル) を修得している【資料 3-1-1】。

[2]モチベーション行動科学部

モチベーション行動科学科通学課程・通信教育課程

心理・コミュニケーション、経営、教育の科目群にわたって専門的な知識を修得し、社会に貢献しうる者に学位を授与する。学位の授与にあたっては最終学年で卒業研究の審査に合格し、卒業研究を含めた所定の単位を修得した者に「学士（行動科学）」の学位を授与する。卒業までの学びの到達目標は以下の通り設定される。

ア. 個人をみつめる力を身につけること。

客観的な視点で人間行動を理解し分析することができ、モチベーションやリーダーシップに関する専門的知識を備え、所属する集団や組織、社会における成員の活動を促進する力を修得している。

イ. 他者と関わる力を身につけること。

他者を肯定的に理解することができ、他者と円滑な対人関係を構築できる高いコミュニケーション能力と対人関係スキルを身につけ、他者や社会とより健全な関わりをもつ力を修得している。

ウ. 組織を動かす力を身につけること。

集団・組織の中で自分の立場を理解し、組織行動に関する基礎的知識を備え、組織活性化や人材の育成に取り組む力を修得している【資料 3-1-1】。

本学学則に定める期間在学し、上記の力を身につけるべく学んだ上で、最終学年では卒業研究を完成し提出しなければならない。モチベーション行動科学部通学課程においては、「卒業研究」で完遂した卒業研究または卒業論文の審査に合格し、「卒業研究」を含めた所定の単位を修得した者に「学士（行動科学）」を授与する。また、モチベーション行動科学部通信教育課程においては、「卒業研究」は必修科目ではなく、所定の単位を修得した者に「学士（行動科学）」を授与する。【資料 3-1-3】。

以上のように本学においては教育理念に沿って各学部におけるディプロマ・ポリシーを定め、さらに学科・課程・専攻ごとに授与する学位に応じたディプロマ・ポリシーを具体的に策定している。

3. ディプロマ・ポリシーの周知

ディプロマ・ポリシーは、学生募集要項の冒頭に掲載した本学の三つのポリシー構成の中で示しており、本学受験を希望する際の資料として明示している。また、入学後も毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」に掲載している。通学課程では、年度初めの初回授業開始前に行われる新年度オリエンテーションの中の教務ガイダンスにおいて全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明を行っている【資料 3-1-4】。

教員（非常勤講師を含む）に対しては、毎年度配信する「教員ハンドブック」「全学 FD ハンドブック」の冒頭に掲載して学内関係者にも周知を図っているほか、ディプロマ・ポリシーを意識したシラバスの作成を全ての教員に要請している【資料 3-1-5】。

対外的には、本学公式ウェブサイトに掲載し、本学関係者以外に対しても広く公開している【資料 3-1-6】。

また、通信教育課程においては募集要項にて本学の三つのポリシー構成の中で示しており、本学受験を希望する際の資料として明示している。入学前に行われる大学説明会並びに毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」に掲載し教務担当職員が随時説明を行っている【資料 3-1-4】。

なお、周知にあたっては全体の理念体系の中で示すことで、ディプロマ・ポリシーの位置付けを学位授与に至る一連の教育システムの流れの中で学生が理解するよう留意している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1. 単位認定基準の策定及び周知

本学の単位認定は、学則第 34 条第 1 項において「単位の認定は、あらかじめ明示された身につけるべき知識・技能を修得し、当該科目の到達目標に達したと判断された場合に認定する。」とし、同条第 2 項に「授業科目修了の認定は、平素の成績及び筆記試験又は論文による。ただし、実技並びに実習、演習については平素の成績のみによって認定することができる。」としている【資料 3-1-7】。

また、評価基準（合否基準）については「こども心理学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条に具体的な評価区分を定め、「こども心理学部履修規程」第 16 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 16 条において、出席が授業回数の 3 分の 2 以上に達していない場合は、単位を認定しないこととして全授業への出席を指導しつつ、厳格に出席管理を行っている【資料 3-1-8】。

これらは、「学生便覧・履修の手引き」に規程の条文と併せて掲載しており、年度当初の新年度オリエンテーションの中の教務ガイダンスで全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明している。

通信教育課程においては、東京未来大学学則第 5 条の規程に従い、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 31 条に単位の授与に関する具体的な認定方法について定め、成績評価については「こども心理学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条の評価区分に従って行っている【資料 3-1-9】。

通信教育課程における単位の認定は、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 31 条に次の通り定めている。

- 印刷教材授業は、中間試験及び単位修得試験、その他指導教員が指定した課題によって認定する。
- 面接授業は、平素の成績その他指導教員が指定した試験あるいは課題によって認定する。
- 「卒業研究・卒業論文」（こども心理学部）または「卒業研究」（モチベーション行動科学部）については、指導教員の指導を受け、審査に合格した者に単位を認定する。
- 教育実習等の実地研修では、研修先の評価及び学生が提出する実地研修報告書を審査し、合格した者に単位を認定する。

評価基準（合否基準）については、通学課程と同様に「こども心理学部履修規程」第 11 条及「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条に具体的な評価区分を定めており、本学公式ウェブサイトや「学生便覧・履修の手引き」、また新入生を対象にした WEB 動画によ

るオリエンテーションにて学生に周知している（学生への周知に関しては以降、2、3についても同様である）。

2. 進級基準の策定と周知

本学では、学科・専攻ごとに2年次から3年次への進級要件を定めている。2年次から3年次においては、カリキュラム構成上、基礎的な専門教育科目からより高度な専門科目へ移行する時期であり、より高度な専門的知識や技能を修得するためのレディネス（準備性）が整っているかを判断するとともに、4年間の学修の折り返し地点として、計画的な履修ができていないかを判断する意味を有している。

こども心理学部は、心理専攻では56単位以上、こども保育・教育専攻では59単位以上（こども保育・教育専攻は実習が多いため心理専攻より進級要件に必要な単位数が若干多くなる）、モチベーション行動科学部は60単位以上の単位修得を進級要件としているが、これらは4年間の学修をもって完結する学修への最低限必要な要件単位数としている。

これらは、学則第37条に規定し、「こども心理学部履修規程」第7条、「モチベーション行動科学部履修規程」第6条においても併せて規定している【資料3-1-10】。

なお、「学生便覧・履修の手引き」に規程の条文と併せて記載しており、年度当初の新年度オリエンテーションの中の教務ガイダンスで全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明して周知を図っている。

特に進級要件の充足は、直接4年間での卒業の可否に影響することから、進級の判定前年度においては、学期ごとに修得単位数から進級要件充足見込みを個々の学生ごとに確認し、履修上の問題点をキャンパスアドバイザー（以下「CA」という。）から直接指導することで、進級要件の重要性と意味の周知を図っている。

通信教育課程においては2年次から3年次、3年次から4年次への進級要件をそれぞれ定めており、2年次から3年次に定めた進級要件については、通学課程と同様の目的で設定している。3年次から4年次への進級要件については、教育の特性上、通学課程とは異なりその学習が学生の自助努力とする部分がより大きいため、学生が計画的に科目を履修し、卒業に至るまでの一つの指標的な位置づけとして設けている。そのため、各学生の担当CAを決めており、学生がCAにいつでも相談できる体制を整えている。必要単位数は「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第36条及び「こども心理学部履修規程」第7条、「モチベーション行動科学部履修規程」第6条にて規定し、「学生便覧・履修の手引き」等で学生に周知している【資料3-1-11】。

3. 卒業認定基準の策定と周知

卒業認定は、学則第44条第1項において「4年以上在学し、所定の単位を修得し、全学教授会の議を経て卒業することを認められた者」と規定されている。所定の単位は、学則別表第2-1、別表第2-2、別表第2-3において規定し、総修得単位数が心理専攻124単位以上、こども保育・教育専攻130単位以上、モチベーション行動科学部124単位以上であることが前提となるが、それに併せて定められた必修科目をすべて修得していなければならない。

また、総修得単位数の内訳として分野ごとに修得すべき単位数が定められており、これ

らを充足しなければ卒業は認定されない【資料 3-1-12】。

本学のディプロマ・ポリシーでいう「高度な専門的知識・技能」とは、個々の科目の知識に加え、各分野の科目の単位をバランスよく修得し、さらに核となる必修科目の単位を修得することで強固な骨格を構築し、そのうえにさらに構築を重ねていく学科・課程・専攻の分野における総合的な知識・技能を意図するものであり、包括的に卒業認定に表現されている。

以上の卒業認定基準については「学生便覧・履修の手引き」に掲載しているほか、年度当初の新年度オリエンテーションの中の教務ガイダンスで全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明することで周知を図っている。

特に 4 年生については最終年次ということもあり、3 年次終了時点での成績公表時に前年度までの単位の修得状況から、卒業見込み判定を行い、最終年度に必要な履修について担当 CA から個別に指導が行われ、さらに 4 年次の春学期の履修登録時に卒業見込み判定に基づく登録状況における指導を個別に行っている。また、秋学期においても同様の指導を行うことにより卒業要件の周知をより丁寧に行っている。

通信教育課程における卒業認定は、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 36 条に卒業要件単位を規定し、第 37 条の 1 の「本課程に 4 年以上在学（第 17 条の規定により入学した者については、2 年以上在学）し、所定の単位を修得した者には全学教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と規定されている。所定の単位は、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」別表第 2-1、別表第 2-2 において規定し、総修得単位数がこども心理学部 124 単位以上、モチベーション行動科学部 124 単位以上であることが前提となるが、それに併せて定められた必修科目をすべて修得していなければならない【資料 3-1-13】。これらの内容は、本学公式ウェブサイトや「学生便覧・履修の手引き」等を通して、学生に周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳格な適用

各科目の単位の認定にあたっては、それぞれ客観的な基準をシラバスに明記し、第 1 回の授業で説明しており、その基準に沿って「こども心理学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条に基づき、100 点満点の素点で評価し認定している【資料 3-1-8】。

また、学生が評価及び認定の可否に疑問のある場合は、成績評価に関する問い合わせ期間を設けて、授業担当者から学生に文書により評価の内容を説明したうえで認定を確定している。進級及び卒業の判定にあたっては、各学生の単位修得状況に進級基準及び卒業認定基準を厳密に適用した進級・卒業判定資料を基に、教務委員会において原案を作成し、学則第 15 条に基づき全学教授会の意見を聞いて学長がその可否を決定している【資料 3-1-14】。

通信教育課程の各科目の単位の認定にあたっては、本学の学習システムである Communication & Learning System(以下「CoLS」という。)上のシラバスに客観的な基準を明記し、さらに面接授業においては、第 1 回目の授業で説明している。印刷教材授業については各科目の担当教員が Web を通じて履修者に通知を発信し、説明している。その基準に沿って「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 32 条の規程に従い、「こども心理

学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条に基づき、100 点満点の素点で評価し認定している【資料 3-1-15】。

進級及び卒業の判定にあたっては、各学生の単位修得状況に進級基準及び卒業認定基準を厳密に適用した進級・卒業判定資料を基に、教務委員会（通信教育課程においては通信学務委員会）において原案を作成し、学則第 15 条（通信教育課程においては「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 37 条）に基づき全学教授会（通信教育課程の進級判定のみ学部教授会）の意見を聞いて学長がその可否を決定している。

(3) 3-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学が策定した教育目的、ディプロマ・ポリシー、卒業（学位授与）に必要な単位認定・進級・卒業認定の基準は、それぞれ学生に示しており、その適用も厳格に行っている。他方、教育目的、ディプロマ・ポリシーと単位認定・進級・卒業認定の基準は相互の関連性の明示がまだ十分とはいえず、今後体系的な整備が求められる。

授業科目の単位を修得し、進級要件を満たし、さらに卒業要件を充足する過程において、どのような知識・技能を身につけて、本学が描いた教育の目的に到達するかといったストーリーを学生がイメージできるように「学生便覧・履修の手引き」の構成をわかりやすくしたり、履修モデルのような具体例を示したり、令和元年度に作成したカリキュラム・マップやナンバリングの周知を図りたい。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-1-16】 【資料 3-1-17】

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

1. 全学的なカリキュラム・ポリシーの策定

本学の教育理念として掲げている「技能と心の調和」を具現化するための方針として「高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などの融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成する」というカリキュラム・ポリシーを策定しており、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目といったカリキュラム編成となっている（キャリア科目は通学課程のみ）。

一般教育科目は「幅広い教養」、専門教育科目は「高度な専門的知識・技能」、キャリア科目は「本学独自の人間教育」を担っているが、それぞれが単独で役割を担っている

はなく、相互に関連しあって一つのカリキュラムを構成している【資料 3-2-1】。

2. 学部ごとに策定したカリキュラム・ポリシー

全学的な大学としてのカリキュラム・ポリシーを基礎とし、学部の教育内容に即して学部ごとのカリキュラム・ポリシーを以下のとおり策定している。

[1]こども心理学部

①こども心理学科通学課程・通信教育課程

ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目（キャリア科目は通学課程のみ）の下に科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

ア. 一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、英語においては習熟度に基づいたクラス編成を行い、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を行う。

イ. 専門科目では、以下の要件を骨子とした教育を行う。

○子どもの「こころ」の発達過程と特性に関する基礎理論及び子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理を理解し、健康な心を養うための最新の実践的手法を学ぶ。

○健全な発達を担う心理学、保育学及び教育学に関する高度な専門的知識と技術を養い、資格・免許の取得にふさわしい社会に貢献できる人材を養う。

○子どもを中心としたあらゆる年代の人の健全な発達や学びに必要な環境条件や文化について理解を深め、社会で幅広く活躍できる応用力を身につける。

○責任ある社会人にふさわしい教養と、社会的知識と技能を身につける。

ウ. キャリア科目では、学内外で社会に触れる機会を設け、知識・技能を実践に活かす力を身につけることを目的に、早い時期からのキャリア教育に取り組む。

エ. プロジェクト（課程外活動）（大学祭や三幸フェスティバル（体育祭）等の行事）（通学課程においては1，2年次の大学祭及び三幸フェスティバル（体育祭）は全員参加を原則としている）において修得した専門的知識と技能を発揮することを通して、資格・免許の取得にふさわしく、社会に貢献しうる自立した人間性や心の豊かさの充実を図る。

オ. 本学の共通及び学部が指定する学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）の形成を目指す。

※尚、本学では大学祭を「未来祭」、体育祭を「三幸フェスティバル」という名称で行っている。

さらに課程・専攻ごとに授与する学位の種類に応じたカリキュラムを構成しており、それぞれ以下のカリキュラム・ポリシーを掲げている。

②こども心理学科通学課程心理専攻

幅広い教養及びキャリア教育を1年次から履修することと同時に、子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理と行動の理解を基盤とした以下の教育を行う。

ア. 心理学の様々な領域における体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。

イ. 心理学以外の分野の学び、また、人と家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりを通して、人間理解を深める。

ウ. 卒業研究科目では、「こども心理演習Ⅰ」（3年次）、「こども心理演習Ⅱ」（3年次）、「卒

業研究・卒業論文」を必修として全員に課し、学問研究を深める。

エ. 本学の共通及び専攻が指定する学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)の形成を目指す。

③こども心理学科通学課程こども保育・教育専攻

幅広い教養及びキャリア教育を1年次から履修することと同時に、子どもの「こころ」と「からだ」の健全な発達の理解を基盤とした以下の教育を行う。

ア. 子ども理解に根ざした心理学・保育学・教育学・福祉学等に関する体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。

イ. 子どもの「育ち」と家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりについて理解を深める。

ウ. 卒業研究科目では、「こども保育・教育演習Ⅰ」(3年次)、「こども保育・教育演習Ⅱ」(3年次)、「卒業研究・卒業論文」を必修として全員に課し、学問研究を深める。

エ. 本学の共通及び専攻が指定する学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)の形成を目指す。

④こども心理学科通信教育課程

幅広い教養を1年次から履修することと同時に、子どもを中心とした心理と行動の理解及び子どもの「こころ」と「からだ」の健全な発達の理解を基盤とした以下の教育を行う。

ア. こども心理学の様々な領域における体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。

イ. 子ども理解に根ざした心理学、保育学、教育学、福祉学等に関する体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。

ウ. 子どもの家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりについて理解を深める。

エ. 選択により卒業研究科目として、こども心理学演習(3年次)、卒業研究(4年次)を履修し学問研究を深めることができ、多様な学びに対応する。

オ. 本学の共通及び通信教育課程が指定する学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)の形成を目指す【資料3-2-1】。

これらのカリキュラム・ポリシーは、毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」の冒頭に掲載され、授業開始前に行われる新年度オリエンテーションの中の教務ガイダンスにおいて各学科・専攻ごとに全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明している。

また、学内においても教員(非常勤講師を含む)に配付する「教員ハンドブック」「全学FDハンドブック」の冒頭に掲載して学内関係者にも周知を図っているほか、本学公式ウェブサイトにおける理念体系のなかで公表し、学外にも示している。

(<http://www.tokymirai.ac.jp/feature/policy.html>)

[2]モチベーション行動科学部

①モチベーション行動科学科通学課程

本学部通学課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目、演習科目の下に科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

ア. 一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、英語においては習熟度に基づいたクラス編成

を行い、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を行う。

イ. 専門教育科目は、心理・コミュニケーション、経営、教育の科目群を必修とする。このうち、学びの基盤となるのは心理・コミュニケーション科目群であり、この科目群に置かれた科目を学ぶ中で、モチベーション行動科学の基礎となる研究マインドやデータ分析に関する知識と技能、コミュニケーション・スキルを身につけ、さらに経営科目群、教育科目群に置かれた科目を学ぶことで、各科目群が複合的に結びつき、広い視野での学びを可能にする。

ウ. キャリア科目では、学内外で社会に触れる機会を設け、知識・技能を実践に活かす力を身につけることを目的に、早い時期からのキャリア教育に取り組む。

エ. プロジェクト（課程外活動）を通して、個人を見つめ、他者と関わり、組織を動かす自立した人間性や心の豊かさの充実を図る。

オ. 幅広い教養及びキャリア教育及び専門科目を1年次から同時に履修するとともに、通学課程の演習科目では、1年次から卒業時まで学生一人一人の学修を促進するために、「基礎演習」（1年～2年次）、「専門演習」（3年次）、「卒業研究」（4年次）を必修とする。また、単位には含まれないが、学生は複数の専門演習やゼミに参加することも認められ（「ダブル・ゼミ」）、複合的な視点から学修を進める。

②モチベーション行動科学科通信教育課程

本学部通信教育課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目を体系的に編成し、テキスト科目、スクーリング科目、メディア科目を有機的に連携させた授業を開講する。さらに選択科目として演習科目を設置し、学生自身が関心のある領域を選び、各指導教員のもと総合的な力を養う。

ア. 一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、英語においては習熟度に基づいたクラス編成を行い、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を行う。

イ. 専門教育科目は、心理・コミュニケーション、経営、教育の科目群を必修とする。このうち、学びの基盤となるのは心理・コミュニケーション科目群であり、この科目群に置かれた科目を学ぶ中で、モチベーション行動科学の基礎となる研究マインドやデータ分析に関する知識と技能、コミュニケーション・スキルを身につけ、さらに経営科目群、教育科目群におかれた科目を学ぶことで、各科目群が複合的に結びつき、広い視野での学びを可能にする。

ウ. 通信教育課程では選択により卒業研究科目として、「演習Ⅰ」（3年次）、「演習Ⅱ」（3年次）、「卒業研究」（4年次）を履修し学問研究を深めることができ、多様な学びに対応する。

これらのカリキュラム・ポリシーは、毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」の冒頭に掲載され、授業開始前に行われる新年度オリエンテーションの中の教務ガイダンスにおいて学科ごとに全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明している【資料3-2-1】。

また、学内においても教員（非常勤講師を含む）に配付する「教員ハンドブック」「全学FDハンドブック」の冒頭に記載して学内関係者にも周知を図っているほか、本学公式ウェブ

ウェブサイトにおける理念体系のなかで公表し、学外にも示している。

(<http://www.tokyoumirai.ac.jp/feature/policy.html>)

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

1. 全学的なディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性

本学の掲げるディプロマ・ポリシーでは、「高度な専門的知識や技能を身につけること」、「人間性豊かな心と高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動すること」、「これらを併せ持ち、社会に貢献しうること」の3つの項目を掲げている。

こうした人材を育成するために、カリキュラム・ポリシーにおいては「高度な専門的知識や技能を身につける」ための専門教育、それを下支えする幅広い教養を身につけるための一般教育、そして「人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動する」ための人間教育としてのキャリア教育を基軸とすることを明記している。

また、学位授与に必要な具体的スキルとして、本学独自に定めた「身につけるべき学士力」をカリキュラム上の各科目区分に位置づけるとともに各科目においてもシラバス上に明記し、カリキュラム・ポリシーに明示した「学士力の形成」が有機的にディプロマ・ポリシーに結びつく構成となっている。

2. 学部ごとに定めたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性

さらに学部・学科・課程・専攻ごとに定めたカリキュラム・ポリシーは以下の通り、ディプロマ・ポリシーに連動し、一貫性をもって構成されている。

[1] こども心理学部

こども心理学部のディプロマ・ポリシーでは「専門的知識と技能を身につけること」、「研究する力を身につけること」、「資格に適う力を身につけること」、「社会に貢献する力を身につけること」の4つの項目を掲げている。これらを実現するために、各専攻・課程のカリキュラム・ポリシーを策定している。

こども心理学部のディプロマ・ポリシーの4つの項目を円滑に達成するための教育課程を「一般教育科目」、「専門教育科目」、「キャリア科目」(通学課程のみ)で体系的に構成し、その教育の内容と方法をカリキュラム・ポリシーに明記している。

それらの教育課程を修めることにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーが連続性を持ち、「心理学」(こども心理学科通学課程心理専攻)、「保育・教育学」(こども心理学科通学課程こども保育・教育専攻)、「こども心理学」(こども心理学科通信教育課程)という学位の種類に応じて必要となる専門的知識・技能が身につくように整備されている。

[2] モチベーション行動科学部

モチベーション行動科学部のディプロマ・ポリシーには「個人をみつめる力を身につけること」「他者と関わる力を身につけること」「組織を動かす力を身につけること」の3つの項目を掲げている。これらを実現するために、科目区分ごとにカリキュラム・ポリシーを定めている。

モチベーション行動科学部のディプロマ・ポリシーに掲げる3つの項目を円滑に達成するための教育課程を「一般教育科目」、「専門教育科目」、「キャリア科目」(通学課程のみ)、

「演習科目」で体系的に構成し、心理・コミュニケーション、経営、教育という分野ごとの教育の内容と方法をカリキュラム・ポリシーに明記している。

それらの教育課程を修めることにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーが連続性を持ち、「行動科学」（モチベーション行動科学部通学課程及び通信教育課程）の学位に必要な専門的知識・技能が身につくように整備されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1. カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程の編成と実行

大学全体のカリキュラム・ポリシーにおいて「一般教育」「専門教育」を教育課程の基本的な構成としており、通学課程においてはこれに「キャリア教育」とプロジェクト（課程外活動）を加えた編成となっている。

これらの基本的な構成をもとに学部の特性に依じて以下の通り体系的に整理されている。

[1] こども心理学部通学課程

「幅広い教養を身につける」ための「一般教育科目」を設置し、主に初年次を中心に4年間を通じて学士としての基礎的な教養を修得する。

また、同時に専門教育科目として「子ども」に関する基礎的な事項を学ぶ「基礎科目」を初年次に設置している。例えば、心理学のみならず保育学、教育学、社会学などの多様な視点から子どもについて学ぶ「子ども学」、心理学の歴史や諸理論の基礎を学ぶ「心理学概論（こころの形成）」と「心理学概論（こころの理解）」が必修科目となっている。さらに、2年次にかけて各専攻の専門科目の導入として「基幹科目」を設置している。例えば、こども保育・教育専攻では「教育学概論」や「保育原理」、心理専攻では「心理学研究法」や「心理学統計法Ⅰ」や「心理的アセスメント」である【資料3-2-2】。これらは、一般教育科目から専門科目へのスムーズな移行を意図している。と同時に、4年次に「卒業研究・卒業論文」を作成することを可能とさせている。

3年次から4年次にかけては、段階的に高度な専門科目やより実践的な科目を履修することとなるが、カリキュラム・ポリシーに専攻の専門分野以外の専門的知識の修得も意図していることから、心理専攻に「こども保育・教育科目群」を設置している。例えば、心理専攻の学生でも「保育原理」や「教職論」等の保育学及び教育学の専門科目を学ぶことができる。こども保育・教育専攻に「こどもの心理科目群」を設置している。例えば、こども保育・教育専攻の学生でも「発達障害学」や「心理療法基礎」等の心理学の専門科目を学ぶことができる【資料3-2-3】。

さらに初年次からキャリア科目を設置し、責任ある社会人にふさわしい教養と、社会的知識・技能について、4年間を通じて身につけるための科目を置いている【資料3-2-4】。

学生は、初年次からカリキュラム・ポリシーに則った学問を体系的に学び、さらに学びの集大成として「卒業研究・卒業論文」を作成することで自ずとディプロマ・ポリシーに相応しい人物となる。

こうして、各科目区分を4年間のうちに段階的に配置し、融合することにより「社会に貢献できる人材」養成のための体系的な構成となっている。

なお、公認心理師資格に必要な内容に特化した一部の科目については、卒業要件科目以外の課程外科目として整理している。

[2] こども心理学部通信教育課程

各科目区分の位置づけは通学課程と同様である。異なる点としては専攻を設けていないため、基幹科目については、専門教育科目（展開科目）を履修する前段階として心理・教育の両側面を捉えるために「教育心理学」と「カウンセリング論」を必修としている。

また、カリキュラム・ポリシーにおいて、「子ども心理学の様々な領域における体系的・実践的な知識・技能を学ぶ」としており、展開科目には科目群は設けず、開設するすべての科目の履修が可能となっている。社会人教育の特性上、様々な背景・目的を持つ学生に対して広く科目を設けることで、それぞれの家庭事情や自身をとりまく環境について、学生自身が直接的なアプローチをもって理解を深めやすいカリキュラムとなっている。

なお、「卒業研究・卒業論文」も通信の課程でありながら選択科目として履修することができ、多様な学びに対応している【資料 3-2-5】。

[3] モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通学課程

まず、こども心理学部同様に「幅広い教養を身につける」ための「一般教育科目」を設置し、主に初年次で学士としての基礎的な教養を修得する。

「専門教育科目」は、幅広い領域と広い関心におけるモチベーションの学びを実現するために「心理・コミュニケーション科目群」「経営科目群」「教育科目群」を設置している。その中でも基盤となる「心理・コミュニケーション科目群」においては、他の科目群で各2科目の必修科目を設置しているのに対して、6科目の必修科目を設置して基盤を固めることを意図している。具体的には、心理・コミュニケーション科目群では「心理学概論」「心理学研究法」「心理学統計法Ⅰ」「心理学実験」「モチベーション論Ⅰ」「モチベーション論Ⅱ」の6科目を、経営科目群では「経営学概論」「地域と社会」、教育科目群では「教育学概論」「地域史論」のそれぞれ2科目を必修科目としている【資料 3-2-6】。

「一般教育科目」と「専門教育科目」の履修と並行して、通学課程では、初年次から配置している「キャリア科目」は、知識・技能の修得に併せて、早期に社会に触れる機会を設けるほか、社会人として必要な知識や技能も同時に修得することで「社会に貢献できる人材養成」を強く意識した構成となっている。

また、モチベーション行動科学部の特徴として、初年次から卒業研究にいたるまでの4年間に「演習科目」を必修科目として位置づけている。初年次および2年次には「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」「基礎演習Ⅲ」「基礎演習Ⅳ」を設けて心理・コミュニケーション、経営、教育の3領域の研究の在り方を学び、3年次から各分野に分かれて「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」を履修することで「卒業研究」に取り組むうえで求められる専門的知識・技能の習得を目指す【資料 3-2-7】。以上のように継続的に小人数でのゼミを体験することで「個人」「他者」「組織」を意識し、知識・技能の修得と他者とのかかわりの中から豊かな人間性を身につけていく力の融合を促す分野となっている。

なお、心理専攻同様に公認心理師資格に必要な内容と教員免許状取得に特化した内容の一部の科目は卒業要件科目以外の「課程外科目」として整理している。

[4] モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通信教育課程

各科目群の位置づけは通学課程と同様であるが、課程の特性上、実験やフィールドワークを伴う科目の必修化または開設が困難であるため、各科目群における必修科目が通学課程と異なっている。

具体的には、心理・コミュニケーション科目群においては「心理学概論」「心理学研究法」「心理学統計法」「モチベーション論Ⅰ」「モチベーション論Ⅱ」の5科目、経営科目群では「地域と社会」「経営組織論」の2科目、教育科目群では「教育学概論(モチベーション)」の1科目の構成である【資料3-2-8】。これらはすべて、印刷授業又はメディアを高度に利用した授業科目となっている。通信教育課程では様々な背景を持った学生を受け入れているが、アドミッション・ポリシーのとおり、すでに社会人として活躍をしている者が学生の主体となっており、その幅広いニーズに応える必要がある。そのため、モチベーションの学びを実現するための基盤となる最低限の科目を必修とし、それ以外の科目については教育の目的の達成を妨げない範囲で学生が程度自由に科目を組み合わせることができるカリキュラム構成となっている。

2. シラバスの適切な整備

各カリキュラム上に開設した個々の科目については、その科目のテーマ、到達目標、授業計画、評価基準、予習・復習、ICTの活用、アクティブ・ラーニングの導入、実務経験を生かした授業の実施、教員のオフィスアワー等を具体的に学生に対して明らかにしている。また、その科目において修得すべき「学士力」を具体的に示している【資料3-2-9】。

これらの内容が本学のカリキュラム・ポリシーに合致した内容であるか、そして免許・資格取得に必要な科目においては法令上定められた含めるべき内容が含まれているかを、教務委員会が専任教員に依頼をして、前年度のうちにシラバスの第三者チェックを行っている。すなわち、専任教員及び非常勤講師が担当する全てのシラバス原案を、専門性の近い専任教員が書式・形式にとどまらず内容に踏み込んで第三者の視点からチェックを行い、必要があれば修正をしたうえで、学内外に公開している【資料3-2-10】。

3. 履修登録単位数の上限の設定

各学部のカリキュラムを4年間にわたって、段階的にかつバランスよく履修していくための道筋として、令和元(2019)年度にカリキュラムマップとナンバリングを策定し、令和2(2020)年度から本学公式ウェブサイト及びオリエンテーション等で学生に提示している

【資料3-2-11】。また、学則第33条、「こども心理学部履修規程」第9条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第8条において、適正な履修を進めていけるように通学課程では1学期の履修登録単位数の上限を24単位に定め、通信教育課程においては印刷教材授業を1学期間に8科目、面接授業を1年間に10科目と上限を定めている【資料3-2-12】。

通学課程においては、GPA2.5以上の者については、さらにこども心理学部4単位、モチベーション行動科学部6単位の登録追加の特例を認めている【資料3-2-13】。

加えて資格・免許を取得しようとする意欲ある学生についても、履修登録上限を超えて登録できる特例を設けている。

これらは、「学生便覧・履修の手引き」において根拠規程とともに掲載し、新年度のオリエンテーションの中の教務ガイダンスにおいても教務担当職員から全ての学年の学生に説明して周知を図っている。

4. 単位制度の実質を保つための工夫

本学の学則(通信教育課程においては「東京未来大学通信教育課程に関する規程」)に定

める単位に必要な時間には、対面授業だけではなく、予習・復習などの対面授業以外の学修時間を含めることが前提となっている。

このことは、新入生全員に配布する「学生便覧・履修の手引き」に明記し、新年度オリエンテーションの中の教務ガイダンスや通信教育課程のWEBオリエンテーションにおいて説明している。また、各科目のシラバスにおいて予習・復習の項目を設けて、それぞれの授業において必要な学修の記載を義務付けている【資料3-2-9】。

本学で導入活用している学習システムCoLSは、学生への通知機能やディスカッション用の掲示板、資料配布などの機能を持っており、教員は授業に先立ってCoLSを活用して課題や予習用資料を掲載したり、授業後のフォローアップ指導を行うことが可能である。これらを通じて学習時間を補強する工夫を行っている。

また、学外実習やフィールドワーク等の通常の講義以外の活動については、学則に定める単位認定に必要な時間数を満たすことを義務付けして全教員に配信する「教員ハンドブック」に掲載しているほか、休講が生じた場合の補講措置についても、教務委員会で管理し単位認定に必要な授業時間数を確保している【資料3-2-14】。

通信教育課程においては「東京未来大学通信教育課程に関する規程」に定める単位に必要な時間には、対面授業だけではなく、予習・復習などの対面授業以外の学修時間を含めることが前提となっている。

このことは新入生全員に配布する「学生便覧・履修の手引き」に明記し、通信教育課程のWEBオリエンテーションやCAによる個別指導において説明している【資料3-2-15】。

3-2-④ 教養教育の実施

本学において、平成30(2018)年度まで教務委員会の中に教養教育運営委員会をワーキンググループとして設置し、一般教育全般について、その在り方や運営について検討し、平成31(2019)年2月に教務委員会に報告書を提出し、その位置づけを明確にしたところである。内容は以下のとおりである【資料3-2-16】。

1. 一般教育科目の位置づけ

現行の東京未来大学のカリキュラム・ポリシーは、「高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などを融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成する。」とされており、「幅広い教養を修得する」ことが一般教育の役割であり、最終的にはこれらを「融合」して本学のカリキュラムを構成することが謳われている。

こうしたことから、本学の一般教育を以下のとおり位置づけている。

○幅広い教養を修得すること。

○専門教育を展開するのに必要な知識や技能を身につけること。

○上述の事項は、一般教育科目のほとんどが1年次及び2年次に配当されていることから、全体のカリキュラム構成から見て、「樹木の根」に相当する部分である。

○今後は、専門教育と融合してその「樹幹部」を形成するに足る一般教育科目を3年次及び4年次に開講し、初年次から卒業に至るまで深い教養を修得する機会を設ける。

2. 一般教育科目の構成

本学の一般教育は「教養科目群」「スポーツ科目群」「情報処理科目群」「外国語科目群」、通学課程においてはこれに加えて「憲法」の各分野から構成されており、「教養科目群」はさらに「自然科学」「人文」「社会」に区分されている。これらは本学が考える「幅広い教養」を表現している部分であり、ほぼ一般的分野は網羅していると考えられる。

[1]教養科目群

①教養科目群は、先に述べた通り「自然科学」「人文」「社会」に区分されており、それぞれの区分は相互に独立した学問から成っており、いずれかの学期に集中しないよう、学生の履修機会を確保する観点から開講時期のバランスを考慮して配置している。

②モチベーション行動科学部の通学課程においては、「歴史学」、「社会学」、「政治学」、「経済学」、「法律学」は、専門科目の「教育分野」と「経営分野」の履修につながる科目であることから、モチベーション行動科学部クラスを設置して、専門教育への連携を意識した授業を展開している。また、これらの科目は教員免許状（中高）取得のための科目としての性格も有している。なお、「歴史学」については、履修登録単位数の上限の関係から、2年次開講とせざるを得ない状況である。

③各学部における心理系科目につながる科目として「脳科学」を設置しているのは本学の特徴である【資料3-2-2】。

[2]スポーツ科目群

①通学課程

ア.まずは1年次の「体育実技A」「体育実技B」において、一般的な健康づくりのための運動処方やさまざまなスポーツ種目に触れることで、各種目のルールや練習方法を身につけるほか、教育現場でも行われる各種の測定法を学ぶ。特にこども保育・教育専攻クラスの授業においては幼児体育にも触れることで専門科目の「子ども体育」への橋渡しをする。また、学生の運動量を確保することも一つの目的でもある。

イ.2年次において「体育理論」で「体育実技」での内容に科学的な検証を加えていく。併せてこれらの知識・技術を自分の健康維持だけではなく、一般社会や教育の現場で生かしていくことのできるよう「レクリエーション論」と「レクリエーション援助技術」を配置している【資料3-2-2】。

②通信教育課程

通信教育課程においてはすべて選択必修科目となっているが、教員免許状の取得にあたって、「体育実技A」または「体育実技B」の単位を修得することを必須としており、教育現場で活かせる実践の機会を確実に経験できるようになっている【資料3-2-5】。

[3]情報処理科目群

①パソコン操作や基本的なアプリケーションソフトの使用は、レポート作成や授業展開において必須のスキルである。したがって全学において1年次の必修科目として「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」を位置づけている。併せて情報セキュリティの問題や倫理の問題についても同じく1年次の必修科目である「情報科学概論」を設置して学ぶこととしている。

②1年次の必修科目の単位修得を、さらに発展したスキルを「情報処理基礎Ⅱ（機器操作を含む）」においてプレゼンテーションでの活用や基礎的な統計処理の方法などを習得し通

学課程の2年次にはさらに画像処理などのさらに高いスキルを習得する「情報処理応用」やパソコン検定に対応した「ワープロ総合演習」を開設している【資料3-2-2】。

[4]外国語科目群

- ①学士課程として必要な英語力を養成するために1年次に「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修科目として配置している。
- ②1年次の必修科目の履修を経て、さらに高いレベルの英語力を習得するために2年次に「英語Ⅱ」「英語コミュニケーションⅡ」を開設している。しかしながら、学生の中にはより高い英語力を習得しており、さらなる高次の内容を学びたいとするニーズもあることから、通学課程においては併せて「アカデミック・リーディング」と「アカデミック・リーディング&ライティング」を開設し、習熟度に合わせた科目を開設している。
- ③学生の中には英語だけではなくさまざまな言語を学びたいというニーズも当然あることからアジア圏の言語である「中国語」を全学共通で開設している。通学課程ではこれに加え、「韓国語」と欧州圏の言語である「フランス語」「ドイツ語」を2年次に設置している。
- ④理専攻では、課程外科目として「心理学英書講読A」と「心理学英書講読B」を開設し、心理学の文献の原著にあたる機会を設けている。
- ⑤いずれにしても本学の外国語科目群は「英語」がベースであり、1年次の必修科目の履修から、2年次以降の学生の習熟度やニーズに合わせた履修を展開できるよう科目を配置している【資料3-2-2】。

一般教育の運営については、平成30(2018)年度までの教養教育運営委員会からの教務委員会への報告書をもって、その構成と位置づけを明確にし、令和元(2019)年度からは「一般教育」単体ではなく、「専門教育」等を含めたカリキュラム全体の中で検討するために、教務委員会自体の検討事項として包括的に管理・運営していくこととし、教務委員会の審議事項に位置づけている。

なお、一般教育の実施について、100名を超える受講者の問題が指摘されており、これまで複数クラスへの分割を順次実施してきたが、平成30(2018)年度秋学期から100名を超える教養科目にSA(スチューデント・アシスタント)を配置した。令和2(2020)年度からSA配置の対象となる科目を拡大して恒常的な制度として定着をしている。

エビデンス集 資料編【資料3-2-17】～【資料3-2-19】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

授業内容・方法の工夫、改善を進める組織体として教育改善向上委員会を設置し、本委員会によって毎年、学期毎に1.学生による授業評価アンケートの実施、2.FD(教育改善向上)研修会の開催、3.授業相互参観の実施が行われている。また、4.「教育改善向上(FD)活動年報2019年度」、「全学FDハンドブック」2020年度版が作成されている。なお、教育改善向上委員会は7名の教員及びEM部長から構成されており、委員長以外に各部会に部会長を置いて、授業参観・評価中部会(授業参観の計画・実施・評価部会及び授業評価アンケート部会を含む)、FD研修・他連携中部会(FD研修部会【FD紀要の運用を含む】)、通信教育課程及び他委員会・センターとの連携部会を含む)を中心に活動を行なっている【資料3-2-20】。

1. 学生による授業アンケートの実施

学生による授業評価アンケートについては、全教員（非常勤講師を含む）を対象とし、開講されている全科目において実施している。ただし、卒業論文や演習（ゼミナール）、実習指導などの科目については、教員の裁量にゆだねている。アンケートの項目は「授業準備・内容」2項目、「授業方法」2項目、「教員の意欲」4項目、「学ぶ意欲」4項目、「授業の難易度」1項目の全13項目である（2019年度通学）。教員は学生からの評価を受け、改善点などをコメントにてCoLS及び図書館で公開しなければならない。

2. FD(教育改善向上)研修会の開催

FD(教育改善向上)研修会については、全専任教員が参加（非常勤講師は任意参加）する全学教職員連絡会議(以下「全体会議」という。)において実施している。内容は、学生の授業評価アンケートで評価の高い授業の教員からの講話やグループディスカッション等を盛り込んだアクティブな研修会である。また、教務委員会との共催で大学教育における「質」の改善・向上の捉え方の研修や、ディプロマ・ポリシーに基づいた卒業研究・卒業論文の評価指針、ルーブリック評価による卒業研究・卒業論文の評価実践の事例などの報告会も実施している。

3. 授業相互参観の実施

授業相互参観については、教員の授業力向上を目指して、専任教員、非常勤講師ともに実施している。この授業相互参観により、他者の授業の参考になる点を取り入れ、自らの授業実践を省察することが目的である。数多くの授業を参観できることを保障するとともに、歴代ベストティーチャーの授業を「授業参観奨励授業一覧」として配付している。

4. 2019年度は「教育改善向上(FD)活動年報2019年度」、「全学FDハンドブック」2020年度版、「教育改善向上(FD)活動年報2019年度」を作成し、令和2(2020)年3月23日の全体会議において、本学専任教員、職員に配付した。更に、「全学FDハンドブック」2020年度版を全教職員へ配信した。本学においては、教育改善向上委員会（FD委員会）が教務委員会と協力して、各授業における教授方法の工夫と実践、アクティブ・ラーニングの実施例について、毎学期全教員に対して研修会を実施して事例紹介を行い、情報交換を実施している。また、相互の授業を参観する機会を設けて、教授方法の工夫に資する体制を調べている【資料3-2-21】【資料3-2-22】。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

令和元(2019)年度までの3年間に、モチベーション行動科学部でのカリキュラム改正、モチベーション行動科学部通学課程及びこども心理学部こども心理学科通学課程、こども保育・教育専攻における教職課程再課程認定、児童福祉法の改正にともなう保育士養成カリキュラムの改正、及び心理専攻での公認心理師資格要件科目の設置など、すべての学部・学科においてカリキュラムの改正を行った。これらの内容とカリキュラム・ポリシーとの関係を確認しつつ、カリキュラム・マップ、ナンバリングにより、教育体系の編成を再確認する。

さらに個々の授業科目において、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を保持するための「身につけるべき学士力」を授業科目に位置づけることとして各シラバスに記載し、併せてアクティブ・ラーニング、ICTの活用に係る記載を具体化する

ることで、カリキュラムの最も身近な情報であるシラバスの充実を図る。

また、教養教育については、一般教育科目全般においてその位置づけを再確認するとともに、授業運営に際して、SA配置の充実などの支援を行うこととしている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、学長を委員長とする自己点検・評価・改善委員会が責任主体となり、以下に示す1～5の指標によって、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価が行われている。1、2は教務係、3は各学部、キャリアセンターが集計を行い、4はキャリアセンター、5はインスティテューショナルリサーチ（以下「IR」という。）センターが実施主体となっている。これら情報を自己点検・評価・改善委員会に集約して点検評価を行い、結果は「学修成果点検・評価報告」として学長、及び大学戦略会議に報告されたのち、全学教授会、学部教授会を通じて全教職員で共有されるとともに、本学公式ウェブサイトで公開している。

1. 進級率と標準年限卒業率

学位の授与に向けたカリキュラムを体系的に理解したうえで科目を履修し、4年間の履修プロセスが計画的に進められているか、また個々の授業科目のシラバスに記載された目的を理解した科目選択が行われているか、さらに、これらに基づいて、確実に学修と単位修得が行われたかの指標である。

こども心理学部こども心理学科心理専攻通学課程の3年次進級率は、過去5年度において81%～89%、標準年限卒業率は過去3年度で68～76%である。また、同学科こども保育・教育専攻通学課程の過去5年度の3年次進級率は、90%～94%、過去3年度の標準年限卒業率は82～90%である。さらに、モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通学課程の、過去5年度の3年次進級率は63～88%である。過去3年度の標準年限卒業率は53～71%である【資料3-3-1】。

こども心理学部通信教育課程(1年次入学)の過去3年度の3年次進級率は、45～54%であり、4年次進級率は38～45%であった。また、標準年限卒業率は30～39%であった。こども心理学部通信教育課程(3年次編入学)の過去3年度の標準年限卒業率は、30～38%であった。さらに、モチベーション行動科学部通信教育課程(1年次入学)の過去3年度の3年次進級率は50～76%、4年次進級率は24～41%、標準年限卒業率は24～36%であった。

また、モチベーション行動科学部通信教育課程（3年次編入学）の過去3年度の標準年限卒業率は、58～81%であった。両課程の標準年限卒業率は、他大学と比較して高い値である【資料3-3-1】。

2. 学科・専攻別のGPA分布

GPA分布は、ディプロマ・ポリシーに掲げている「高度な専門的知識・技能」修得状況の指標である。GPAについては、通学課程並びに通信教育課程ともに、平成28(2016)年度より評価算出方法が変更になった。すなわち、平成27(2015)年までは評価点80点以上をA評価としていたが、平成28(2016)年度より評価点90点以上をS評価とするよう、評価方法を変更した。これに伴いGPA算出方法も変更されたことで、平成28(2016)年度前後でGPAの分布が大きく異なる。ここでは従来の方式で算出した過去2年(平成26(2014)～平成27(2015)年)度について注目する。

過去2年度のGPA分布のピークは、こども心理学部こども心理学科心理専攻通学課程、同心理学科こども保育・教育専攻通学課程が、モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通学課程とともに、3.51～4.00であり、いずれも「高度な専門的知識・技能」の修得は良好である。

こども心理学部通信教育課程では、過去2年(平成26(2014)～平成27(2015)年)度のGPA分布のピークを見ると、1年次入学生、3年次編入学生ともに、3.51～4.00であった。モチベーション行動科学部でも、1年次入学生、3年次編入学生ともに3.51～4.00であった。

いずれも最も高い範囲にピークがあり、両学部ともに「高度な専門的知識・技能」の修得は良好である【資料3-3-2】。

なお、本学のGPAは、成績評価90～100点が4.00、80～89点3.00、70～79点2.00、60～69点1.00、59点以下は0.00としている。

3. 各種の免許、資格及び検定等の取得状況

免許、資格及び検定等の取得状況は、ディプロマ・ポリシーに掲げられた「高度な専門的知識・技能」を修得したことの指標となるだけでなく、取得しようとする姿勢自体が「高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動する」ことの表れである。

<指標となる免許・資格>

①こども心理学部こども心理学科心理専攻通学課程

認定心理士、こども心理アドバイザー、こどもサポーター、レクリエーション・インストラクターの資格を取得することができる。過去4年度の取得状況は、認定心理士が61～84%、こども心理アドバイザーが5～25%、こどもサポーターが10～44%、レクリエーション・インストラクターは、0～1%である。

②こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻通学課程

保育士資格、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、認定ベビーシッター、レクリエーション・インストラクターを取得することができる。過去4年度の取得状況は、保育士資格・幼稚園教諭免許が55～76%、幼稚園教諭一種免許状と小学校教諭一種免許状3～13%、認定ベビーシッターが2～26%レクリエーション・インストラクターは0～1%である。

③モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通学課程

公認モチベーション・マネジャー(Basic)、社会調査士、認定心理士、中学校教諭一種免許状(社会)、高等学校教諭一種免許状(公民)、レクリエーション・インストラクターを取得することができる。過去4年度の取得状況は、公認モチベーション・マネジャー(Basic)が、38～63%、社会調査士9～34%、認定心理士6～21%、中学校教諭一種免許状(社会)0～8%、高等学校教諭一種免許状(公民)0～5%、レクリエーション・インストラクターは、0～6%である。【資料3-3-3】

④こども心理学部通信教育課程(1年次入学)

免許状取得希望者のうち、幼稚園教諭一種免許状の取得率は13～36%、小学校教諭一種免許状の取得率は33～56%である。過去3年度の認定心理士資格取得状況は12～47%、レクリエーション・インストラクター資格取得状況は0～3%である。

⑤こども心理学部通信教育課程(3年次編入学)

免許状取得希望者のうち、幼稚園教諭一種免許状の取得率は24～26%、小学校教諭一種免許状の取得率は70～74%である。

⑥モチベーション行動科学部通信教育課程(1年次入学)の過去3年度の認定心理士資格取得状況は、0～63%、レクリエーション・インストラクターは0%、公認モチベーション・マネジャー(Basic)資格は、11～38%である。

⑦モチベーション行動科学部通信教育課程(3年次編入学)の過去3年度の公認モチベーション・マネジャー(Basic)の資格取得状況は、40～60%である【資料3-3-3】。

⑧全学

全学の学生に心理学検定の受検を推奨しており、2019年度試験の本学の団体申し込み者数は82名で、全国の大学の中で第5位の人数である。また、団体申込をして自前の大学を受検会場とできる受検者数は40名以上で、本学は、団体申込が認められた19校の中の1校である。特1級合格者、1級合格者、1年次での2級以上合格者については学長表彰しており、令和元(2019)年度については特1級が1名、1級4名、1年次での2級以上合格者が4名であった。この他に2年次以上での2級以上合格者がいるが、大学への結果報告は任意であるため大学としての合格者実数把握はしていない。

4. 就職状況、就職先アンケート調査、及び卒業生インタビュー

就職状況、就職後の活動状況は、ディプロマ・ポリシーに掲げる「社会に貢献しうる人材」育成の指標である。令和元(2019)年度の本学の就職率は97.0%である。業種は多岐にわたるが、「保育園・学校」が38%で最も多く、次いで「サービス・インフラ」35%、「小売」13%、「ソフトウェア」4.6%、「商社」3.9%、「メーカー」2.7%の順となっている【資料3-3-4】。こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻通学課程では、「保育園・学校」が65.1%を占めており、同専攻同課程のディプロマ・ポリシー「子どもの心身の健全な発達についての高度な専門性を発揮できる職種である、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士、福祉職種に向けた職能を修得するように努めている。」を反映した結果となっている。

令和元(2019)年度より、本学卒業生の「身につけるべき学士力」の修得状況について、就職先に依頼しアンケート調査を行っている【資料3-3-5】。

こども心理学部卒業生、モチベーション行動科学部卒業生ともに、「一般教育科目におい

て身につけるべき学士力」、「キャリア科目において身につけるべき学士力」において良好な評価が得られている。また、保育園、幼稚園、子ども園に勤務する卒業生にインタビュー調査を実施し、卒業生がディプロマ・ポリシーに示す要件（ア 自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している、イ 子どもの心身の健全な発達についての高度な専門性を発揮できる職種である、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士、福祉職種に向けた職能を修得するように努めている、ウ 上記職種に限らず、家庭との関わり、環境や文化との関わりの中で育つ子どもに関する専門的知識・技能を利活用できる就業力を修得している、エ 実社会で活躍できるような、本学の共通及び専攻が指定した学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）を修得している）を充足していることを確認している【資料 3-3-6】。

5. 身につけるべき学士力調査

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、本学が独自に定めた「身につけるべき学士力」の到達度の指標であり、自己評定により実施している【資料 6-2-4】。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価結果は、「学修成果点検・評価報告」として、自己点検・評価・改善委員会から学長、及び大学戦略会議に報告されたのち、全学教授会、学部教授会を通じて全教職員、及び各種委員会にフィードバックされる。【資料 3-3-7】

(3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

令和元(2019)年度に、3-3-①に示す学修成果を測定するための具体的な施策や測定項目を整理し、学修成果の点検・評価体制を整備した。今後は、IR センター、及び各学部において、ディプロマ・ポリシーの実現に照らした点検・評価を恒常的に実施するとともに、学長のリーダーシップのもとに、各測定項目等の精緻化、点検・評価結果に基づく全学学修支援体制の改善、これを可能とする PDCA サイクルのより一層の整備を図る。

【基準 3 の自己評価】

全般的に、大学の教育目的を維持しつつ、近年の様々な法改正等に対応してカリキュラム改正を行ってきた。そのため全学的に従来のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの趣旨を維持しつつも細部において調整を加えながら、新たな教育課程との一貫性の再確認を行っているところである。

基準 3-1、3-2 にある内容については、ほぼ策定を終え、その運用も厳格にすすめてきているところである。基準 3-3 に係る点検・評価については、評価指標の選定、実施体制の整備を終えたところである。評価結果に基づき教育内容等を改善するためのフィードバック・ループは、形成途上ではあるが、全学的な体制の整備については着実に地歩を固めつつある。PDCA サイクルの構築に向けて、今後も遅滞なく歩を進めていく。

以上から基準 3 については、満たしていると自己評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学では、学則第 6 条第 2 項および組織規程第 3 条に定めるとおり、学長が本学の最高責任者として、教育及び運営管理上の重要事項に関して本学の意味を決定すると明確に位置づけている【資料 4-1-1】。また、学長が適切にリーダーシップを発揮することができるよう、副学長・学部長等を配置して学長を補佐する体制が整備されている。なお、副学長については、東京未来大学組織規程第 2 章第 4 条において本学に副学長を置くことができると定められ、その組織上の位置づけ及び役割も明記されているが、現在は配置していない。また、平成 27(2015)年には、学長の意思決定に資する客観的データを提供するため、インスティテューショナルリサーチ(以下「IR」という。)センターが設置された。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では、大学戦略会議・全学教授会・学部教授会・各種委員会等の教学マネジメント組織を編成している。

1. 大学戦略会議

「東京未来大学戦略会議規程」に基づき【資料 4-1-2】、大学の運営全般に係る重要事項について、教学、経営双方の視点から協議する機関として設置されている。構成員、会議の任務は規程に明記されており、会議の権限と責任の範囲は明確である。

2. 全学教授会

本学の教育及び運営管理上の重要事項に関する学長の諮問機関である。学長が教育研究に関する重要事項について決定を行うにあたって意見を述べるものとして、組織上の位置づけ及び役割を明確化している。学長、副学長、学部長、全学の教授、及びエンロールメント・マネジメント(以下「EM」という。)局長をもって構成され、原則として月 1 回定例で開催される。全学教授会の招集は、本学の最高責任者として学長が行い、議長となる。審議事項の範囲については「全学教授会規程」に明記されており、その権限と責任の範囲は明確である【資料 4-1-3】。

3. 学部教授会

全学教授会から委任された当該学部の教育研究に関する重要事項について審議し、学長に意見を述べる諮問機関である。全学教授会規程第 5 条に明記されている全学教授会審議事項の中で、審議の上、学部教授会に委任された事項について審議することが、東京未来

大学学部教授会規程第4条に明記されている。学部長、当該学部専任教員をもって構成し、招集は学部長が行い、議長となる【資料 4-1-4】。

4. 各種委員会

大学運営に関する各種審議を行う機関として委員会を設置し、それぞれの規程に基づき運営している【資料 4-1-3】。

- 1) 人事委員会
- 2) 自己点検・評価・改善委員会
- 3) 教育改善向上委員会
- 4) 教務委員会
- 5) 全学入試委員会
- 6) 学生生活委員会
- 7) 紀要委員会
- 8) 研究推進委員会
- 9) 研究倫理・不正防止委員会
- 10) 褒賞懲戒委員会
- 11) コンプライアンス委員会
- 12) 防災委員会
- 13) 通信学務委員会

上記1～4に示した組織は、一部の委員会を除きすべて毎月定期的に開催され、学則に定められた事項を審議している。すべての組織で会議終了後直ちに議事録が作成され、構成員による確認を経て内容が確定される。

上述のとおり、これらの組織はすべて学長の統括下であり、実際にも上記諸組織を通じて学長の意思は大学運営に反映されている。特に重要な委員会については、学長が委員長としてこれを統括しており、その他にも学長が常時陪席または必要に応じ陪席し、大学運営上適切なリーダーシップを発揮している。

以上のことから、本学の使命・目的に沿った意思決定および学長のリーダーシップ、教学マネジメントについて、関連法規に則って定められた学則等により適切に整備されており、また実質的に学長業務を補佐する体制・組織が機能している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学では、EM局を設置し、管理運営に係る業務を統括するEM局長を中心に、職員が教員と共に教学マネジメントの要所を担っている。また、EM局にはEM部と通信教育課程の事務部門である通信教育部を置き、以下の係を置いて管理運営業務を役割分担している【資料 4-1-5】。

1. EM部

- 1) 庶務係
- 2) 人事係
- 3) 自己点検・評価・改善係
- 4) 広報係
- 5) 産官学連携係
- 6) 経理・財務係
- 7) 教務係
- 8) 学生係
- 9) 入試係
- 10) 就職係
- 11) 実習係

2. 通信教育部

- 1) 教務係
- 2) 実習係
- 3) 入試・広報係
- 4) Eラーニング推進係
- 5) 教員免許更新講習係

さらに、EM局にはキャンパスアドバイザー（以下「CA」という。）を配置し、学生の学修及び課外活動分野について支援し、教員と連携して活力ある学生教育の展開に従事している。これらのCA及び事務職員は経営事項のみならず、学長の承認並びにEM局長の指示に基づき、既述の委員会等の教学組織に関わる会議にも陪席して意見を述べ、各組織に所属する教員と協働して教学事項に関する業務も実行している【資料 4-1-6】。以上から、教学マネジメント遂行に必要な職員の適切な配置と役割の明確化はなされている。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命や目的を達成するため、開学当初から教職協働や一体化、学生第一を掲げて教学マネジメント体制を構築してきており、各組織、役職の権限、責任、組織上の位置づ

け等は、現状で概ね適切に規定され、かつ機能的に運営されている。しかしながら、昨今の大学を取り巻く環境の変化が激しい中、特色ある大学運営、更なる学長リーダーシップの発揮、複雑化・増大化する業務負担の軽減や分散が求められるため、不断の点検・整備作業を進めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学設置基準第 13 条および大学通信教育設置基準第 9 条第 2 項に定める専任教員数・教授数を確保し、各学部適切に配置している【資料 4-2-1】。

「東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程」「東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程の施行細則」により専任教員の採用・昇任・業績等の基準を定め、適切に運用している。昇任については、毎年末に各学部長が准教授・専任講師を対象に昇任の基準を公開し昇任申請を受け付ける。基準に照らして学部長より請求のあった昇任候補者については、人事委員会がこれを審査・確認し、学長を経て理事長に昇任を請求する【資料 4-2-2】。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD（教育改善向上）研修会は、教育改善向上委員会で計画し、全学教職員連絡会議（以下「全体会議」という。）で実施しており、非常勤講師や職員も参加している【資料 4-2-3】。各種委員会、教育研究センターにおいても、業務に関連する外部研修・セミナーなどについては有料の場合には大学が負担し参加を推奨している。

研修会の他にも教育内容や方法等を改善するために教員相互の授業参観や学生による授業評価アンケートを実施している。それぞれの結果は、「教育改善向上(FD)活動年報 2019 年度」に掲載し、公表している【資料 4-2-4】。また、令和元(2019 年)度には教員の授業支援の一環として「全学 FD ハンドブック」を発行し専任教員はもとより非常勤講師、職員にも配布した【資料 4-2-5】。

◇エビデンス集 資料編 【資料 4-2-6】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学で開催する研修会の効果を高めるためにも、研修目的に沿ったテーマの具体化をはかる。そのためには、本学のディプロマ・ポリシー等各方針を全教職員が共有し、授業設計や成績評価などについて本学の状況に合わせて実施する必要がある。例えば新任研修や通信教育課程における通信機器操作に対応した研修、シラバス作成に関する研修なども考

えられる。シラバス作成については、令和 2(2020)年度に向けた Web 上でのシラバス入力システムの改善整備を機に、令和元(2019)年秋学期から説明会を実施しているが、今後は FD 促進の面からも研修会としての充実を図っていく。

また、研究推進や研究上の不正防止などについてはすでに委員会を中心に研修体制が敷かれているが、研究倫理の向上についてもさらに研修を充実させる。学内外から得る研究費の適正かつ効果的な運用についても、引き続き当該委員会の連携の下で各自の研究者としての意識の明確化を図っていく。これらは、教育改善向上(FD)委員会を中心に教務委員会や研究推進委員会、情報処理教育センターなどの他委員会、センターと共同して実施していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

「東京未来大学職員研修規程」を定め【資料 4-3-1】、学内学外・個別全体を問わず、入試広報・学生支援・就職・IR・ハラスメント防止等を中心とした職員の資質能力向上に資する研修会や勉強会を組織的に実施している。大学の母体である三幸学園が主催する職員対象研修会もある。研修内容の報告を依頼し、令和(2019)年度では 32 件の研修報告が挙げられている【資料 4-3-2】。

大学設置基準では、SD の対象は職員だけではなく教員も含まれる。本学では教職員の資質・能力向上のための研修を、毎年 3 月と 9 月に行う全体会議の中で FD 研修と併せて実施している。教員はそれぞれが所属する各種委員会の中で学外研修情報も共有し、委員会が有用と判断した研修会にも参加している。研修内容については委員会で共有し学長に報告がなされる。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

教職員、特に職員が自主的に SD に取り組めるよう大学が支援することで、本人の自己啓発意欲の高揚を目ざす。具体的には、学生支援を通じて大学運営に役立つ資格（キャリアカウンセラー国家資格など）の取得、大学・大学院などの講義受講、社会人大学院入学、専門知識を得るための学会や専門研究会への参加などを可能にする支援体制づくりを考えていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適正な運営・管理

専任教員は年間コマ数を標準 12 コマとし、学部、専攻でこの水準を遵守するように調整をしている。また、担当授業を配置しない日を週 1 日設け、研究時間の確保に努めている。更に、専任教員は原則として一人 1 部屋の研究室が与えられる。教員が増えた場合には使用頻度の低い教室や空き部屋を改装し、研究室として使用しているが、それでも不足する状況が発生することがあり、その場合には応急的に二人で 1 部屋を共有している。この場合でも、PC、電話、机、ロッカー、本棚などはそれぞれに用意される。令和 3(2021)年 9 月新校舎完成後には研究室も増設される予定である【資料 4-4-1】。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学においては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）に基づき、「東京未来大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（平成 27 年 12 月 16 日制定（以下「規程」という。））を定めている【資料 4-4-2】。

また、同規程第 3 条第 3 項の規定により、東京未来大学において研究データを保存・開示するために、研究データの内容や、保存方法、保存期間、開示方法等に関し必要な事項について「東京未来大学における研究データの保存等に関する指針」（平成 30 年 9 月 1 日制定）を定めて研究倫理規則のより厳格な運用を実施している【資料 4-4-3】。それにより、研究データの保存等の適正な取り扱いを明確にした。さらに、文部科学省や日本学術振興会より毎年度実施される、学内の研究倫理チェック体制や、経理不正チェック体制に関する履行状況調査等に対して客観的かつ適切に回答できる体制も整っている。

学内における研究倫理に関する規則の厳正な運用としては、具体的には以下の 4 点が挙げられる。

1. 教職員のコンプライアンス意識のより一層の向上のため、効率的で実効性のある推進研修を実施している。具体的には、令和元(2019)年 7 月 17 日に、近年の研究倫理不正防止事例から考える不正防止とその具体的な在り方についての学内研修会を実施した【資料 4-4-4】。また、同年秋学期には、日本学術振興会及び文部科学省の推奨する e-ラーニングシステムを利用したコンプライアンス推進研修（令和 2(2020)年 2 月 7 日締切）を実施した。結果として、全ての教員がこのプログラムを修了したことが確認された【資料 4-4-5】。
2. 科学研究費の中間モニタリング及び期末モニタリングを実施し、その方法を検証している。モニタリングは科学研究費交付対象研究者の 10%以上を無作為に抽出する形で実施された。令和元（2019）年 7 月の期末モニタリング、令和 2(2020)年 1 月からの中間モニタリングとも、調査の結果、経理上の不正事案や、研究不正が疑われる事案はなかった。
3. 研究倫理・不正防止委員会が、研究倫理審査の適正な業務運営を実施している。令和元

年(2019)年度は、33件の倫理審査申請の受け付け審査を行った。審査結果は、いずれも付帯意見なく承認であった。承認件数は前年度比14件多くなっている。これは、学会誌の投稿などに倫理審査が求められることの増加が考えられるとともに、大学内における研修などの啓発活動に基づき審査請求の必要性を自認する教員の増加が考えられる【資料4-4-6】。

4. 卒業論文の研究倫理・不正防止に関して、3年次演習・卒業論文担当教員が学生に指導するよう徹底しており、ゼミ担当教員による学生への研究倫理・不正防止に関わる指導を、年度初めに全てのゼミにおいて実施した【資料4-4-7】。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

専任教員には、「東京未来大学個人研究費規程」及び「東京未来大学個人研究費に関する細則」に基づき、個人研究費として一人年間45万円が交付されている【資料4-4-8】。

またさらなる学術研究の発展を支援するため、「東京未来大学特別研究助成金に関する規程」に基づき、専任教員を対象に、毎年、特別研究助成金が配分されている【資料4-4-9】。助成金額が一部教員に偏ることのないように、申請額は100万円を上限としている。助成金の配分を希望する者は申請書を学長に提出し、大学戦略会議の議を経て、学長が決定する。この特別研究助成金を50万円以上申請する場合は、科学研究費(科研費)助成申請と研究成果公表が義務づけられており、教員の研究活性化を促している【資料4-4-10】。また、科研費申請に関する研修会には専任教員全員が出席し、実験や調査が含まれる研究については研究倫理・不正防止委員会で事前に審査を受けることが義務づけられている。

研究推進のための人的支援については、「東京未来大学公的研究費の管理・監査のガイドラインに係る規程」及び「東京未来大学公的研究費に係る事務等取扱要領」に基づき、資料整理及び研究補助等の要員として、研究支援者を雇用することができる【資料4-4-11】。

令和2(2020)年4月からは、教育・研究能力を高めることを目的に、専任教員を対象に「専任教員長期研究研鑽制度」を導入した【資料4-4-12】。このように、研究環境は整備され有効に活用されている。

特に科研費の申請及び採択件数向上を目的として、研究推進委員会が中心となって、全専任教員を対象に、研究推進研修会が毎年開催されている。

また同委員会によって「研究推進ニュースレター」(PDF版)が年2回発行され、非常勤を除く全教職員に一斉配信されている【資料4-4-13】。同ニュースレターには、学内における科研費の申請件数・採択件数に関する情報、及び科研費に採択された専任教員の研究紹介が必ず含まれる。

さらに、本学特別研究助成金を50万円以上で申請した専任教員には、年度末の特別研究助成研究発表会での成果報告を義務づけ、外部資金獲得に向けた積極姿勢を全学で共有している。

◇エビデンス集 資料編 【資料4-4-14】 【資料4-4-15】

(3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

専任教員への研究室貸与については、早期に一人1部屋の体制を実現する必要がある。また平成24(2012)年度以降、講義棟Aに順次増築された研究室は、隔壁の防音効果が不十分で、研究や学生指導の上で支障が出ることもあるため、これらについても早期の改善を

要する。

また、全学的な研究活動活性化の後押しとして年2回発行される「研究推進ニュースレター」は、本学公式ウェブサイトに掲載を開始した。

もう一点、全学的な研究環境の平準化という観点から、こども保育・教育専攻所属教員による実習先巡回訪問の負担を軽減する必要がある。同専攻では春・秋の学期中だけでなく、夏期及び春期休業中にも、学生による幼稚園及び保育園での実習が実施される。そのため所属教員は全員、通学課程の授業担当コマ数に応じた件数の巡回訪問を分担する。国内外での研究活動に最も専念できる長期休業期間中に、毎年、こども保育・教員専攻所属教員にのみ外回りの業務が集中する現状は、全学的にみて公平とは言えない。実習先巡回は学生が当該の資格を取得する上で欠かせない制度であり、これをなくすことはできないが、現状では巡回を担当できる教員数が十分ではなく、負担解消のためには教員の補充が必要である。現在補充を計画している。

【基準4の自己評価】

教学マネジメントについては、常に学長の適切なリーダーシップが発揮できるよう、役職者、各種会議体及び組織が、各々の権限と責任を明確にする一方、こうした教学マネジメントの機能性向上に資する職員の配置と役割分担が適切になされている。

教員の配置については、大学設置基準に基づき、本学の教育目的達成と教育課程の効果的な運営を実現するために必要な人数が確保され、その採用と昇任は、規程に則って公正かつ適切に運用されている。また教員の職能開発については、FDを主とする研修を大学が組織として継続的に実施している。

職員の研修については、大学運営全般に関わる各種研修会及び勉強会が、組織的かつ継続的に実施されている。

研究支援については、物理的な研究環境が概ね整備され、適切に運営・管理されている。また研究倫理に関する規則が整備され、これらに則った厳正な運営・管理が、所轄委員会を中心に行われている。さらに研究活動活性化のための資源配分に関する規則、及び研究推進のための人的支援に関する規則が整備され、適切に運営・管理されている。

以上の自己評価により、基準4を満たすと判断するものである。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

経営の規律に関しては、大学設置法人である学校法人三幸学園（以下「学園」という。）は、「学校法人三幸学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に基づきその設置する学校の経営を行っている。また、法令を遵守し、社会的規範・倫理に則って行動し、基本的人権を尊重するとともに、学園の教育理念である「技能と心の調和」に基づき、実践力と創造性のある人材育成に注力し、地域社会はもとより、広く社会・産業界に貢献するという基本方針を実現するために、役員および教職員がとるべき行動の基準（自主行動基準）を「自主行動基準管理規程」および「コンプライアンス管理規程」に定めている【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】。大学はその設置校の一つとして、学則等の各種規程により学内の管理運営体制を規定し、それら規程に基づき適切な経営を行っている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学のミッションは、「教育・研究・社会貢献機能を通じて人を活かし、世の中の困難を希望に変える」ことである。

このミッションの実現のため、毎年度全教職員に配布する三幸学園教職員手帳に学園のミッション等を記すとともに【資料 5-1-3】、年 2 回（3 月・9 月）の全学教職員連絡会議（以下「全体会議」という。）で非常勤講師を含めた全教職員に対して、理事長・学長講話の中で本学のミッション等に沿った年度方針を説明することにより浸透を図っている【資料 5-1-4】。また、全体会議では、前年度の各種取り組みの結果を振り返り、全教職員にフィードバックしている。

なお、学生に対しては、大学案内や学生便覧、本学公式ウェブサイト【資料 5-1-5】、入学式・卒業式式辞等を通じて、本学学生として期待する人材像を伝えている【資料 5-1-6】。

以上のような取り組みによって、ミッション等を実現するための継続的な努力を重ねている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

学園において人権については、「コンプライアンス・マニュアル」「ハラスメント防止に関する規程」「就業規則」及び「育児・介護休業等規程」等の規程で教職員の労務環境等について保障している【資料 5-1-7】。また、平成 24(2012)年度より「メンタルヘルスおよび人事・労務に関する外部相談窓口」を設置し、加えて平成 28 年(2016)年度よりストレスチェックを実施し、精神面でもよりきめ細やかな教職員サポートの実現を行っている【資料

5-1-8】。

本学において人権については、「東京未来大学コンプライアンス委員会規程」、「東京未来大学ハラスメント防止規程」、「就業規則」、「東京未来大学就業規程」及び「育児・介護休業等規程」等の規程で教職員の労務環境等について保障している【資料 5-1-9】。

環境保全、安全については、平成 29 年(2017)年度に、従来までマニュアルで運用していた「衛生管理事項」を改編し新たに「衛生管理規程」を制定し、環境保全、安全について実施している【資料 5-1-10】。

本学においては「東京未来大学安全衛生管理規程」、「東京未来大学理科室及び理科準備室における毒物・劇物及び危険物の管理に関する規程」、「東京未来大学防災管理規程」及び「東京未来大学就業規程」等の規程を定め、これら規程に則り学内体制の整備を行っている【資料 5-1-11】。

◇エビデンス集 資料編 【資料 5-1-12】 【資料 5-1-13】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30(2018)年度については、本学を含めた学園の役職者以上に対して常勤監事によりコンプライアンス研修を実施し【資料 5-1-14】、コンプライアンス、ハラスメントの撲滅に向けて組織をあげて対応しており、今後も引き続き実施をしていく予定である。また、全職員に向けてのコンプライアンス理解度セルフチェックの実施も予定しており、教職員の就業環境の維持と、学生の修学環境維持に努めていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は寄附行為及び関連規程に基づき運営されており、理事 11 人（内訳：東京未来大学学長、評議員 7 名（規程では 7～9 名）、学識経験者 3 名）で構成されている。構成員はいずれも学識経験や社会経験豊富な人物で、経験や情報分析を基に、学園のミッション達成に向けその戦略的意思決定するに相応しい体制を整えている【資料 5-2-1】。

理事会は、法人の最高意思決定機関として、予算及び決算、事業計画、借入金、基本財産の処分、寄附行為の変更、学則の制定、寄附金品の募集、その他法人の経営に関する重要事項を決議している【資料 5-2-2】。さらに、社会変動の早い今日、理事会の決定には的確性や迅速性が必要で、それらに対応するため、令和元(2019)年度においては 6 回の理事会を開催した【資料 5-2-3】。

令和元(2019)年度に実施した理事会全 6 回についての出席者は寄附行為第 18 条第 10 項に規定する理事総数の 3 分の 2 以上の出席があった。なお、包括的な委任状による出席は認めていない。

◇エビデンス集 資料編 【資料 5-2-4】

(3)5-2 の改善・向上方策（将来計画）

学園は、東京未来大学 1 校、小田原短期大学 1 校、通信制高等学校 2 校、専門学校 63 校、付随事業として認可保育所 19 園、児童福祉事業として東京都認証保育所 20 園、スポーツ教育コミュニティ事業として認可外保育所 4 園等を経営しており、高等教育機関を運営する学校法人として社会に大きな責任を負っている【資料 5-2-5】。

こうした環境の中にあって、関係法令の遵守はもちろん、高等教育機関を取り巻く社会の変化やニーズに的確且つ迅速に対応すべく、大学の管理運営・教学組織との協働を強化していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学長は、寄附行為第 8 条により理事と定められており、理事会に参加している【資料 5-2-1】。これにより、本学の意思は理事会に反映され、同じく学園運営の観点では学長や大学戦略会議が中心となって、本学の全学教授会、学部教授会、エンロールメント・マネジメント(以下「EM」という。)局と意思疎通と連携を図り、意思決定に反映される緊密な関係が維持できている【資料 5-3-1】。

学園のミッションに基づく各年度の経営方針等については、年 2 回春夏の全常勤職員会（ビジョン・ミーティング、サマーセミナー）を実施し、理事長より伝達されている。ビジョン・ミーティングには大学役職教員、新任専任教員も参加する。また、部門管理者、部門責任者に向けては、年 1 回の経営者セミナーを実施し達成目標、事業計画、人事の方針が示されているとともに、事業計画策定にあたっては専門学校常任理事会において細部に至るまで検証がなされている【資料 5-3-2】。

本学で毎年 3 月と 9 月に開催する全体会議に理事長は出席し、学園の年度方針や達成目標、事業計画などの方針を示している【資料 5-1-4】。

加えて、法令を遵守した意思決定等の執行状況を確保するため、理事長が実施統括責任者として機能するコンプライアンス管理規定を制定している。さらに常勤監事単独による監査を実施し、その結果を理事長に報告している【資料 5-3-3】。

また、本学に担当の理事を置き、理事、学長、両学部長、EM 局長等、によって調整を行うための大学戦略会議が設置されていることで、日常的に管理部門と教学部門との連携が図れるような体制となっている。また、年に 1 回、全教職員が理事長・学長・EM 局長宛に提出をする自己申告書制度により、教職員の提案や改善要望などをくみ上げ、実施および

実施の検討を行っている。また、毎年1月には学長及び学部長が各学部専任教員に直接面談を行い、その際に教員からの改善、要望を汲み上げている【資料5-3-4】。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事の選任については、寄附行為第9条に規定し、その規程に従い適切に選任している。非常勤監事3名体制であったが、学校数（大学1、短期大学1、高等学校2、専門学校63、計67校）を含めて法人規模の拡大に伴って、チェック機能の充実を図ることを目的として監査体制を充実するために、平成29(2017)年9月より常勤監事1名、非常勤監事2名体制に変更した。【資料5-3-5】。

評議員会は、寄附行為に基づいて適切に運営しており、令和元年度においては理事会と同様に年6回開催した【資料5-2-3】。評議員の選任については、寄附行為に規定し、その規程に従い適切に選任している。

監事の理事会及び評議員会への出席状況は、以下の通り適切である【資料5-2-3】。

令和元(2019)年度 理事会（全6回）定数3名

第1回：2名、第2回：3名、第3回：3名、第4回：3名、第5回：3名、
第6回：2名、

令和元(2019)年度 評議員会（全6回）

第1回：2名、第2回：3名、第3回：3名、第4回：3名、第5回：3名、
第6回：2名、

常勤監事は、非常勤監事2名とともに理事会へ出席し、法人の業務及び財産の状況等について意見を述べている。

評議員の評議員会への出席状況については、以下の通りで適切な運営を行っている【資料5-2-3】。

令和元年(2019)年度 評議員会（全6回）定数26名

第1回：23名、第2回：24名、第3回：25名、第4回：23名、第5回：22名、
第6回：20名、

◇エビデンス集 資料編 【資料5-3-6】～【資料5-3-8】

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

設置校が全国にわたっていることから、本学のみならず、相互チェック機能の強化は今まで以上に必要であると認識している。常勤監事を中心に監事監査の充実を図るとともに、学園本部部門並びに公認会計士と連携し、ガバナンスの強化に努めていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

財務運営については、各部門(各校)からの予算要求に基づき、監事立会いのもと理事と法人本部、各部門(Web にて参加)において予算編成会議を実施し、各年度の事業計画と予算書が作成されている。また、毎年6月に理事確認のもと財務計画の見直しを行い、短期的な変動要因を予算に反映させ、安定的な財務運営に努めている【資料5-4-1】。

設備等にかかる支出額については、原則として各年度の減価償却前の基本金組入前収支差額の範囲としており、新たな長期借入金の導入は行わず、金融資産が大幅に減少しないよう財源の計画・安定化を図っている。

中長期計画については、学園のミッション、ビジョンに基づき平成29(2017)年度に5か年計画を作成し、専門学校を含む新設校の設置と教育研究環境等の維持・充実並びに教育体系等の改革などについての計画を作成している【資料5-4-2】。

本学については、開学翌年度の平成20(2008)年度以降、入学定員を充足し経営状況の指標となる帰属収支差額(旧会計基準)は平成22(2010)年度以降はプラスに転じたが、平成24(2012)年度に設置したモチベーション行動科学部の入学定員が未充足となったため、平成24(2012)年度は支出超過となった。なお、平成26(2014)年度以降については収入超過となっており、平成30(2018)年度については、大学全体の学生数増加に伴う学生生徒納付金収入の増加と補助金収入により事業活動収入(新会計基準)は開学以来最高の収入額を計上し、令和2(2020)年度についても増加を見込んでいる。【資料5-4-3】。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学園は、東京未来大学1校、小田原短期大学1校、通信制高等学校2校、専門学校63校、付随事業として認可保育所19園、児童福祉事業として東京都認証保育所20園、スポーツ教育コミュニティー事業として認可外保育所4園等を経営しており【資料5-2-5】、平成26(2014)年から令和2(2020)年まで、学生生徒数も24,110名から40,508名(16,398名増加)に達している【資料5-4-4】。財務基盤の柱となる学生生徒納付金収入についても同期間で12,483百万円増加し、経常収支差額、基本金組入前収支差額も高い水準で推移しており、本学を傘下に置く学園として経営基盤は安定している。

本学については、こども心理学部およびモチベーション行動科学部ともに、入学定員を充足しており、財務基盤は安定している。学部設置以来赤字が続いていたモチベーション行動科学部についても、平成26(2014)年度には単年度黒字転換しており、既存学部及び法人の磐石な財務基盤に支えられており、大学経営に特段の懸念はない【資料5-4-3】。

本学の安定した財務基盤を保持するため、私立大学等経常費補助金は重要な補助金収入となっている。平成26年度67,239千円、平成27年度59,647千円、平成28年度73,743千円、平成29年度92,552千円、平成30年度94,818千円となっており【資料5-4-5】、収容定員の充足等に伴い、概ね増収傾向にある。一方、私立大学等経常費補助金のうち特別補助金は、平成26年度11,719千円、平成27年度10,458千円、平成28年度11,564千円、平成29年度10,250千円、平成30年度12,909千円とほぼ横ばい傾向にはあり【資料5-4-6】、更なる獲得に向けて、私立大学等改革支援事業タイプ1教育の質的転換への応募および各設定項目に対する学内整備・充実に向けて現在取り組んでいる。

寄付金収入については、平成 26 年度 3,642 千円、平成 27 年度 55,822 千円、平成 28 年度 4,285 千円、平成 29 年度 4,232 千円、平成 30 年度 96,884 千円、令和元年度 63,329 千円となっており、特に、受配者指定寄付金（平成 27 年度 50,484 千円、平成 30 年度 84,170 千円）が大きな寄付金収入源となっている【資料 5-4-3】。今後も、足立区内および本学の教育研究分野に関連する企業や団体からの寄付金収入の獲得に取り組んでいく。

また、外部の研究費資金の確保にも積極的に取り組んでいる。日本学術振興会科学研究費助成事業では、平成 26 年度 6 件 5,330 千円、平成 27 年度 6 件 5,850 千円、平成 28 年度 6 件 8,580 千円、平成 29 年度 8 件 10,010 千円、平成 30 年度 11 件 18,720 千円、令和元年度 13 件 15,080 千円の採択（各年度継続件数を含む）を受けている【資料 5-4-7】。年々増額している要因として、研究推進委員会が毎年主催する研修会と特別研究助成金制度が挙げられる。特に、特別研究助成金制度は、個人研究費とは別に特別研究助成金に関する規程を定め、専任教員に外部研究助成金への応募を強く推奨し、同時に学内研究費の競争的傾斜配分を実現している。今後も外部資金獲得に向けて、継続して研究推進を実行していく。◇エビデンス集 資料編 【資料 5-4-8】～【資料 5-4-12】

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

財務基盤については、学園として新規校の設置及び教育研究施設の新設等、教育環境の充実を図っている中で、経常収支差額比率並びに事業活動収支差額比率は高い水準で推移している。基本金組入前当年度収支差額についても同様に推移しており、法人運営に特段の懸念はない。

本学については、開学から基本金組入額が増加し消費収支差額(旧会計基準)はマイナスとなったが、平成 26(2014)年度以降、経常収支差額比率、事業活動収支差額比率は高い定員充足率を背景に、安定的に高い水準を維持している。加えて充実した内部留保を有する法人の財務基盤を背景に大学経営に特段の懸念はない。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学では、学校法人会計基準に準拠しつつ、学園が定める「経理規程」「経理事務処理要領」他、関連規程に則り、独立監査人の公認会計士の指導のもと EM 局で厳正に会計処理を実施している【資料 5-5-1】。

予算は、「経理規程」第 8 章に定める予算責任者を EM 局長にあて、事業計画に基づいた大学予算案を作成し、EM 局長の決裁承認を経て、大学戦略会議・学長・理事長へ提出されている。各校予算責任者から提出された予算策定資料は、理事長が予算案として毎年 3 月に評議員会及び理事会に付議・審議のうえ決定している。

予算の執行にあたっては、学校法人会計基準に則り、学園総務部及び EM 局において管理し、固定資産管理については学園が定める「固定資産管理規程」及び「東京未来大学固定資産及び物品調達規程」に則り処理を行っている【資料 5-5-2】。

収入・支出の経理処理は、学校法人会計基準に基づき行っており、判断が迷う場合は、逐次、独立監査人の公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団の経営相談センター等に確認、租税については所轄の税務署に判断を求めるなど適切な会計処理に努めている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査については、平成 22(2010)年度より監査体制の見直しを図り、私立学校振興助成法第 14 条に基づき公認会計士または監査法人による監査（外部監査）と監事監査及び内部監査を実施している。公認会計士による監査は、年間延べ 44 日程度の日程で監査契約を締結し、理事会、評議員会の議事録、稟議書、契約書等を基に経理伝票や証憑類、取引内容等の確認を行っている。また、理事及び監事とのヒアリングも同時に実施している。なお、独立監査人からの特段の指摘事項はない。

内部監査は法人総務部による監査及び監事による監事監査を実施している。総務部による内部監査では、会計伝票と証憑等及び予算ないし稟議書を突合し取引内容と権限等の確認を実施する他、重要資産の管理状況の確認、部門責任者や部門のメンバーとの面談による業務執行状況の監査を行い、専門学校常任理事会に報告している。

監事監査では、平成 29(2017)年 8 月より常勤監事 1 名を選任し、従来の監事監査をさらに充実させて、各学校を実地調査するなどの方法により学校の業務及び財産について監査を行っている。また、常勤監事は、法人総務部、法人教育開発部と協力して、全国に所在する各設置校で監事監査を実施し、監査状況については非常勤監事に情報共有を行うとともに、独立監査人との連携を図り相互チェック機能を発揮している。なお、令和元年(2019)年度については 26 部門の監査を実施している。

また独立監査人及び法人経営者との個別ミーティングを行うなどして連携し決算に係る最終監査を行い、「監査報告書」を作成し、毎年度、決算に係る評議員会及び理事会において監査報告を実施している。

◇エビデンス集 資料編 【資料 5-5-3】～【資料 5-5-5】

予算が決算と大きく乖離する場合には、期中並びに年度末に補正予算を編成している。なお、決算書は最終補正予算との対比で作成している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理、会計監査の体制と厳正な実施については適正に行われており、今後の監事等と協働してこれを堅持する。

【基準 5 の自己評価】

本学は、平成 19(2007)年の開学以来、関係法律、寄付行為、法人の諸規程及び大学の諸規程に基づいた経営管理を行っている。「技能と心の調和」を教育理念に、高等教育機関に学ぶ学生として専門知識や能力を向上させるとともに、実習や実践的活動を通じて高度な

社会人能力を備えた学生を育てている。今後もこの経営姿勢を堅持し、世の中の変化に機動的に対応できる経営をすべく常に見直しを行っていく。

経営の規律、理事会、ガバナンス及び執行体制については、理事長及び学長のリーダーシップの基、基準を満たしている。また、教育研究活動をするための財務基盤と収支、会計についても、良好な水準を維持していると自己評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

学則第 2 条第 1 項で「本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うほか、学校教育法第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表するものとする。」と定めている【資料 6-1-1】。内部質保証の恒常的な組織として、学長を委員長とする自己点検・評価・改善委員会を設置している。自己点検・評価・改善の対象となる項目については、「東京未来大学自己点検・評価・改善に関する規程」第 7 条に明記され【資料 6-1-2】、この規程に基づいて全学的な方針が同委員会において明示される【資料 6-1-3】。具体的には年度当初に、その年度の自己点検・評価・改善活動、教育研究活動について、委員長である学長より具体的な方針を公表し、この方針に従い各種委員会・センター、エンrollment・マネジメント(以下「EM」という。)局の活動の中でその具現化に向けた作業がなされる。全教職員には、学部教授会、並びに春と秋に開催される全学教職員連絡会議(以下「全体会議」という。)の中で、全学的な方針や取り組み計画が説明されている【資料 6-1-4】。

内部質保証のための恒常的な組織である自己点検・評価・改善委員会は、委員会設置の根拠となる「東京未来大学自己点検・評価・改善に関する規程」の第 1 条において「この規程は、東京未来大学学則第 2 条第 1 項に基づき、東京未来大学(以下「本学」という。)における自己点検・評価・改善に関する事項を定める」こととしている。

委員会構成員については、同第 3 条において(1)学長、学部長、エンrollment・マネジメント局長、(2)図書館長及び各センター長、(3)全学委員会委員長、(4)その他学長が指名する者若干名と定めており、学内のすべての委員会・センターが内部質保証に関わる体制を敷いている。

学長を委員長とする自己点検・評価・改善委員会が策定した方針に従い、大学戦略会議、各学部教授会、全学教授会においても、内部質保証のために恒常的な点検・評価、その結果に基づく改善改革作業が行われており、組織体制は整備されている。

「自己点検・評価・改善に関する規程」では、第 5 条において委員会に委員長を置くこと、委員長は学長をもって充てるとしており、本学における内部質保証体制の責任主体が学長であることを明確に定めている。同委員会は、学長、学部長、EM局長を 1 号委員、図書館長及び各センター長を 2 号委員、全学委員長及び通信学務委員長を 3 号委員、その他学長が指名する者若干名を 4 号委員として構成される。各委員は関連する組織における質保証を学長の指示のもと遂行する役割を担う。このように、責任体制は明確である。

さらに同規程第 8 条では、「本学を構成するものは、個人たると組織たるとを問わず、自己点検・評価の結果をふまえ、積極的にその結果を活用して、教育研究活動の向上を図り、教育研究環境の整備充実を期し、大学の管理運営の改善に資するよう努めるものとする。」

ことが明示されており、全教職員が内部質保証に取り組む体制を整えている。

(3) 6-1の改善・向上方策(将来計画)

学長ガバナンスの下で内部質保証の充実に向けた組織体制、責任体制のさらなる整備、明確化を恒常的に進めているが、今後はさらに各委員会・センターなど部署間にわたる、いわゆる横串を通すかたちでの情報共有をさらに推進していくことが重要であると認識している。この起点となるのが自己点検・評価・改善委員会であり、同委員会の不断の活動を継続していく。情報共有が全教職員にも及ぶのは当然であり、得られた情報を授業改善や大学運営に確実に役立てることができるよう、学内各種研修会・セミナーを定期的開催していく。

◇エビデンス集 資料編 【資料 6-1-5】

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

「自己点検・評価・改善に関わる規程」に基づく自己点検・評価・改善委員会を置き、毎年度初めに同委員会から学部・学内各種委員会・センターに宛てて、当該年度の取組計画の提出を依頼し、自己点検・評価・改善委員会(学長)による確認と承認の下で年間取り組み目標として達成に取り組む体制を整えている。【資料 6-2-1】。

学部・委員会・センターは、当該年度取組計画について年度途中で達成に向けた進捗状況を自己点検・評価・改善委員会に提出する。年度末には最終到達結果と次年度取組計画を作成し同委員会に提出している。なお、令和元(2019)年度より、各委員会・センターにおける取組計画の中での重点1項目について、具体的な達成評価基準(目標)を設定した。このように、エビデンスに基づく計画・実行・評価・次年度活動目標というPDCAサイクルを整えている。

自己点検・評価・改善に向けた取り組みの結果については、各委員会・センターで活動実績(エビデンス)に基づき、S(特に優れた実績)～D(大幅な計画の改善が必要)まで5段階で自己評価を行い、毎年度の自己点検評価書としてまとめられて全教職員に配付される。PDFファイルとしても本学公式ウェブサイトに掲載し社会に公表している【資料 6-2-2】。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では平成27(2015)年にインスティテューショナル・リサーチ(以下「IR」という。)センターを開設した。IRセンターでは、(1) 教学および学生指導を中心とする大学における様々な意思決定において、判断材料となるデータを学内に蓄積し、教職員がそれらのデータを容易に分析できるような仕組みを整備し、意思決定に必要なエビデンスが容易に

抽出できるようにサポートする、(2) 学長の諮問機関として、学長から指示されたエビデンスを提示するため、また、学長（および大学戦略会議）によって示された大学の課題を決するためのデータ収集並びに分析・報告を行うことを目的に、体制を整備し活動を進めている。活動の目的、業務等については「東京未来大学インスティテューショナルリサーチセンター規程」に明記されている【資料 6-2-3】。具体的な活動として、(1) 学内で収集されたデータを記録し、データベース化の判断を行い、データベース化に必要な前処理（項目定義とクリーニング）を行い、データベース化作業を行う、(2) 更新されたデータベースに基づいてデータ活用の基本事例を紹介し、学内での利用促進を図り、活用・分析をサポートすることによって、大学の現状把握に努めている。

これまでに、各種教務データ、入学予定者アンケート、新入生アンケート、メンタルヘルス調査、学生生活実態調査、卒業生アンケート、三幸フェスティバル関連アンケート、未来祭関連アンケート、進路に関するアンケート結果など、学内で実施されてきた各種の調査結果や資料をデータベース化している。統計手法に詳しい委員が、専用分析ソフトであるライチ・エポック、フリーの統計分析プログラム HAD などを活用し分析にあたっている。さらに令和元(2019)年度には統計分析用の代表的なソフトである SPSS と分析専用 PC を IR 専用に購入し、より充実した分析体制を整えた。令和元(2019)年度末には学長の諮問に基づき、卒業予定の4年生全員を対象に、学修成果項目である学士力（汎用学士力と専門学士力）がどの程度身についたかを問う「身につけるべき学士力調査」を実施した【資料 6-2-4】。

このように、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制が整備されている。分析の結果は、大学戦略会議をはじめとして、学部教授会、全学教授会、さらに春と秋に行われる全学教職員連絡会議（全体会議）などを通じて、学内で共有されている。

(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

自己点検・評価のための組織的な体制整備は進んでいるが、内部質保証体制の充実に向けIRをさらに推進していくために、学内各種データの蓄積とデータベース化を継続していく。具体的には、これまで学内各種委員会に分散蓄積されていたアンケート集計結果などのデータや資料の統合をさらに進め、データベースの充実を目ざす。また、分析結果を学内で共有し有効に活用できるよう、分析ニーズの吸い上げと分析結果の定期的な公開体制のさらなる充実を図る。加えて、教学マネジメント体制を強化し、学長の意思決定に資するコンサルティング機能の構築も目ざす。

◇エビデンス集 資料編 【資料 6-2-5】

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、認証評価機関による認証評価を受けることを、学則第2条第1項に明記し、内部質保証に関する中心的な組織として自己点検・評価・改善委員会を設置している。自己点検評価の結果については、全学的に共有を図ることで教育の改善・向上に反映させることを目指している。

自己点検・評価・改善活動においては、社会情勢の変化並びに全国的な入試改革に対応した教育の質向上を目ざし、学長の指示の下で平成29(2017)年度に三つのポリシーに関する見直しを開始した。見直しの中では、各ポリシーが求める基準や要件の具体化を図り、教職員はもちろんのこと、学生、保護者、受験生、社会一般に対して明確なメッセージを伝えることができるよう改善を行った。改善の結果は直ちに本学公式ウェブサイト、学生募集要項、大学案内など本学が発信する各種媒体に公表するとともに、毎年春と秋に行われる全教職員参加の全体会議での周知、入学式後に行われる保護者説明会、新入生アンケートなどを通じて確認と浸透が進められている。

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき、授業内容の具体的な到達点・目標である「身につけるべき学士力」を定めており、これは、該当する内容が各科目で明示され、本学の学修システムである Communication & Learning System(以下「CoLS」という。)を通じてシラバスとして公表されている。ルーブリック評価についても着手が始まっている。学期の終わりにはすべての授業において学生による授業評価が質問紙形式で実施され、結果は各授業担当者にフィードバックされるとともに、図書館に結果報告書を置いて学生が閲覧できるようにしている。

A0 入試、公募制推薦入試、指定校制選抜では、面接の中でアドミッション・ポリシーに関わる本学で学ぶ意欲を問う質問も折り込み、受験生の選抜に反映させている。

また、学生が授業や学内諸活動プログラムを通じて所定の身につけるべき学士力をどの程度身につけたか、各学部のディプロマ・ポリシーで求めている到達点にどの程度達したかを確認するため、卒業時にはアンケート調査を実施し、その結果は教授会を通じて全教職員で共有し、カリキュラム改善につなげている。さらに、先述の通り、令和元(2019)年度には、4年生全員を対象に、本学独自の「身につけるべき学士力」の達成度を、より詳細に検証する「身につけるべき学士力調査」を実施して学修成果の可視化を行い、その結果は、教授会を通じ全教職員にフィードバックされている【資料6-3-1】。

これらは、三つのポリシーを起点とした教育の質向上への取り組み・取り組み結果に基づく改善実施・効果の確認・新たな改善への取り組みという、PDCA サイクルに対応した活動である。

なお、三つのポリシーについても、本学が発信する各種媒体の中で表記の揺れや齟齬が生じていないか、本学の教育目的や使命を体現するものとして適切な内容を保持しているかについて、不断の点検を進めている。

自己点検・評価・改善活動の中では、平成28(2016)年度と29(2017)年度に、計5名の外部有識者に本学の自己点検・評価・改善活動について評価を依頼した。概ね肯定的な評価を得ることができたが、個人の研究業績に偏りがあること、キャンパスアドバイザー(CA)

のスキルアップを目的として行っている研修の継続、保育・教育現場の変化や社会的ニーズを踏まえてのカリキュラムの検証、卒業生との連携、地域連携、三幸学園の系列学校との連携、教員組織の編成方針、大学としての全体的な質保証への取り組みなどが、今後のさらなる教育の質向上に向けて指摘・提案された【資料6-3-2】。

これらの指摘については、中長期的な計画の下、自己点検・評価・改善委員会、大学戦略会議を中心に、改善に向けた取り組みを進めている。たとえば、個人の研究業績については、毎年度末に実施する学長・学部長面談で、各教員の当該年度の研究活動状況を確認し、活動が不活発な教員に対しては次年度以降の研究活動の活発化を指導している。学内での競争的研究資金も設けて中長期にわたる教員の研究活性化を促している。地域連携については、平成29(2017)年に地域連携センターを設置し、足立区をはじめとする地域との連携を強化し、学生のフィールドワークにつなげるなど教育の質保証と内容向上に役立っている。足立区からは地域に根ざす大学として高い評価を得ており、地域連携は今後長期にわたり本学が目ざす大学のあり方を考える指針の一つとなってきている。三幸学園系列学校との連携は、本学、小田原短期大学、系列各専門学校、系列保育園、その他法人職員が連携し、学園として平成26(2014)年度より文部科学省委託事業「保育分野における長期就労支援に向けた環境改善・エンゲージメント向上プログラム開発事業」をスタートさせている。この事業で運営する「ももいくナビ」には、平成30(2018)年末で約9,000名の保育士が登録している。本学からは複数の専任教員が参加し、企画段階からeラーニング教材開発、指導に至るまで中核的な役割を担い今日に至っている。また、教員編成の方針として、長期的な視点から各領域にバランスよく教員を配置する人事を考えること、教員の若返りを図ることを中心に、中長期にわたる人事の策定を進め、人事面からも内部質保証に努めている。

中期計画の中では、令和元(2019)年12月に足立区六町にある本学グラウンドに新体育館が竣工した。現在ある体育館については、これを解体し新校舎の増設を計画し、現在工事を進めている。オリンピック開催準備の影響で工期が予定より大幅に遅れ、完成は令和3(2021)年9月の予定であるが、ゆとりを持った教室稼働により教職員と学生の負担を減らして教育の質向上を図る施策が進んでいる。現有校舎の老朽化に伴う改築あるいは新築についても、長期計画の中で検討せねばならない問題として検討が始まっている。大学組織の面でも、大学規程の不断の点検を行う中で、規程の不備や齟齬を解消すると共に、学長ガバナンスの円滑化を進める改定も随時行っている。

以上から、内部質保証の仕組みは機能している。

◇エビデンス集 資料編 【資料6-3-3】

(3) 6-3の改善・向上方策(将来計画)

内部質保証の充実に向け、三つのポリシーの定期的な確認と必要に応じた見直しを継続し、ポリシー間の整合性を維持していく。両学部においては学部長の指示の下で持続的に見直しを図る体制を整える。ディプロマ・ポリシーの達成度把握については、卒業時アンケートデータ、及び身につけるべき学士力調査に依っているが、質問内容の見直しと改善、卒業生への聞き取り調査の導入も計画している。カリキュラム・ポリシーと授業との関連性を明確にし、カリキュラムの体系化を図るため、カリキュラムマップの作成、ナンバリ

ングの導入が令和元(2019)年度に実現した。今後は、ルーブリック評価の導入を具体化していく。アドミッション・ポリシーについても明確な表現で社会に公表周知し、本学が求める学生像を明示していく。

【基準6の自己評価】

内部質保証については、全教職員が取り組む体制を規程上で明確に定めており、取り組みの中心となるのは自己点検・評価・改善委員会である。同委員会及び委員長である学長の指示のもと、大学戦略会議、各学部教授会、全学教授会、各種委員会、センターは、恒常的に点検・評価、これに基づく改善・改革作業を行っている。点検作業の中では、内部質保証充実の判断材料となるデータを、各種委員会・センター、EM局で収集し、IRセンターでのデータベース化と分析を通じて、エビデンスに基づく内部質保証体制を推進するシステムを整えている。

三つのポリシーについては、学内で定期的な見直しを行い、本学が発信する各種媒体を通じて、教職員、学生、保護者、受験生、社会一般に対して明確なメッセージを伝えている。さらに、三つのポリシーが学生の選抜や学修につながる成果を生んでいるかについて、多方面からデータを継続的に収集し検証を行って、改善に活かしている。

以上の自己評価により、基準6を満たしていると判断する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 大学の使命・目的に資する地域貢献活動の方針と体制

A-1-① 地域貢献活動の方針

A-1-② 地域貢献を進めるための組織・体制

A-1-③ 地域貢献活動の教育課程との連携

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-① 地域貢献活動の方針

平成 17(2005)年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において、社会貢献が大学の「第三の使命」として提言され、さらに平成 18(2006)年の教育基本法の改正により社会貢献が正式に大学の使命として位置づけられたことを受けて、本学においては平成 19(2007)年の開学以来、教育の目的の中に「社会に貢献する人材を養成する」ことを掲げている【資料 A-1-1】。

東京未来大学学則第 1 条

本学は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、技能と心の調和を教育理念に掲げ、高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

本学の社会貢献の在り方として教育課程を通して卒業生を社会に輩出していくことがひとつの社会貢献として挙げられるが、特に本学が所在する足立区を中心に、本学の持つ知的・物的資源をもって地域のニーズにこたえ、また地域における各主体に対して働きかけを行う地域貢献活動が直接的な社会貢献活動となる。こうした地域貢献活動において、本学の教育活動を生かして学生が積極的に関与することで、本学の教育の目的の達成に寄与するものであるというのが、本学の地域貢献活動の基本的な方針である。

A-1-② 地域貢献を進めるための組織・体制

本学の地域貢献体制は大きく 2 つの組織を両輪として構成されている。

まず、学生が主体である学友会の中の地域連携推進委員会である【資料 A-1-2】。学友会が主催する学内行事において、地域の子どもたちや住民参加型のイベントを用意し、積極的に学内に呼び込み、連携して行事を実施している。

当該委員会の目的は「東京未来大学学友会会則」第 29 条第 1 項第 6 号において「大学と地域の関係強化及び学生の社会的・職業的自立を促す」としている。

次いで、教員組織が中心の地域連携センターである。開学から、本学の人的・物的資源を個々の教員、ゼミ単位に学外に提供してきたが、個別に行われてきた活動を大学として統括し、窓口を一本化して大学全体で取り組んでいく体制を調えるべく平成 29(2017)年度から学部横断的な全学組織としての地域連携センターを設置した【資料 A-1-3】。

当該センターの目的は「東京未来大学地域連携センター規程」において、「東京未来大学

の地域連携及び産学連携の窓口として、地域住民、NPO、行政機関、企業との連携を深め、地域の文化及び産業の振興並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。」としている。

このようにして、学生主体の地域連携活動と大学としての地域連携活動の拠点が確立され、地域貢献を進めるための組織・体制が整備されて今日に至っている。

A-1-③ 地域貢献活動の教育課程との連携

学友会が中心になって実施する学内行事である「未来祭(学園祭)」、「こどもみらい祭」、「クリスマス・フェスタ」においては、地域の子どもたちと連携し、交流を深めながらさまざまな内容の企画を実施したり、地域の大人に昔ながらの遊びを教えてもらったりなど、世代を超えた地域の交流の場となっている。これらの活動は本学の教育課程の中で学んだ知識・技能を実践する場ともなっており、地域貢献と同時に貴重な学びの機会にもなっている【資料A-1-4】。

また、地域連携センターが派遣するボランティア活動を中心とした地域連携活動においては、その意義と影響、必要性などの基礎的な知識と理解が不可欠であることから、2018年度に授業科目「地域連携Ⅰ」「地域連携Ⅱ」を設置した。当該科目の履修者は、まず座学で地域貢献の意義を学び、その後、地域貢献の実践を課すというように、地域連携活動を教育課程の中に位置づけている。

開学14年目を迎え、学友会組織及び学友会活動も安定し、地域連携推進委員会に所属する学生も恒常的に50名を超え、学年間の引継ぎも滞りなく進んでいる。企画するイベントは実績を踏まえて年度ごとに検討され、その趣旨は確実に引き継がれている。また、行事自体も開催時期が近付けば地域住民からの開催、参加に関する問い合わせもあり、活動自体も地域に定着してきている。

また、地域連携センターの設置に伴い、地域のニーズを受け止める窓口が一本化され、全学的な取り組みと情報の共有が可能となった。また、外部との連携活動を集約することにより、地域ニーズに沿った人選や提案する体制が整った。

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

学友会を主体とする活動と地域連携センターを主体とする活動は、それぞれに定着しつつある。また、地域においても認知されてきたと考える。学生、教員の連携活動が、組織的に機能し、意思決定・報告のプロセスが明確になることで、これまで個々に個別的に行われてきた活動が見える活動となってきたことの意義は大きい。

今後は、活動参加学生の動員や活動の時期の調整などにおいて、地域連携推進委員会における学生の自主性を尊重し、育てながら、地域連携センターが同委員会と連携を密にしていくことが課題である。そして、地域連携活動がただ単なる地域での奉仕的活動ではなく、実際の活動と「地域連携Ⅰ・Ⅱ」をはじめとする各講義での学びが理論と実践という形で有機的に結びつき、教育的意義を高めていくことが、本学の特徴的な地域連携のありかたであり、本学の教育目的である。

A-2. 地域連携センターの具体的取組

A-2-① 地域連携センターの活動内容

A-2-② 地域活性化のための地元企業との連携

A-2-③ 地域活性化のための地元自治体との連携

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-2-① 地域連携センターの活動内容

地域連携センターの活動は以下の 4 つの柱を中心に行っている。

1. 交流参加型活動

地域のイベント・行事のボランティアの募集チラシの掲示、配架及び本学の学修システムである Communication & Learning System (CoLS) での周知などを始め、地域の求めに応じてボランティアの募集や参加の働きかけを行っている。

2. 施設提供型活動

地域のイベント・行事の会場として大学の施設、備品の貸与を行っている。具体的には足立区内 NPO 学童保育への夏祭り会場、近隣保育園の卒園式、足立区内空き家利用のシンポジウムを始め、図書館の学外解放などを行っている。また、令和元(2019)年の台風 19 号上陸の際には避難所として校舎を開放した。

3. 価値創造型活動

足立区内中小企業との連携によって学生のアイデアをもとに多数の商品が開発・販売され、足立区内の企業並びに経済の活性化に寄与した。また、区内商店街組合との連携によって地域の祭りやイベントの企画・運営や商店街の街頭フラッグ作成などを行った。

4. 知識提供型活動

本学の得意としている心理・カウンセリング分野、コミュニケーション分野、教育・保育分野、モチベーション・リーダーシップ関係などを専門とする教員を各地域、団体からの求めに応じて研修会、講演会等の講師として派遣している。

また、足立区内の生涯学習施設、公園管理などの指定業者評価・選定委員会に学識経験者として関係分野の教員を派遣している【資料 A-2-1】。

A-2-② 地域活性化のための地元企業との連携

平成 26(2014)年度から毎年度、地元の足立成和信用金庫の協力を得て、足立区内の企業との連携による商品開発プロジェクトを実施している。学生の発案と企業との検討を重ねて、毎年度商品を製作し、試食販売からイベントへの出展などを行っている【資料 A-2-2】。

学生の生み出したイメージを企業が商品として試作を重ね、イベントでの出展を通してアンケート調査を行うなどして、改良を重ね、一つの成果物を作り上げていく過程は学生にとってかけがえのない体験となるだけではなく、企業にとっても大きな刺激となっており、こうしたプロセスを足立区が発信していくことで話題性をベースに区内の企業の活性化を促している。

上記以外に、足立区内の印刷・出版業者を中心に結成された「紙ものラボ」との連携が

進んでいる。令和元(2019)年度は5月以降に学生が紙ものラボの定期会合に出席して、秋に開催される地域イベント「紙ものフェスティバル」の企画と運営に携わり、足立区内の日本茶販売業者との共同開発商品も出展した。

A-2-③ 地域活性化のための地元自治体との連携

足立区が中心となって進めている足立区内大学生による活性化事業の一つとして企画した「足立区大学生地域活動プラットフォーム事業」に参画している。この事業は平成30(2018)年度から足立区シティプロモーション課とNPO法人足立フォーラム 21 と本学の三者で推し進めている事業である。「大学生の手で足立区を活性化しよう」をスローガンに、まずは「足立区を知ろう」をテーマとして、足立区を支える区内中小企業の見学と就業体験プログラムを実施している【資料 A-2-3】。

令和元(2019)年度は企業35社に対して、見学ツアーに学生50人(のべ75人)、職業体験4人(のべ6人)、企業3社において実施した(1件は新型コロナウイルス対策により延期)。令和元(2019)年度は、この企業見学、職業体験から発展して学生との企業との連携による新商品開発がなされるなど広がりを見せている。今後は足立区内の他大学も参加が促される予定である。

地域連携センターは、A-1で示した通り、地域との窓口を一本化したことにより、さまざまな活動を通して地域のニーズを集約・把握しながら、それぞれに相応しい活動を企画することが可能となった。特にニーズにこたえるだけの受け身の連携ではなく、専門的な知識を有する高等教育機関としての提案等を行いながら、地域と協働していく関係ができてきている。

地域から「こうしてほしい」という希望に対応していくだけではなく、「こうしたいがどうしたらよいか」という相談に「こうしたらどうか」という提案を行う積極的な連携関係が構築された。

例えば、足立区から大学生の手で活性化させたいといった「足立区地域活動プラットフォーム事業」において、有効な企業見学、職業体験など方法などを提案し、実施に移して成果を上げている。このような地域貢献の取り組みについては、その内容が地域連携センター管理運営委員会で報告・検討がなされた後に、両学部教授会、さらには全学教授会で報告・検討がなされ、その検討の結果をもとにさらに地域連携センターで改善のための検討がなされ、次年度の実施に活用するというように検証可能なしくみを整えている。

また、これらの活動においては、マーケティングや地域マネジメントなどを学んだ学生にとって、その学びが商品の開発に社会調査の手法に基づくアイデアを提供したり、行政や商店街など地域主体間をマネジメントするなど、これまでの学びが活かされる場でもあり、本学の学修が連携活動に結びつく機会であることも見逃すことはできない。

例えば、A-2-②においての示した地域企業との連携(みらいおこしプロジェクト)においては、平成30(2018)年度はモチベーション行動科学部の学生中心に必修科目である「フィールド・ワーク」(平成30(2018)年度から選択科目)が活かされ、令和元(2019)年度の商品開発(新みらいスイーツプロジェクト)においては、こども保育・教育専攻の「食と栄養」系のゼミ学生を中心にその知識を生かしてアイデアを提案するなど、その専門性を生かす場ともなっている。

また、A-2-③で示した「足立区大学生地域活動プラットフォーム事業」においては、平成 30(2018)年度に設置したキャリア科目「地域連携Ⅰ」「地域連携Ⅱ」の授業における現場実習プログラムの一つとして位置づけ、A-1-③にも述べたとおり、その学修が地域連携活動に生かされ、プレインターンシップとして、その後の就職活動における貴重な機会となっている。

(3) A-2 の改善・向上方策(将来計画)

地元企業との連携においては、企業と連携して毎年成果物を発表し、そのプロセスを随時オープンにし、イベントでの試食販売などを通してアピールしてきた。これらのアピール自体が話題性を提供し、地域の活性化に刺激を与えていると考える。また、地元足立区と連携した「足立区大学生地域活動プラットフォーム事業」がスタートしたばかりである。この活動は本学だけではなく足立区内に所在する大学全体の参加を意図したものであり、その先陣を切る形で平成 30(2018)年度に本学からスタートしたところである。今後は、この事業を検証しつつ、より有効な活動へ導くべく取り組みを進めていくこととしている。

【基準 A の自己評価】

本学での地域貢献は、高等教育機関の大学として使命である「社会貢献」を達成するだけでなく「社会に貢献できる人材の養成」という教育目的において、その教育的意義を損なうことなく、知識・技能の修得をベースに、それを実践していくための機会の提供やその意義を理解したうえでの連携の在り方や方法を教授していく、地域の持続可能性を見据えた拠点として機能している。

V. 特記事項

『東京未来大学独自のキャンパスアドバイザー制度によるエンrollment・マネジメントの実現』

1. 東京未来大学におけるキャンパスアドバイザー制度

学生の志願・入学から卒業・就職に至る全プロセスを一貫してサポートする大学の機能がエンrollment・マネジメント(以下「EM」という)である。このEM体制を、本学で中心的に担うのが、独自のキャンパスアドバイザー(以下「CA」という)制度であり、本学の学生支援体制における大きな特色となっている。本学の志願者数は平成30(2018)年度984名、令和元(2019)年度1,321名、令和2(2020)年度1,848名と確実に増加している。さらに、平成28(2016)年度～30(2018)年度の平均退学率は、競合校の平均値が11.8%であるのに対して、本学は3.4%である。また、本学の令和元(2019)年度の就職率でも97.0%といった実績をあげており、これらには、CA制度が大きく貢献している。

2. CAの具体的業務及び活動状況

CAは、次の4期に各種サポートを行っている。

- (1) 入学前：①年間35回程度実施されるオープンキャンパスの企画、準備、日程調整等。
②キャンパス見学の企画、調整、当日の個別説明等対応。③進学ガイダンスの連絡調整、当日対応。④高校訪問の企画、担当者への説明、訪問実施。⑤本学公式ウェブサイト等各種媒体による広報活動。⑥教員との連携による入学前教育の支援。
- (2) 入学時：①各担当部局、学部専攻教員と連携した新年度オリエンテーションの企画運営、実施。②教員との連携によるスタートアップセミナーの開講。③履修相談及び身体、心理、学修、家計等の問題についての個別面談。
- (3) 在学中：①プロジェクト(未来祭、三フェス)活動に関連するクラス支援、実行委員学生支援。②成績、出欠席、大学生生活等確認のための学生面談。③GPA不良者に対するGPA面談及び履修支援。④障がいのある学生への対応、保護者対応。⑤キャリアセンターと連携したキャリア支援。
- (4) 卒業後：①卒業後の転職活動支援。②卒業生来学時の対応。③卒業生通信の発行送付、同窓会開催。

3. CA制度による成果及び評価体制

本学の志願者数の顕著な増大、退学率の低さ、就職率の高さは、大きな成果と認識している。CA制度の具体的評価のためには、毎年度各種アンケート、聞き取り調査が実施されており、概して良好な結果が得られている。「学生生活実態調査・卒業生アンケート」では、CAが悩みごとの相談対象となっていること、CA制度が進路選択や具体的活動に役立っていること、また、CAが強く関与するプロジェクト体験が社会に出て生きる力を育成していることが明らかになっている。また、1～4年生を対象とした「学生成長実感シート」では、約85%の学生が「担当CAによる成長実感」を得ており、自由記述では、日常的なCAとの関わりが諸活動への意欲を喚起し、将来への気づき等に繋がっていること、また、学生への聞き取りでは、GPA面談が学修への姿勢や取り組みを改善し、実際にGPAが向上したことが報告されている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の「学則」第 1 条に明示している。	1-1
第 85 条	○	本学の「学則」第 3 条に明示している。	1-2
第 87 条	○	本学の「学則」第 21 条に明示している。	3-1
第 88 条	○	本学の「学則」第 22 条と「他大学等で習得した単位の認定に関する細則」第 3 条から第 5 条に明示している。	3-1
第 89 条	—		3-1
第 90 条	○	本学の「学則」第 24 条に明示している。	2-1
第 92 条	○	本学の「学則」第 6 条学長の内容が明示されており、それ以外のものに関しては、「学則」第 11 条に明示されている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	本学の「学則」第 1 条に明示している。	4-1
第 104 条	○	本学の「学則」第 44 条に明示している。	3-1
第 105 条	○	本学の「学則」第 49 条の 2 と「特別聴講学生に関する規程」第 11 条に明示している。	3-1
第 108 条	—		2-1
第 109 条	○	本学の「学則」第 2 条に明示されている。自己点検評価書並びに施設・設備は本学公式ウェブサイトにて公表している。	6-2
第 113 条	○	本学の「学則」第 2 条に明示している。	3-2
第 114 条	○	本学の「学則」第 11 条に明示している。	4-1 4-3
第 122 条	○	本学の「学則」第 29 条の 2 項と「編入学規程」第 2 条 1 項第 2 号に明示している。	2-1
第 132 条	○	本学の「学則」第 29 条の 2 項と「編入学規程」第 2 条 1 項第 4 号に明示している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	本学の「学則」第 3 条 (学部・学科)、第 4 条 (定員)、第 10 条 (EM局)、第 18 条 (学生・学則)、第 19 条 (授業期間)、第 20 条 (休業日)、第 21 条 (終業年限)、第 23 条から第 28 条 (入学)、第 30 条 (授業科目の区分)、第 31 条 (単位数の基準)、第 36 条 (成績評価)、第 37	3-1 3-2

東京未来大学

		条（進級要件、卒業要件）、第 38 条（休学）、第 41 条（退学）、第 43 条（転学）、第 44 条から第 45 条（卒業）、第 47 から第 48 条、第 51 条から第 56 条に明示している。	
第 24 条	—		3-2
第 26 条 第 5 項	○	本学の「学則」第 48 条（懲戒）に明示している。	4-1
第 28 条	○	本学の「文書保存年限基準」に明示している。	3-2
第 143 条	—		4-1
第 146 条	○	本学の「他大学等で修得した単位の認定に関する細則」、「通信教育課程における編入学等により入学した者の既修得単位認定取扱要領」、に明示している。	3-1
第 147 条	—		3-1
第 148 条	—		3-1
第 149 条	—		3-1
第 150 条	○	本学の「学則」第 24 条 4 項から 9 項に明示している。	2-1
第 151 条	—		2-1
第 152 条	—		2-1
第 153 条	—		2-1
第 154 条	—		2-1
第 161 条	○	本学の「学則」第 29 条、「編入学規程」第 5 条、「帰国子女特別入学試験に関する細則」第 2 条に明示している。	2-1
第 162 条	○	本学の「学則」第 24 条の第 2 項、第 43 条第 2 項に他大学からの転学について明示している。	2-1
第 163 条	○	学則第 18 条と第 45 条に明示している。	3-2
第 163 条の 2	○	本学の「科目等履修生に関する規程」第 11 条に明示している。	3-1
第 164 条	—		3-1
第 165 条の 2	○	本学の大学案内、学生募集要項、学生便覧、本学公式ウェブサイトに記載している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	本学の「自己点検評価改善に関する規程」第 8 条に明示している。	6-2
第 172 条の 2	○	本学の大学案内、学生募集要項、学生便覧、本学公式ウェブサイトに記載している。	1-2 2-1 3-1

東京未来大学

			3-2 5-1
第 173 条	○	本学の「学則」第 44 条第 1 項に明示している。	3-1
第 178 条	○	本学の「編入学規程」第 5 条に明示している。	2-1
第 186 条	—		2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	本学の「学則」に記載し、設置基準も含めて、適切に運営を行っている。	6-2 6-3
第 2 条	○	本学の教育研究活動等の状況は、「学則」第 2 条に基づき、別途冊子と本学公式ウェブサイトにて公表を行っている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	本学の「学則」第 4 条の 2(学部学科等の教育の目的) に明示している。	2-1
第 2 条の 3	○	本学の「入学者選考規程」に基づき、適切に入学者選抜がなされている。	2-2
第 3 条	○	本学の「学則」第 3 条(学部・学科)に明示している。	1-2
第 4 条	○	本学の「学則」第 3 条(学部・学科)に明示している。	1-2
第 5 条	—		1-2
第 6 条	—		1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	本学の「組織規程」第 2 章から第 4 章に大学全体の組織役割について明示している。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目の担当に関しては、基準を満たす授業担当者を適切に配置している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	該当する教員が、教育課程の編成に参画している。	3-2
第 11 条	○	本学では、キャリア支援において授業を持たない特任教授を置いている。	3-2 4-2
第 12 条	○	専任教員については、「教員の採用及び昇任に関する規程」に基づき、全て本学の専任教員として教育研究に従事している。	3-2 4-2
第 13 条	○	専任教員数は、設置基準を上回っている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長の資格は、「東京未来大学長選出規則」により選考	4-1

東京未来大学

		している。	
第 14 条	○	本学の「教員及び昇任に関する規程」第 7 条に明示している。	3-2 4-2
第 15 条	○	本学の「教員及び昇任に関する規程」第 8 条に明示している。	3-2 4-2
第 16 条	○	本学の「教員及び昇任に関する規程」第 9 条に明示している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	本学の「教員及び昇任に関する規程」第 10 条に明示している。	3-2 4-2
第 17 条	—		3-2 4-2
第 18 条	○	本学の「学則」第 4 条に明示し、遵守している。	2-1
第 19 条	○	本学の「学則」第 4 条の 2 に教育上の目的を明示し、適切に課程を編成している。	3-2
第 20 条	○	本学の「学則」第 30 条に基づき、各授業科目を配置している。	3-2
第 21 条	○	本学の「学則」第 31 条に明示している。	3-1
第 22 条	○	本学の「学則」第 19 条に明示している。	3-2
第 23 条	○	本学の「学則」第 31 条に明示している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数については、履修登録をされた科目に応じ、調整を行ったうえで、適切に決定している。	2-5
第 25 条	○	本学の「学則」第 30 条の 2 に明示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	本学の「学則」第 36 条に基づき、成績評価基準は、本学公式ウェブサイトや学生便覧にも掲載している。	3-1
第 25 条の 3	○	本学の「職員研修規程」に基づき、研修等を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	○	本学の「学則」第 33 条に明示している。	3-1
第 27 条の 2	○	本学の「学則」第 33 条に明示し、上限単位を超えないように、適切に履修登録指導を行っている。	3-2
第 28 条	○	本学の「学則」第 22 条に明示し、詳細に関しては、「他大学等で修得した単位の認定に関する細則」第 1 条、第 3 から 5 条に明示している。	3-1
第 29 条	○	本学の「学則」第 22 条に明示し、詳細に関しては、「他大学等で修得した単位の認定に関する細則」第 8 条、第 9 条に明示している。	3-1
第 30 条	○	本学の「学則」第 22 条の 3 に明示している。	3-1

東京未来大学

第 30 条の 2	—		3-2
第 31 条	○	本学の「学則」第 49 条に明示し、別途「科目等履修生に関する規程」も設け遵守している。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業要件は、本学「学則」の別表 2-1 から 2-3 にて明示している。学生便覧にも記載しており周知している。	3-1
第 33 条	○	本学の「学則」第 31 条に明示している。	3-1
第 34 条	○	本学公式ウェブサイトにて校地を公表しており、設置基準を満たしている。	2-5
第 35 条	○	本学は、運動場に六町グラウンドを設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設については、すべて設置している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は、設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は、設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	本学の「図書館規程」に基づき、適切に運営されている。	2-5
第 39 条	—		2-5
第 39 条の 2	—		2-5
第 40 条	○	行う授業科目に必要な機械、器具は整備している。	2-5
第 40 条の 2	○	行う授業科目に必要な機械、器具は整備している。	2-5
第 40 条の 3	○	行う授業科目に必要な機械、器具は整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	本学の教育研究上の目的にふさわしい適切な名称である。	1-1
第 41 条	○	本学の「組織規程」第 21 条、第 22 条に明記し、事務業務に従事している。	4-1 4-3
第 42 条	○	本学の「組織規程」の第 22 条に記載に基づき、適切に運営されている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	本学の「東京未来大学キャリアセンター規程」に基づきキャリアセンターが進路・就職支援をするとともに、キャリア科目が必修となっており、学生の自立支援を行っている。	2-3
第 42 条の 3	○	本学FDにおいては、教育改善向上委員会を中心に研修を実施している。SDは、大学全体の会議等で研修の機会を設けている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—		3-2
第 44 条	—		3-1
第 45 条	—		3-1
第 46 条	—		3-2

			4-2
第 47 条	—		2-5
第 48 条	—		2-5
第 49 条	—		2-5
第 49 条の 2	—		3-2
第 49 条の 3	—		4-2
第 49 条の 4	—		4-2
第 57 条	—		1-2
第 58 条	—		2-5
第 60 条	—		2-5
			3-2
			4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与に関しては、本学の「学位規程」に基づき適切に授与している。	3-1
第 10 条	○	学位名称については、本学の「学位規程」第 2 条第 2 項に専攻名称の付記を明記している。	3-1
第 13 条	○	本学の「学則」第 34 条(単位の認定)、第 36 条(成績評価)、第 37 条(進級要件・卒業要件)、第 44 条(卒業認定)に明記し報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	運営基盤については、「学校法人三幸学園寄附行為（以下「寄附行為」）」に基づき、明確にかつ、適切に運営をしている。	5-1
第 26 条の 2	○	役員・評議員は、役職員等の関係者に対する特別の利益供与の禁止について理解し、適切に職務遂行している。「寄附行為」第 10 条、第 18 条第 13 項、第 21 条 12 項で関連規定を定め、適切に運営をしている。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備置きと閲覧に関しては、「寄附行為」第 38 条第 2 項に明記し、遵守している。	5-1
第 35 条	○	役員の選任については、「寄附行為」第 7 条に基づき、適切に設置している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	役員は学校法人と役員が委任関係にあり、善管注意義務・損害賠償責任があることを理解し、適切に職務を遂行している。 委任に関しては、「寄附行為」第 19 条に明記している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会に関しては、「寄附行為」第 18 条に明記し、適切に理事会を運営している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務については、「寄附行為」第 14 条から第 17 条に基づき、職務を遂行している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、「寄附行為」第 8 条から第 11 条に基づき、適切に運営されている。	5-2
第 39 条	○	「寄附行為」第 9 条に明記され、遵守している。	5-2
第 40 条	○	補充に関しては、「寄附行為」第 12 条に基づき、適切に運営している。	5-2
第 41 条	○	評議員会に関しては、「寄附行為」第 21 条に基づき、設置され、適切に運営されている。	5-3
第 42 条	○	「寄附行為」第 23 条に基づき、適切に運営している。	5-3
第 43 条	○	「寄附行為」第 24 条に明記し、遵守している。	5-3
第 44 条	○	「寄附行為」第 25 条に明記し、適切に選任し、運営している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員は、任務懈怠により、学校法人に対し損害賠償責任を負うことを理解し、適切に職務遂行をしている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員は悪意・重過失の場合における第三者に対する損害賠償責任を理解し、適切に業務を遂行している。	5-2 5-3

第 44 条の 4	○	役員は、役員の連帯責任を理解し、適切に業務遂行している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更は、「寄附行為」第 46 条に明記し、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	「寄付行為」第 35 条に明記し、事業に関する事業計画・中期計画を認証評価の結果を踏まえて適切に作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「寄附行為」第 37 条第 2 項に基づき、適切に運営されている。	5-3
第 47 条	○	「寄附行為」第 38 条に基づき、財産目録等（役員名簿、寄付行為、役員報酬等支払基準を含む）を備置き、閲覧に供している。	5-1
第 48 条	○	「寄付行為」第 40 条で明記し、所定の手続を経て役員報酬等支給基準を作成し、適切に運用している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 42 条で明記し、適切に運用している。	5-1
第 63 条の 2	○	「寄付行為」第 39 条で明記し、寄付行為、財産目録等（役員報酬等支払基準を含む）を適切に学園公式ウェブサイトで公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目

第1条			6-2 6-3
第1条の2			1-1 1-2
第1条の3			2-1
第1条の4			2-2
第2条			1-2
第2条の2			1-2
第3条			1-2
第4条			1-2
第5条			1-2
第6条			1-2
第7条			1-2
第7条の2			1-2 3-2 4-2
第7条の3			1-2 3-2 4-2
第8条			3-2 4-2
第9条			3-2 4-2
第10条			2-1
第11条			3-2
第12条			2-2 3-2
第13条			2-2 3-2
第14条			3-2
第14条の2			3-1
第14条の3			3-3 4-2
第15条			2-2 2-5 3-1 3-2
第16条			3-1
第17条			3-1

東京未来大学

第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			4-1 4-3
第 43 条			4-3
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2

東京未来大学

			6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1

第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	法令に定められた基準を遵守し、通信教育課程に関する規程に基づき、適切に運営している。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 30 条の 2 第 2 項並びに東京未来大学面接授業に関する規程第 3 条、東京未来大学印刷教材授業に関する規程第 3 条に基づき適切に運営している。	3-2
第 3 条	○	学則第 30 条の 2、通信教育課程に関する規程第 30 条に基づき、適切に運営している。	2-2 3-2
第 4 条	○	通信教育課程に関する規程第 31 条に基づき、適切に運営している。	3-2
第 5 条	○	通信教育課程に関する規程第 13 条に基づき、適切に運営している	3-1

東京未来大学

第6条	○	卒業要件は、通信教育課程に関する規程第36条、第37条に明示している。	3-1
第7条	○	通信記養育課程における編入学等により入学した者の既修得単位認定取扱要領に基づき、単位認定を適切に行っている。	3-1
第9条	○	教職員数は基準を満たしている。本学公式ウェブサイトに情報を公表し適切に運営している。	3-2 4-2
第10条	○	校舎施設に関しては、基準を満たしている。施設面積は、本学公式ウェブサイトに情報を公表している。	2-5
第11条	—		2-5
第12条	○	通信教育課程に関する規程第7条に基づき適切に運営している。	2-2 3-2
第13条	○	その他の基準についても、通信教育課程に関する規程をはじめとする諸規程に基づき、運営を適切に行っている。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人三幸学園寄附行為 学校法人三幸学園寄附行為細則	
【資料 F-2】	大学案内	
	東京未来大学 こども心理学部 東京未来大学 モチベーション行動科学部 東京未来大学 通信教育課程	
	大学学則	
【資料 F-3】	東京未来大学学則	
	東京未来大学通信教育課程に関する規程	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	東京未来大学 学生募集要項 2020 東京未来大学 学生募集要項 2021 東京未来大学 通信教育課程募集要項 2020 年度	
	学生便覧	
【資料 F-5】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2020	
	学生便覧 履修の手引き 2020(通信教育課程)	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人三幸学園 2020 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和元年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ 大学案内 東京未来大学こども心理学部 p. 61 キャンパスマップ 学生便覧(通学) 履修の手引き 2020 p. 8～	【資料 F-2】 ご参照 【資料 F-5】 ご参照
	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
【資料 F-9】	学校法人三幸学園規程集目次	
	東京未来大学規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和2年度学校法人実態調査(抜粋)	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）	
	平成27年度計算書類～令和元年度計算書類 平成27年度監査報告書～令和元年度監査報告書	
	シラバス（電子データ）	
【資料 F-12】	シラバス	
	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
【資料 F-13】	東京未来大学 三つのポリシー	
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
【資料 F-14】	【届出】 設置に係る設置計画履行状況報告書	
	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
【資料 F-15】	H25 年受審 大学機関別認証評価で指摘された事項への対応状況	
	規程集	
【資料 F-16】	三幸学園規程集	
	東京未来大学規程集	

東京未来大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	三幸学園手帳	
【資料 1-1-2】	大学案内 東京未来大学 こども心理学部 p. 7 東京未来大学 モチベーション行動科学部 p. 6	【資料 F-2】 ご参照
【資料 1-1-3】	東京未来大学学則第 1 条 教育の目的 p. 1	【資料 F-3】 ご参照
【資料 1-1-4】	「協働で築く力強い足立区の実現」～足立区基本構想 概要～	
【資料 1-1-5】	東京未来大学 学生募集要項 2021 p. 3～6 東京未来大学 通信教育課程募集要項 2020 年度 p. 3～5 学生便覧(通学) 履修の手引 2020 p. 45、61～63、75、85 学生便覧 履修の手引き 2020(通信教育課程)p. 3～5 【通学】教員ハンドブック p. 1～6 全学 FD ハンドブック p. 4～12 本学公式ウェブサイト	【資料 F-4】 【資料 F-5】 ご参照
【資料 1-1-6】	東京未来大学学則第 4 条の 2 p. 2	【資料 F-3】 ご参照
【資料 1-1-7】	東京未来大学 三つのポリシー	【資料 F-13】 ご参照
【資料 1-1-8】	学部・専攻別 ゼミ配属	
【資料 1-1-9】	大学案内 東京未来大学こども心理学部 p. 54～57 東京未来大学モチベーション行動学部 p. 42～45 東京未来大学通信教育課程 p. 14～15	【資料 F-2】 ご参照
【資料 1-1-10】	東京未来大学地域連携センター規程 令和元(2019)年度 足立区との連携事業実績 令和元(2019)年度 足立区以外との連携事業実績	
【資料 1-1-11】	東京未来大学通信教育課程に関する規程	【資料 F-3】 ご参照
【資料 1-1-12】	全学教授会議事録(2019(令和元)年度第 8 回)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	大学戦略会議議事録(令和元(2019)年度第 8 回)	
【資料 1-2-2】	スタートアップセミナー	
【資料 1-2-3】	入学式・卒業式 学長式辞	
【資料 1-2-4】	令和 2 年度東京未来大学 新入生保護者・保証人様用資料	
【資料 1-2-5】	東京未来大学 求人のためのご案内	
【資料 1-2-6】	全学教職員連絡会議(全体会議)議事録 (2019 年 3 月 25 日)(2019 年 9 月 18 日)(2020 年 3 月 23 日)	
【資料 1-2-7】	大学の質と評価のさらなる向上	
【資料 1-2-8】	東京未来大学における教育の理念・目的と三ポリシーの関係図	
【資料 1-2-9】	学校法人三幸学園 設置校一覧表	
【資料 1-2-10】	理事会議事録(平成 18 年 2 月 15 日)	
【資料 1-2-11】	大学院進学者一覧表	
【資料 1-2-12】	理事会議事録(平成 23 年 3 月 26 日)	
【資料 1-2-13】	東京未来大学組織規程・組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	東京未来大学 学生募集要項 2020 p. 3～4 東京未来大学 通信教育課程募集要項 2020 年度 p. 3～4 本学公式ウェブサイト	【資料 F-4】 【資料 1-1-5】 ご参照

東京未来大学

【資料 2-1-2】	東京未来大学のポリシー検証に係わる調査報告	
【資料 2-1-3】	全学教授会議事録(2019(令和元)年度第9回)	
【資料 2-1-4】	本学公式ウェブサイト(資料請求方法)	
【資料 2-1-5】	東京未来大学 こども心理学部 p.7 東京未来大学 モチベーション行動学部 p.7 東京未来大学 通信教育課程 p.34	【資料 F-2】 ご参照
【資料 2-1-6】	東京未来大学入学者選考規程	
【資料 2-1-7】	東京未来大学 学生募集要項 2020 p.6	【資料 F-4】 ご参照
【資料 2-1-8】	全学入試委員会議事録(2019年度/第1~14回)	
【資料 2-1-9】	委嘱状 東京未来大学 こども心理学部 p.42~43	【資料 F-2】 ご参照
【資料 2-1-10】	こども心理学部教授会議事録(令和元(2019)年度/第5・7・11・12・14回) モチベーション行動科学部教授会議事録(令和(2019)年度/第6・8・10・12・13・15回)	
【資料 2-1-11】	東京未来大学通信学務委員会規程	
【資料 2-1-12】	全学教授会 議事録(2019年度/第1・6回)	
【資料 2-1-13】	東京未来大学 学生募集要項 2021 p.7~22、 p.31~32	【資料 F-4】 ご参照
【資料 2-1-14】	学校法人 三幸学園 設置認可等に関わる組織の移行表	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	入学前ゼミナール実施概要	
【資料 2-2-2】	入学前教育プログラムのお知らせ	
【資料 2-2-3】	2019(平成31)年度 基礎国語力育成プログラムについて シラバス(基礎演習Ⅰモチベーション行動科学部)	【資料 F-12】 ご参照
【資料 2-2-4】	本学公式ウェブサイト(進学ブランド力調査2019 (株)リクルートマーケティングパートナーズの調査)	
【資料 2-2-5】	2020年度 心理専攻(こども心理専攻)学生名簿 2020年度 こども保育・教育専攻 学生名簿 2020年度 モチベーション行動科学部 学生名簿	
【資料 2-2-6】	東京未来大学 こども心理学部 p.54~57 東京未来大学 モチベーション行動学部 p.42~45	【資料 F-2】 ご参照
【資料 2-2-7】	2020年度 オリエンテーション資料	
【資料 2-2-8】	学生便覧(通学)履修の手引き 2020 p.32 聾学校出身学生に対する配慮のお願い 配慮を要する学生に係るWG会議事録	【資料 F-5】 ご参照
【資料 2-2-9】	東京未来大学 通信教育課程 p.10~11	【資料 F-2】 ご参照
【資料 2-2-10】	東京未来大学 通信教育課程 p.14~15	【資料 F-2】 ご参照
【資料 2-2-11】	「新入生相談会」及び「入学式・懇親会」のご案内(秋学期入学者配布資料) 2019年度10月(秋学期)入学 新入生相談会 2019年度テキスト科目 開講予定表[こども心理学部][モチベーション行動科学部](学生配布資料)	
【資料 2-2-12】	障がいのある学生の学修支援に関する基本方針	
【資料 2-2-13】	東京未来大学スチューデント・アシスタントに関する規程 東京未来大学ティーチング・アシスタントに関する規程	
【資料 2-2-14】	全学教授会議事録(2019年度/第12回)	
【資料 2-2-15】	学部・学科別退学者数及び留年者数推移(過去3年間)	エビデンス集(データ編)【表2-3】ご参照
【資料 2-2-16】	学生便覧(通学)履修の手引き p.57	【資料 F-5】 ご参照
【資料 2-2-17】	シラバス(オティスアワー)	【資料 F-12】 ご参照
【資料 2-2-18】	IRセンター 2019年度報告書	
2-3. キャリア支援		

東京未来大学

【資料 2-3-1】	学生便覧（通学）履修の手引き 2020 p. 62、86	【資料 F-5】 ご参照
【資料 2-3-2】	学生便覧（通学）履修の手引き 2020 p. 34	【資料 F-5】 ご参照
【資料 2-3-3】	シラバス(キャリア科目)	【資料 F-12】 ご参照
【資料 2-3-4】	キャリアガイダンス 2019 スケジュール 福祉・保育職、小学校教員希望者向けキャリアガイダンス	
【資料 2-3-5】	大学推薦インターンシップ募集企業一覧 プログラム参加の流れ(キャリアガイダンス資料) 2019年度 1日保育・教育体験の方針について	
【資料 2-3-6】	2019年度 実施資格講座案(学生向け告知資料)	
【資料 2-3-7】	学生便覧 履修の手引き 2020（通信教育課程） p. 31、. 35	【資料 F-5】 ご参照
【資料 2-3-8】	就職係会議 議メモ(2019年度) キャリアセンター管理運営委員会議事録(2019年度)	
【資料 2-3-9】	キャリアカフェ利用案内（学生用掲示）	
【資料 2-3-10】	新年度オリエンテーション キャリアセンターからのお知らせ)	
【資料 2-3-11】	月別キャリアカフェ利用人数（2019年度） 学校等の行う無料職業紹介事業報告(令和元年度)	
【資料 2-3-12】	保育・教職センター管理運営委員会議事録（2019年度）	
【資料 2-3-13】	学生便覧（通学）履修の手引き 2020 p. 38 保育・教職センターのご案内（学生掲示） ピアノ個人レッスン申し込みについて	【資料 F-5】 ご参照
【資料 2-3-14】	卒業後の就職サポートについて	
【資料 2-3-15】	就職の状況（過去3年間） 卒業後の進路先の状況（前年度実績）	エビデンス集（データ編）【表 2-5】【表 2-6】 ご参照
【資料 2-3-16】	上場企業就職一覧表	
【資料 2-3-17】	障害者雇用枠での就職活動支援について	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生便覧(通学)履修の手引き 2020 p. 32、37～38 学生相談室・保健室についてのご案内(学生用資料)	【F-5】 ご参照
【資料 2-4-2】	東京未来大学学生生活委員会規程 2020(令和2)年度委員会委員等一覧	
【資料 2-4-3】	東京未来大学学生会会則	
【資料 2-4-4】	東京未来大学ピアサポーター（学生用掲示）	
【資料 2-4-5】	東京未来大学特待生制度に関する申し合わせ 日本学生支援機構の貸与状況を示す資料	
【資料 2-4-6】	東京未来大学保健室規程 保健室勤務担当(2019年度)	
【資料 2-4-7】	東京未来大学学生相談室規程 学生相談室相談件数	
【資料 2-4-8】	2020年度 学生健康診断の実施について	
【資料 2-4-9】	東京未来大学 学生カード	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	「協働で築く力強い足立区の実現」～足立区基本構想 概要～	【資料 1-1-4】 ご参照
【資料 2-5-2】	東京未来大学 講義室・実習室・研究室等・管理表	
【資料 2-5-3】	東京未来大学施設の利用に関する規程 東京未来大学施設の利用に関する規程施行細則 東京未来大学 管理業務請負契約書	
【資料 2-5-4】	耐震診断評価書	
【資料 2-5-5】	学生便覧(通学)履修の手引き 2020 p. 8～12	【資料 F-5】 ご参照
【資料 2-5-6】	本学公式ウェブサイト（東京未来大学図書館） 図書館利用状況	
【資料 2-5-7】	履修登録者数(2019年度秋学期 教務委員会資料)	

東京未来大学

2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生便覧(通学)履修の手引き 2020 p. 58	【資料 F-5】 ご参照
【資料 2-6-2】	学生便覧 履修の手引き 2020(通信教育課程) p. 33	【資料 F-5】 ご参照
【資料 2-6-3】	教育改善向上(FD)活動年報 2019 年度	
【資料 2-6-4】	2018 年度 学生生活実態調査・卒業生アンケート結果報告 2018 年度 東京未来大学 学生生活実態調査	
【資料 2-6-5】	学生便覧(通学)履修の手引き 2020 p. 32	【資料 F-5】 ご参照
【資料 2-6-6】	学生便覧(通学)履修の手引き 2020 p. 27	【資料 F-5】 ご参照
【資料 2-6-7】	2018 年度 意見交換会 議事録メモ 2019 年度 意見交換会 議事録メモ	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	学生便覧(通学)履修の手引き 2020 p. 45, 61~63, 75, 85 学生便覧 履修の手引き 2020(通信教育課程) p. 4~5	【資料 F-5】 ご参照
【資料 3-1-2】	学生便覧(通学)履修の手引き 2020 p. 46 学生便覧 履修の手引き 2020(通信教育課程) p. 6~7	【資料 F-5】 ご参照
【資料 3-1-3】	東京未来大学学則 第 44 条 p. 9	【資料 F-3】
【資料 3-1-4】	東京未来大学 学生募集要項 2021 p. 6 東京未来大学 通信教育課程募集要項 2020 年度 p. 3~4 学生便覧(通学)履修の手引 2020 p. 45, 61~63, 75, 85 学生便覧 履修の手引き 2020(通信教育課程) p. 4~5 東京未来大学での学び方(オリエンテーション資料)	【資料 F-4】 【資料 F-5】
【資料 3-1-5】	【通学】教員ハンドブック p. 1~6 全学 FD ハンドブック p. 4~12	【資料 1-1-5】 ご参照
【資料 3-1-6】	本学公式ウェブサイト	【資料 1-1-5】 ご参照
【資料 3-1-7】	東京未来大学学則 第 34 条 p. 8	【資料 F-3】 ご参照
【資料 3-1-8】	東京未来大学こども心理学部履修規程 第 11 条 p. 8、第 16 条 p. 10 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規程 第 10 条 p. 25、第 16 条 p. 26	
【資料 3-1-9】	東京未来大学学則 第 5 条 p. 2 東京未来大学通信教育課程に関する規程 第 31 条 p. 45	【資料 F-3】 ご参照
【資料 3-1-10】	東京未来大学学則 第 37 条 p. 8 東京未来大学こども心理学部履修規程 第 7 条 p. 7 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規定 第 6 条 p. 23	【資料 F-3】、 【資料 3-1-8】 ご参照
【資料 3-1-11】	東京未来大学通信教育課程に関する規程 第 36 条 p. 45	【資料 F-3】 ご参照
【資料 3-1-12】	東京未来大学学則 第 44 条 p. 9 別表 2-1~2-3 p. 28~30	【資料 F-3】 ご参照
【資料 3-1-13】	東京未来大学通信教育課程に関する規程 第 36~37 条 p. 45 別表 2-1~2-2 p. 58~60	【資料 F-3】 ご参照
【資料 3-1-14】	東京未来大学学則 第 15 条 p. 3~4	【資料 F-3】 ご参照
【資料 3-1-15】	東京未来大学通信教育課程に関する規程 第 32 条 p. 45 東京未来大学こども心理学部履修規程 第 11 条 p. 8 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規定 第 10 条 p. 25	【資料 F-3】 【資料 3-1-8】 ご参照
【資料 3-1-16】	学生便覧(通学)履修の手引 2020 p. 56~p. 57 学生便覧 履修の手引き 2020(通信教育課程)p. 58~59	【資料 F-5】 ご参照
【資料 3-1-17】	東京未来大学学則 第 44 条 p. 9	【資料 F-3】 ご参照

東京未来大学

	東京未来大学学位規程 全学教授会議事録(2019(令和元)年度第12回)	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	学生便覧(通学) 履修の手引 2020 p.45、61～63、75、85 学生便覧 履修の手引き 2020(通信教育課程) p.4～5	【資料 F-5】 ご参照
【資料 3-2-2】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2020 p.62～65、77～79	【資料 F-5】 ご参照
【資料 3-2-3】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2020 p.70、78	【資料 F-5】 ご参照
【資料 3-2-4】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2020 p.67、71、78	【資料 F-5】 ご参照
【資料 3-2-5】	学生便覧 履修の手引き 2020(通信教育課程) p.61～65	【資料 F-5】 ご参照
【資料 3-2-6】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2020 p.93	【資料 F-5】 ご参照
【資料 3-2-7】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2020 p.91	【資料 F-5】 ご参照
【資料 3-2-8】	学生便覧 履修の手引き 2020(通信教育課程) p.75～79	【資料 F-5】 ご参照
【資料 3-2-9】	シラバス	【資料 F-12】 ご参照
【資料 3-2-10】	2020 年度の通学課程シラバス相互チェックのお願い	
【資料 3-2-11】	<通学課程>カリキュラムマップ、ナンバリング <通信教育課程>カリキュラムマップ、ナンバリング 本学公式ウェブサイト	
【資料 3-2-12】	東京未来大学学則 第33条 p.7 東京未来大学こども心理学部履修規程 第9条 p.7 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規定 第8条 p.24	【資料 F-3】 【資料 3-1-8】 ご参照
【資料 3-2-13】	学生便覧(通学) 履修の手引 2020 p.74,81,95	【資料 F-5】 ご参照
【資料 3-2-14】	【通学】教員ハンドブック p.20、18	【資料 1-1-5】 ご参照
【資料 3-2-15】	学生便覧(通学) 履修の手引 2020 p.49 学生便覧 履修の手引き 2020(通信教育課程) p.29	【資料 F-5】 ご参照
【資料 3-2-16】	教務委員会議事録(2019年2月26日)	
【資料 3-2-17】	東京未来大学教務委員会規程	
【資料 3-2-18】	教務委員会議事録(平成30(2018)年4月～平成31(2019)年3月)	
【資料 3-2-19】	教養教育運営委員会議事録(平成30(2018)年4月～平成31(2019)年2月)	
【資料 3-2-20】	東京未来大学教育改善向上委員会規程	
【資料 3-2-21】	全学FDハンドブック	【資料 1-1-5】 ご参照
【資料 3-2-22】	教育改善向上(FD)活動年報 2019年度	【資料 2-6-3】 ご参照
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	入学年度別進級・卒業者の状況	
【資料 3-3-2】	卒業生の専攻・学科別のGPA分布表	
【資料 3-3-3】	資格・免許状取得状況	
【資料 3-3-4】	就職実績(3年間・留年生を含む)	
【資料 3-3-5】	本学卒業生についてのアンケート	
【資料 3-3-6】	卒業生 REPORT 2019 -こども心理学部 こども保育・教職専攻 卒業生インタビュー-	
【資料 3-3-7】	学修成果点検・報告	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	東京未来大学学則 第6条 p.2 東京未来大学組織規程 第3条 p.20	【資料 F-3】 【資料 1-2-13】 ご参照
【資料 4-1-2】	東京未来大学大学戦略会議規程	
【資料 4-1-3】	東京未来大学全学教授会規程	

東京未来大学

【資料 4-1-4】	東京未来大学学部教授会規程	
【資料 4-1-5】	東京未来大学組織規程 組織図	【資料 1-2-12】 ご参照
【資料 4-1-6】	教職員協働関係図 令和 2(2020)年度 EM 局内組織図	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	大学設置基準および大学通信教育設置基準対比専任教員・教授教	
【資料 4-2-2】	東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程 東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程の施行細則	
【資料 4-2-3】	東京未来大学教育改善向上委員会規程 全学教職員連絡会議(全体会議)議事録 教育改善向上委員会議事録(令和元年度分)	【資料 3-2-20】 【資料 1-2-6】 ご参照
【資料 4-2-4】	教育改善向上(FD)活動年報 2019 年度	【資料 2-6-3】 ご参照
【資料 4-2-5】	全学 FD ハンドブック	【資料 1-1-5】 ご参照
【資料 4-2-6】	2019(R01)年度版 教員業績評価表	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	東京未来大学職員研修規程	
【資料 4-3-2】	令和元(2019)年度職員研修報告一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	東京未来大学 講義室・実習室・研究室等 管理表	【資料 2-5-2】 ご参照
【資料 4-4-2】	東京未来大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	
【資料 4-4-3】	東京未来大学における研究データの保存等に関する指針	
【資料 4-4-4】	研究倫理・不正防止研修会に関する報告書	
【資料 4-4-5】	不正防止に関わるコンプライアンス研修 修了状況 令和元(2019)年度	
【資料 4-4-6】	研究倫理審査結果通知書について(起案書) 研究倫理審査結果通知書	
【資料 4-4-7】	2019 年度 演習・卒業論文の研究倫理・不正防止の指導学生への指導一覧	
【資料 4-4-8】	東京未来大学個人研究費規程 東京未来大学個人研究費に関する細則	
【資料 4-4-9】	東京未来大学特別研究助成金に関する規程	
【資料 4-4-10】	2019 年度特別研究助成金対象研究の成果報告	
【資料 4-4-11】	東京未来大学公的研究費の管理・監査のガイドラインに係る規程 東京未来大学公的研究費に係る事務等取扱要領	
【資料 4-4-12】	東京未来大学専任教員長期研鑽制度に関する規程	
【資料 4-4-13】	東京未来大学研究推進ニュースレター Vol.10、Vol.11	
【資料 4-4-14】	2018 年度学生生活実態調査・卒業生アンケート結果報告	【資料 2-6-4】 ご参照
【資料 4-4-15】	大学戦略会議議事録(令和元(2019)年度第 10 回)	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	自主行動基準管理規程	
【資料 5-1-2】	コンプライアンス管理規程	
【資料 5-1-3】	三幸学園手帳	【資料 1-1-1】 ご参照
【資料 5-1-4】	全学教職員連絡会議(全体会議)議事録	【資料 1-2-6】 ご参照
【資料 5-1-5】	東京未来大学 こども心理学部 p.7	【F-2】

東京未来大学

	東京未来大学 モベーション行動科学部 p. 6 東京未来大学 通信教育課程 p. 34 学生便覧(通学)履修の手引き 2020 p. 45、61～63、75、85 学生便覧履修の手引き 2020(通信教育課程)p. 3～5 本学公式ウェブサイト	【F-5】 【資料 1-1-5】 ご参照
【資料 5-1-6】	入学式・卒業式 学長式辞	【資料 1-2-3】 ご参照
【資料 5-1-7】	コンプライアンス・マニュアル、 ハラスメント防止に関する規程 就業規則 第 20 条 p. 4、第 22 条～24 条 p. 4～7、第 52 条 p. 12 育児・介護休業等規程	
【資料 5-1-8】	メンタルヘルスおよび人事・労務に関する外部相談窓口の設置 について ストレスチェック制度実施規程	
【資料 5-1-9】	東京未来大学コンプライアンス委員会規程 東京未来大学ハラスメント防止規程 東京未来大学就業規程	
【資料 5-1-10】	衛生管理規程	
【資料 5-1-11】	東京未来大学安全衛生管理規程 東京未来大学理科室及び理科準備室における毒物・劇物及び危 険物の管理に関する規程 東京未来大学防災管理規程 災害対策マニュアル	
【資料 5-1-12】	コンプライアンス委員会規程	
【資料 5-1-13】	東京未来大学危機管理規程	
【資料 5-1-14】	コンプライアンス研修(役職者対象)	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	寄附行為 第 8 条 p. 7、第 25 条 p. 11	【資料 F-1】 ご参照
【資料 5-2-2】	寄附行為 第 23 条 p. 11	【資料 F-1】 ご参照
【資料 5-2-3】	令和 2 年度学校法人実態調査(抜粋)	【資料 F-10】 ご参照
【資料 5-2-4】	学校法人三幸学園組織図 寄附行為施行細則 令和 2 年度学校法人実態調査(抜粋)	【資料 F-10】 ご参照
【資料 5-2-5】	学校法人三幸学園 設置校一覧表	【資料 1-2-8】 ご参照
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	東京未来大学大学戦略会議規程	【資料 4-1-2】 ご参照
【資料 5-3-2】	2020 年度入社式・ビジョンミーティングについて 2019 年度サマーセミナーについて 2019 年度新春経営者セミナー開催について	
【資料 5-3-3】	監事報告会議事録	
【資料 5-3-4】	自己申告書提出について	
【資料 5-3-5】	理事会議事録(平成 29 年 5 月 29 日) 評議員会議事録(平成 29 年 5 月 29 日)	
【資料 5-3-6】	2019 年度監査スケジュール 監事監査調書	
【資料 5-3-7】	学園総務部の業務分担について 学校法人監事研修会(新任監事対象)	
【資料 5-3-8】	2019 年度後期 SAKO*夢プロジェクトのご案内	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	理事会議事録(令和元年 9 月 24 日)	
【資料 5-4-2】	第 2 期中長期計画	
【資料 5-4-3】	消費収支内訳表(H26 年度) 事業活動収支内訳表(H27～令和元年度)	
【資料 5-4-4】	在籍生徒数推移表(学校法人基礎調査ベース)	

東京未来大学

【資料 5-4-5】	補助金額内示表 (H26 年度～令和元年度)	
【資料 5-4-6】	特別補助内示表 (H26 年度～令和元年度)	
【資料 5-4-7】	科学費 採択件数と金額	
【資料 5-4-8】	学校法人三幸学園 2020 年度事業計画	【資料 F-6】 ご参照
【資料 5-4-9】	事業活動収支計算書関係比率 (大学単体)	エビデンス集 (データ編) 表 5-3 ご参照
【資料 5-4-10】	平成 27 年度計算書類～令和元年度計算書類 平成 27 年度監査報告書～令和元年度監査報告書	【資料 F-11】 ご参照
【資料 5-4-11】	2020 年度 予算書 学校法人三幸学園財産目録 (令和 2 年 3 月 31 日現在)	
【資料 5-4-12】	要積立額に対する金融資産の運用状況 (法人全体のもの) (過去 5 年間)	エビデンス集 (データ編) 表 5-5 ご参照
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	経理規程 経理事務処理要領	
【資料 5-5-2】	固定資産管理規程 東京未来大学固定資産及び物品調達規程	
【資料 5-5-3】	監査報告書	【資料 F-11】 ご参照
【資料 5-5-4】	理事会議事録 (平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月) 評議員会議事録 (平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月)	
【資料 5-5-5】	資産運用管理規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	東京未来大学学則第 2 条 p. 1	【資料 F-3】 ご参照
【資料 6-1-2】	東京未来大学自己点検・評価・改善に関する規程	
【資料 6-1-3】	自己点検・評価・改善委員会議事録 (平成 31 (2019) 年 4 月 17 日)	
【資料 6-1-4】	全学教職員連絡会議 (全体会議) 議事録	【資料 1-2-6】 ご参照
【資料 6-1-5】	東京未来大学 内部質保証体制組織図	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	自己点検・評価・改善委員会議事録 (令和元 (2019) 年 6 月 19 日)	
【資料 6-2-2】	自己点検評価書 (平成 30 (2018) 年度) 本学公式ウェブサイト	
【資料 6-2-3】	東京未来大学インスティテューショナルリサーチセンター規程	
【資料 6-2-4】	身につけるべき学士力調査	
【資料 6-2-5】	IR センター 2019 年度報告書	【資料 2-2-18】 ご参照
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	令和 2 (2020) 年度第 1 回全学教授会議事録	
【資料 6-3-2】	2016 年度 外部評価 評価報告 2017 年度 外部評価 評価報告	
【資料 6-3-3】	令和元年度 足立区六大学学長会議 共通テーマ「六大学と足立の未来～その可能性～」 保育分野における長期就労支援に向けた環境改善・エンゲージメント向上プロジェクト開発事業成果報告 (平成 31 年 3 月、令和 2 年 2 月) 教員の年齢構成の推移	

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の使命・目的に資する地域貢献活動の方針と体制		
【資料 A-1-1】	東京未来大学学則第 1 条 p. 1	【資料 F-3】 ご参照
【資料 A-1-2】	東京未来大学学友会会則	
【資料 A-1-3】	東京未来大学地域連携センター規程	【資料 1-1-10】 ご参照
【資料 A-1-4】	東京未来大学の足立区との連携の状況 第 13 回未来祭ポスター こども未来祭(写真) クリスマスフェスタ(写真)	
A-2. 地域連携センターの具体的取組		
【資料 A-2-1】	令和 2(2019)年度 足立区との連携事業実績 令和 2(2019)年度 足立区以外との連携事業実績	【資料 1-1-10】 ご参照
【資料 A-2-2】	足立区内企業との連携実績を示す資料	
【資料 A-2-3】	足立区内中小企業の見学・就業体験プログラムを示す資料	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。